

不利益処分 / 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	公共施設マネジメント課, 教育総務課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	行政財産の使用許可の取消し
処 分 権 者	市長。ただし、教育財産については教育長。
根 拠 規 定	地方自治法第 238 条の 4 第 9 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	地方自治法第 238 条の 4 第 9 項
処 分 基 準	<p>■設定 <input type="checkbox"/>未設定</p> <p>（行政財産の管理及び処分）</p> <p>第 238 条の 4 行政財産は、次項から第 4 項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。</p> <p>2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。</p> <p>（1）当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合（当該普通地方公共団体と 1 棟の建物を区分して所有する場合を除く。）において、その者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けるとき。</p> <p>（2）普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に 1 棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合</p> <p>（3）普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上に当該普通地方公共団体以外の者と 1 棟の建物を区分して所有するためその者（当該建物のうち行政財産である部分を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付ける場合</p> <p>（4）行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付</p>

	<p>けるとき（前3号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。</p> <p>(5) 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。</p> <p>(6) 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。</p> <p>3 前項第2号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する1棟の建物の一部（以下この項及び次項において「特定施設」という。）を当該普通地方公共団体以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けることができる。</p> <p>4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合について準用する。</p> <p>5 前3項の場合においては、次条第4項及び第5項の規定を準用する。</p> <p>6 第1項の規定に違反する行為は、これを無効とする。</p> <p>7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。</p> <p>8 前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法（平成3年法律第90号）の規定は、これを適用しない。</p> <p>9 第7項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。</p> <p>【基準】 上記の条文による。</p>
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	聴聞の付与
備 考	
設 定 日	平成31年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	総務課
適用日 (掲載日)	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	分担金等の督促
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	地方自治法第 231 条の 3 第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	地方自治法第 231 条の 3 第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(督促、滞納処分等)</p> <p>第 231 条の 3 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。</p> <p>2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。</p> <p>3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料、法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第 1 項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。</p> <p>4 第 1 項の歳入並びに第 2 項の手数料及び延滞金の還付並びにこれらの徴収金の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。</p> <p>5 普通地方公共団体の長以外の機関がした前各項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。</p> <p>6 第 3 項の規定により普通地方公共団体の長が地方税の滞納処分の例によりした処分についての審査請求については、地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 第 19 条の 4 の規定を準用する。</p> <p>7 普通地方公共団体の長は、第 1 項から第 4 項までの規定による処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。</p> <p>8 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から 20 日以内に意見を述べなければならない。</p>

	<p>9 普通地方公共団体の長は、第7項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。</p> <p>10 第7項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、第1項から第4項までの規定による処分については、裁判所に出訴することができない。</p> <p>11 第3項の規定による処分中差押物件の公売は、その処分が確定するまで執行を停止する。</p> <p>12 第3項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外においても、することができる。</p> <p>【基準】 上記の条文による。</p>
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	行政手続法第13条第2項第4号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和4年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	総務課
適用日 (掲載日)	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	認可地縁団体の認可の取消し
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	地方自治法第 260 条の 2 第 14 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	地方自治法第 260 条の 2
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>[地縁による団体]</p> <p>第 260 条の 2 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体 (以下本条において「地縁による団体」という。) は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。</p> <p>② 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。</p> <p>(1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。</p> <p>(2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。</p> <p>(3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることのできるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。</p> <p>(4) 規約を定めていること。</p> <p>③ 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。</p> <p>(1) 目的</p> <p>(2) 名称</p> <p>(3) 区域</p> <p>(4) 主たる事務所の所在地</p> <p>(5) 構成員の資格に関する事項</p> <p>(6) 代表者に関する事項</p> <p>(7) 会議に関する事項</p> <p>(8) 資産に関する事項</p> <p>④ 第 2 項第 2 号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続し</p>

	<p>ている区域の現況によらなければならない。</p> <p>⑤ 市町村長は、地縁による団体が第2項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第1項の認可をしなければならない。</p> <p>⑥ 第1項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。</p> <p>⑦ 第1項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。</p> <p>⑧ 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>⑨ 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。</p> <p>⑩ 市町村長は、第1項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。</p> <p>⑪ 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。</p> <p>⑫ 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第10項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。</p> <p>⑬ 認可地縁団体は、第10項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。</p> <p>⑭ 市町村長は、認可地縁団体が第2項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第1項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。</p> <p>⑮ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第4条及び第78条の規定は、認可地縁団体に準用する。</p> <p>⑯ 認可地縁団体は、法人税法（昭和40年法律第34号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第2条第6号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第37条の規定を適用する場合には同条第4項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに）」と、同法第66条の規定を適用する場合には同条第1項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第2項中「除く」とあるのは「除くものとし、認可地縁団体を含む」と、同条第3項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び）」とする。</p> <p>⑰ 認可地縁団体は、消費税法（昭和63年法律第108号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第3に掲げる法人とみなす。</p> <p>【基準】 上記の条文及び基準規定による。</p>
<p>参 考 資 料</p>	<p>紀の川市自治会等地縁団体の認可に関する要綱第6条</p>
<p>聴 聞 ・ 弁 明 手 続</p>	<p>聴聞の付与</p>

備 考	
設 定 日	令和5年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	総務課
適用日 (掲載日)	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	認可地縁団体の合併の認可の取消し
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	地方自治法第 260 条の 45 第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	地方自治法第 260 条の 45
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>〔認可の取消〕</p> <p>第 260 条の 45 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 260 条の 39 第 3 項の認可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第 260 条の 39 第 3 項の認可をした日から 6 月を経過しても第 260 条の 41 第 3 項の規定による届出がないとき。</p> <p>(2) 認可地縁団体が不正な手段により第 260 条の 39 第 3 項の認可を受けたとき。</p> <p>② 前条第 1 項の規定による告示後に前項 (第 2 号に係る部分に限る。) の規定により第 260 条の 39 第 3 項の認可が取り消されたときは、当該認可に係る合併をした認可地縁団体は、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が負担した債務について、連帯して弁済する責任を負う。</p> <p>③ 前項に規定する場合には、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が取得した財産は、当該合併をした認可地縁団体の共有に属する。</p> <p>④ 前 2 項に規定する場合には、各認可地縁団体の第 2 項の債務の負担部分及び前項の財産の共有持分は、各認可地縁団体の協議によつて定める。</p> <p>【基準】</p> <p>上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	

聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	総務課
適用日 (掲載日)	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	審査請求人等への提出書類等の交付に係る手数料の徴収 (第 38 条第 4 項準用)
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	行政不服審査法第 38 条第 6 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	行政不服審査法第 38 条第 4 項・第 6 項 ○紀の川市手数料条例第 2 条、別表
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(審査請求人等による提出書類等の閲覧等)</p> <p>第 38 条 審査請求人又は参加人は、第 41 条第 1 項又は第 2 項の規定により審理手続が終結するまでの間、審理員に対し、提出書類等 (第 29 条第 4 項各号に掲げる書面又は第 32 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 33 条の規定により提出された書類その他の物件をいう。次項において同じ。) の閲覧 (電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。) にあつては、記録された事項を審査庁が定める方法により表示したものの閲覧) 又は当該書面若しくは当該書類の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審理員は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。</p> <p>2 審理員は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る提出書類等の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審理員が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 審理員は、第 1 項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。</p> <p>4 第 1 項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>5 審理員は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>6 地方公共団体 (都道府県、市町村及び特別区並びに地方公共団体の組合に限る。以下同じ。) に所属する行政庁が審査庁である場合における前 2 項の規定の適用については、これらの規定中「政令」とあるのは、「条例」とし、国又は地</p>

	<p>方公共団体に所属しない行政庁が審査庁である場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「政令で」とあるのは、「審査庁が」とする。</p>
	<p>【基準】 上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	総務課
適用日 (掲載日)	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	審査関係人への提出資料の交付に係る手数料の徴収 (第 78 条第 4 項準用)
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	行政不服審査法第 81 条第 3 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	行政不服審査法第 78 条第 4 項、第 81 条 ○紀の川市手数料条例第 2 条、別表
処 分 基 準	■設定 □未設定
	<p>第 81 条 地方公共団体に、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置く。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体は、当該地方公共団体における不服申立ての状況等に鑑み同項の機関を置くことが不適當又は困難であるときは、条例で定めるところにより、事件ごとに、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置くことができる。</p> <p>3 前節第 2 款の規定は、前 2 項の機関について準用する。この場合において、第 78 条第 4 項及び第 5 項中「政令」とあるのは、「条例」と読み替えるものとする。</p> <p>4 前 3 項に定めるもののほか、第 1 項又は第 2 項の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該機関を置く地方公共団体の条例 (地方自治法第 252 条の 7 第 1 項の規定により共同設置する機関にあつては、同項の規約) で定める。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外

備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	危機管理消防課
適用日 (掲載日)	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	危険物質等の取扱者の措置命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 103 条第 3 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 103 条第 3 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止)</p> <p>第 103 条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質 (生物を含む。) で政令で定めるもの (以下この条及び第 107 条において「危険物質等」という。) に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、この法律その他法令の規定に基づき、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、危険物質等の占有者、所有者、管理者その他の危険物質等を取り扱う者 (次項及び第 4 項において「危険物質等の取扱者」という。) に対し、危険物質等の取扱所の警備の強化を求めることができる。</p> <p>3 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定める区分に応じ、危険物質等の取扱者に対し、次に掲げる措置のうち政令で定めるものを講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>(1) 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限</p> <p>(2) 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限</p> <p>(3) 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄</p> <p>4 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、前項の措置を講ずべきことを命ずるため必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、危険物質等の管理の状況について報告を求めることができる。</p>

	<p>5 前各項の規定は、危険物質等に係る武力攻撃災害が発生した場合において、これを防除し、及び軽減するときについて準用する。</p>
	<p>【基準】 上記の条文による。</p>
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	
備 考	
設 定 日	令和4年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	危機管理消防課
適用日 (掲載日)	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	武力攻撃災害の拡大防止のための措置の指示
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 111 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 111 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(市町村長の事前措置等)</p> <p>第 111 条 市町村長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害が発生した場合においてこれを拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。</p> <p>2 前項の場合において、都道府県知事は、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、自ら同項の規定による指示をすることができる。この場合において、当該指示をしたときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。</p> <p>3 警察署長又は海上保安部長等は、市町村長又は都道府県知事から要請があったときは、第 1 項の規定による指示をすることができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。</p> <p>【基準】 上記の条文による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	

備 考	
設 定 日	令和4年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	健康推進課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	損害賠償の受給による給付の制限
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	予防接種法第 18 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	予防接種法第 18 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(損害賠償との調整)</p> <p>第 18 条 市町村長は、給付を受けるべき者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わないことができる。</p> <p>2 市町村長は、給付を受けた者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、その受けた給付の額に相当する金額を返還させることができる。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	健康推進課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	賠償受給額相当額の返還命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	予防接種法第 18 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	予防接種法第 18 条第 2 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(損害賠償との調整)</p> <p>第 18 条 市町村長は、給付を受けるべき者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わないことができる。</p> <p>2 市町村長は、給付を受けた者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、その受けた給付の額に相当する金額を返還させることができる。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	健康推進課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	不正受給者からの給付額の徴収
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	予防接種法第 19 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	予防接種法第 19 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>（不正利得の徴収）</p> <p>第 19 条 市町村長は、偽りその他不正の手段により給付を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その受けた給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	健康推進課
適用日 (掲載日)	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	予防接種の実費の徴収
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	予防接種法第 28 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	予防接種法施行令第 3 条、第 33 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 (実費の徴収) 第 28 条 定期の予防接種又は臨時の予防接種 (特定 B 類疾病に係るものに限る。)を行った者は、予防接種を受けた者又はその保護者から、政令の定めるところにより、実費を徴収することができる。ただし、これらの者が、経済的理由により、その費用を負担することができないと認めるときはこの限りでない。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	健康推進課
適用日 (掲載日)	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	障害年金の給付の額の改定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	予防接種法施行令第 15 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	予防接種法施行令第 15 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	(A 類疾病に係る定期の予防接種等又は B 類疾病に係る臨時の予防接種に係る年金たる給付の額の変更) 第 15 条 障害児又は法第 16 条第 1 項第 3 号の規定による障害年金の支給を受けている者の障害の状態に変更があったため、新たに別表第 1 又は別表第 2 に定める他の等級に該当することとなった場合においては、新たに該当するに至った等級に応ずる額を支給するものとし、従前の給付は行わない。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	健康推進課
適用日 (掲載日)	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	命令に従わない場合の給付差止め
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	予防接種法施行令第 16 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	予防接種法施行令第 16 条第 2 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(A 類疾病に係る定期の予防接種等又は B 類疾病に係る臨時の予防接種に係る年金たる給付に係る診断及び報告)</p> <p>第 16 条 市町村長は、予防接種に係る年金たる給付の支給に関し特に必要があると認めるときは、予防接種に係る年金たる給付を受けている者に対して、医師の診断を受けるべきこと若しくはその養育する障害児について医師の診断を受けさせるべきことを命じ、又は必要な報告を求めることができる。</p> <p>2 予防接種に係る年金たる給付を受けている者が、正当な理由がなくて前項の規定による命令に従わず、又は報告をしないときは、市町村長は、予防接種に係る年金たる給付の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>【基準】 上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	

設 定 日

令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	環境衛生課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	墓地等の経営許可の取消し等
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	墓地、埋葬等に関する法律第 19 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	墓地、埋葬等に関する法律第 19 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	〔施設の整備改善その他の強制処分命令〕 第 19 条 都道府県知事は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設の整備改善、又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、又は第 10 条の規定による許可を取り消すことができる。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	環境衛生課
適用日 (掲載日)	平成 31 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置の命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	旅館業法第7条の2第2項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	旅館業法第7条の2第2項
処 分 基 準	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定 未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	環境衛生課
適用日 (掲載日)	平成 31 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	旅館業の停止命令等
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	旅館業法第7条の2第3項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	旅館業法第7条の2第3項
処 分 基 準	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定 未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	環境衛生課
適用日 (掲載日)	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	勧告に係る措置命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	動物の愛護及び管理に関する法律第 24 条の 2 第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	動物の愛護及び管理に関する法律第 24 条の 2
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(第 1 種動物取扱業者であつた者に対する勧告等)</p> <p>第 24 条の 2 都道府県知事は、第 1 種動物取扱業者について、第 13 条第 1 項若しくは第 16 条第 2 項の規定により登録がその効力を失つたとき又は第 19 条第 1 項の規定により登録を取り消したときは、その者に対し、これらの事由が生じた日から 2 年間は、期限を定めて、動物の不適正な飼養又は保管により動物の健康及び安全が害されること並びに周辺的生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため必要な勧告をすることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>3 都道府県知事は、前 2 項の規定の施行に必要な限度において、第 13 条第 1 項若しくは第 16 条第 2 項の規定により登録がその効力を失い、又は第 19 条第 1 項の規定により登録を取り消された者に対し、飼養施設の状況、その飼養若しくは保管をする動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該者の飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>4 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。</p> <p>【基準】 上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	

聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	環境衛生課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	設置後等の水質検査についての勧告に係る措置命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	浄化槽法第7条の2第3項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	浄化槽法第7条の2
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>（設置後等の水質検査についての勧告及び命令等）</p> <p>第7条の2 都道府県知事は、前条第1項の規定の施行に関し必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対し、同項の水質に関する検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言をすることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、浄化槽管理者が前条第1項の規定を遵守していないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、同項の水質に関する検査を受けるべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文及び基準規定による。</p>
	参 考 資 料
聴聞・弁明手続	行政手続法第13条第2項第3号により適用除外

備考	和歌山県の事務処理の特例に関する条例第2条による権限移譲
設定日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	環境衛生課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	浄化槽の使用停止命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	浄化槽法第 12 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	浄化槽法第 12 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(保守点検又は清掃についての改善命令等)</p> <p>第 12 条 都道府県知事は、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、浄化槽管理者、浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、浄化槽管理士若しくは浄化槽清掃業者又は技術管理者に対し、浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、浄化槽の保守点検の技術上の基準又は浄化槽の清掃の技術上の基準に従って浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃が行われていないと認めるときは、当該浄化槽管理者、当該浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、浄化槽管理士若しくは浄化槽清掃業者又は当該技術管理者に対し、浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について必要な改善措置を命じ、又は当該浄化槽管理者に対し、10 日以内の期間を定めて当該浄化槽の使用の停止を命ずることができる。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 3 号により適用除外

備 考	和歌山県の事務処理の特例に関する条例第2条による権限移譲
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	環境衛生課
適用日 (掲載日)	令和 2 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	定期検査についての勧告に係る措置命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	浄化槽法第 12 条の 2 第 3 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	浄化槽法第 12 条の 2
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(定期検査についての勧告及び命令等)</p> <p>第 12 条の 2 都道府県知事は、第 11 条第 1 項の規定の施行に関し必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対し、同項本文の水質に関する検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言をすることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、浄化槽管理者が第 11 条第 1 項の規定を遵守していないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、同項本文の水質に関する検査を受けるべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 3 号により適用除外

備 考	和歌山県の事務処理の特例に関する条例第2条による権限移譲
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	環境衛生課
適用日 (掲載日)	令和 2 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	排水設備設置又は水洗便所改造の命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	浄化槽法第 12 条の 8 第 3 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	浄化槽法第 12 条の 8
処 分 基 準	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定 未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	環境衛生課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	浄化槽の清掃について必要な指示
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	浄化槽法第 41 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	浄化槽法第 41 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>（指示、許可の取消し、事業の停止等）</p> <p>第 41 条 市町村長は、浄化槽の清掃について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽清掃業者に対し、必要な指示をすることができる。</p> <p>2 市町村長は、浄化槽清掃業者の事業の用に供する施設若しくは浄化槽清掃業者の能力が第 36 条第 1 号の基準に適合しなくなつたとき、又は浄化槽清掃業者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消し、又は 6 月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>（1） 第 12 条第 2 項の命令に違反したとき。</p> <p>（2） 不正の手段により第 35 条第 1 項の許可を受けたとき。</p> <p>（3） 第 36 条第 2 号イ、ハ又はホからヌまでのいずれかに該当することとなつたとき。</p> <p>（4） 第 37 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>（5） 前項の指示に従わず、情状特に重いとき。</p> <p>3 第 35 条第 4 項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。</p> <p>【基準】 上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	

聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	環境衛生課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	浄化槽清掃業の許可の取消し等
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	浄化槽法第 41 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	<p>浄化槽法第 12 条第 2 項、第 35 条第 1 項、第 36 条第 2 号イ・ハ・ホ～ヌ、第 37 条</p> <p>環境省関係浄化槽法施行規則第 11 条</p>
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>（指示、許可の取消し、事業の停止等）</p> <p>第 41 条 市町村長は、浄化槽の清掃について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽清掃業者に対し、必要な指示をすることができる。</p> <p>2 市町村長は、浄化槽清掃業者の事業の用に供する施設若しくは浄化槽清掃業者の能力が第 36 条第 1 号の基準に適合しなくなつたとき、又は浄化槽清掃業者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消し、又は 6 月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>（1） 第 12 条第 2 項の命令に違反したとき。</p> <p>（2） 不正の手段により第 35 条第 1 項の許可を受けたとき。</p> <p>（3） 第 36 条第 2 号イ、ハ又はホからヌまでのいずれかに該当することとなつたとき。</p> <p>（4） 第 37 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>（5） 前項の指示に従わず、情状特に重いとき。</p> <p>3 第 35 条第 4 項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。</p> <p>【基準】 上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	

聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	環境衛生課
適用日 (掲載日)	令和 2 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	特定既存単独処理浄化槽についての勧告に係る措置命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	浄化槽法附則第 11 条第 3 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	浄化槽法附則第 11 条
処 分 基 準	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定 未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	和歌山県の事務処理の特例に関する条例第 2 条による権限移譲
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	環境衛生課
適用日 (掲載日)	平成 31 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査の報告命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	土壌汚染対策法第3条第8項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	土壌汚染対策法第3条、第55条
処 分 基 準	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定 未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	環境衛生課
適用日 (掲載日)	平成 31 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	汚染除去等計画の提出命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	土壌汚染対策法第7条第2項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	土壌汚染対策法第7条、第55条
処 分 基 準	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定 未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	環境衛生課
適用日 (掲載日)	平成 31 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	汚染除去等計画の変更命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	土壌汚染対策法第7条第4項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	土壌汚染対策法第7条、第55条
処 分 基 準	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定 未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	環境衛生課
適用日 (掲載日)	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	地域脱炭素化促進事業計画の認定の取消し
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	地球温暖化対策の推進に関する法律第 22 条の 3 第 3 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	地球温暖化対策の推進に関する法律第 22 条の 2 第 3 項、第 22 条の 3 第 3 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(地域脱炭素化促進事業計画の変更等)</p> <p>第 22 条の 3 前条第 3 項の認定を受けた者 (以下「認定地域脱炭素化促進事業者」という。) は、当該認定に係る地域脱炭素化促進事業計画を変更しようとするときは、地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは当該地方公共団体実行計画協議会における協議を経て、環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、計画策定市町村の認定を受けなければならない。ただし、環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>2 認定地域脱炭素化促進事業者は、前項ただし書の環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を計画策定市町村に届け出なければならない。</p> <p>3 計画策定市町村は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第 3 項の認定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 認定地域脱炭素化促進事業者が前条第 3 項の認定に係る地域脱炭素化促進事業計画 (第 1 項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定地域脱炭素化促進事業計画」という。) に従って地域脱炭素化促進事業を行っていないとき。</p> <p>(2) 認定地域脱炭素化促進事業計画が前条第 3 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当しないものとなったとき。</p> <p>4 計画策定市町村は、前項の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に通知するとともに、公表するものとする。</p> <p>5 前条第 3 項から第 17 項までの規定は、第 1 項の規定による変更の認定について準用する。</p>

	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	聴聞又は弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	環境衛生課, 廃棄物対策課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	一般廃棄物収集運搬業・処分業の事業の停止
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3 ○紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第21条</p>
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>（事業の停止） 第7条の3 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>（1） この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。</p> <p>（2） その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第7条第5項第3号又は第10項第3号に規定する基準に適合しなくなったとき。</p> <p>（3） 第7条第11項（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。</p> <p>【基準】 上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与

備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	環境衛生課, 廃棄物対策課
適用日 (掲載日)	令和4年4月1日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	一般廃棄物収集運搬業・処分業の許可の取消し等
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4 ○紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第21条
処 分 基 準	■設定 □未設定 (許可の取消し) 第7条の4 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。 (1) 第7条第5項第4号ハ若しくはニ(第25条から第27条まで若しくは第32条第1項(第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。))の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号チに該当するに至ったとき。 (2) 第7条第5項第4号リからルまで(同号ハ若しくはニ(第25条から第27条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。))又は同号チに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。 (3) 第7条第5項第4号リからルまで(同号ホに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。 (4) 第7条第5項第4号イからトまで又はリからルまでのいずれかに該当するに至ったとき(前3号に該当する場合を除く。) (5) 前条第1号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。 (6) 不正の手段により第7条第1項若しくは第6項の許可(同条第2項又は第7項の許可の更新を含む。)又は第7条の2第1項の変更の許可を受けたとき。 2 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が前条第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	聴聞の付与
備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	廃棄物対策課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	産業廃棄物処理施設の設置許可の取消し
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 3 第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 3
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>（許可の取消し）</p> <p>第 15 条の 3 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該産業廃棄物処理施設に係る第 15 条第 1 項の許可を取り消さなければならない。</p> <p>（1） 産業廃棄物処理施設の設置者が第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでのいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>（2） 前条第 3 号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。</p> <p>（3） 不正の手段により第 15 条第 1 項の許可又は第 15 条の 2 の 6 第 1 項の変更の許可を受けたとき。</p> <p>2 都道府県知事は、前条第 1 号、第 2 号若しくは第 4 号のいずれかに該当するときは、又は特定産業廃棄物最終処分場の設置者が第 15 条の 2 の 4 において読み替えて準用する第 8 条の 5 第 1 項の規定による維持管理積立金の積立てをしていないときは、当該産業廃棄物処理施設に係る第 15 条第 1 項の許可を取り消すことができる。</p> <p>【基準】 上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	

備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	廃棄物対策課
適用日 (掲載日)	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	改善命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条の 3

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条の 3	
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(改善命令)</p> <p>第 19 条の 3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者は、当該一般廃棄物又は産業廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、当該保管、収集、運搬又は処分を行った者（事業者、一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者及び無害化処理認定業者（以下この条において「事業者等」という。）並びに国外廃棄物を輸入した者（事業者等を除く。）に限る。）に対し、期限を定めて、当該廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>(1) 一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）が適用される者により、当該基準に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合（第 3 号に掲げる場合を除く。） 市町村長</p> <p>(2) 産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物保管基準）が適用される者により、当該基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合（次号に掲げる場合を除く。） 都道府県知事</p> <p>(3) 無害化処理認定業者により、一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）又は産業廃棄物処理基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準）に適合しない一般廃棄物又は産業廃棄物の当該認定に係る収集、運搬又は処分が行われた場合 環境大臣</p>	
	【基準】	上記の条文及び基準規定による。

参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	廃棄物対策課
適用日 (掲載日)	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	措置命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条の 4

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条の 4 第 1 項・第 2 項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 15 条</p>
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(措置命令)</p> <p>第 19 条の 4 一般廃棄物処理基準 (特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準) に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市町村長 (前条第 3 号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第 19 条の 7 において同じ。) は、必要な限度において、当該収集、運搬又は処分を行った者 (第 6 条の 2 第 1 項の規定により当該収集、運搬又は処分を行った市町村を除くものとし、同条第 6 項若しくは第 7 項又は第 7 条第 14 項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者を含む。次条第 1 項及び第 19 条の 7 において「処分者等」という。) に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置 (以下「支障の除去等の措置」という。) を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定による命令をするときは、環境省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。</p> <p>【基準】 上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	

備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	廃棄物対策課
適用日 (掲載日)	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	処分者等に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条の 7 第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条の 7 第 1 項・第 2 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(生活環境の保全上の支障の除去等の措置)</p> <p>第 19 条の 7 第 19 条の 4 第 1 項に規定する場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、市町村長は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第 2 号に該当すると認められるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。</p> <p>(1) 第 19 条の 4 第 1 項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた処分者等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。</p> <p>(2) 第 19 条の 4 第 1 項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく当該支障の除去等の措置を命ずべき処分者等を確知することができないとき。</p> <p>(3) 第 19 条の 4 の 2 第 1 項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた認定業者が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。</p> <p>(4) 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合において、第 19 条の 4 第 1 項又は第 19 条の 4 の 2 第 1 項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。</p> <p>2 市町村長は、前項 (第 3 号に係る部分を除く。) の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該処分者等に負担させることができる。</p> <p>3 市町村長は、第 1 項 (第 3 号に係る部分に限る。) の規定により同項の支障の</p>

	<p>除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該認定業者に負担させることができる。</p> <p>4 市町村長は、第1項（第4号に係る部分に限る。）の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合において、第19条の4の2第1項各号のいずれにも該当すると認められるときは、当該支障の除去等の措置に要した費用の全部又は一部について、環境省令で定めるところにより、当該認定業者に負担させることができる。この場合において、当該認定業者に負担させる費用の額は、当該一般廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。</p> <p>5 前3項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条の規定を準用する。</p> <p>6 第1項の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合において、当該支障の除去等の措置が特定一般廃棄物最終処分場の維持管理に係るものであるときは、市町村長は、当該特定一般廃棄物最終処分場に係る第8条の5第6項に規定する者（以下この項において「設置者等」という。）及び機構にあらかじめ通知した上で、当該支障の除去等の措置に要した費用に充てるため、その費用の額の範囲内で、当該特定一般廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を当該設置者等に代わって取り戻すことができる。</p> <p>【基準】 上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	
備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	廃棄物対策課
適用日 (掲載日)	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	認定業者に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条の 7 第 3 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条の 7 第 3 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(生活環境の保全上の支障の除去等の措置)</p> <p>第 19 条の 7 第 19 条の 4 第 1 項に規定する場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、市町村長は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第 2 号に該当すると認められるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。</p> <p>(1) 第 19 条の 4 第 1 項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた処分者等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。</p> <p>(2) 第 19 条の 4 第 1 項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく当該支障の除去等の措置を命ずべき処分者等を確知することができないとき。</p> <p>(3) 第 19 条の 4 の 2 第 1 項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた認定業者が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。</p> <p>(4) 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合において、第 19 条の 4 第 1 項又は第 19 条の 4 の 2 第 1 項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。</p> <p>2 市町村長は、前項 (第 3 号に係る部分を除く。) の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該処分者等に負担させることができる。</p> <p>3 市町村長は、第 1 項 (第 3 号に係る部分に限る。) の規定により同項の支障の</p>

	<p>除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該認定業者に負担させることができる。</p> <p>4 市町村長は、第1項（第4号に係る部分に限る。）の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合において、第19条の4の2第1項各号のいずれにも該当すると認められるときは、当該支障の除去等の措置に要した費用の全部又は一部について、環境省令で定めるところにより、当該認定業者に負担させることができる。この場合において、当該認定業者に負担させる費用の額は、当該一般廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。</p> <p>5 前3項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条の規定を準用する。</p> <p>6 第1項の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合において、当該支障の除去等の措置が特定一般廃棄物最終処分場の維持管理に係るものであるときは、市町村長は、当該特定一般廃棄物最終処分場に係る第8条の5第6項に規定する者（以下この項において「設置者等」という。）及び機構にあらかじめ通知した上で、当該支障の除去等の措置に要した費用に充てるため、その費用の額の範囲内で、当該特定一般廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を当該設置者等に代わって取り戻すことができる。</p> <p>【基準】 上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	
備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	廃棄物対策課
適用日 (掲載日)	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	緊急の場合の認定業者に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条の 7 第 4 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条の 7 第 4 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(生活環境の保全上の支障の除去等の措置)</p> <p>第 19 条の 7 第 19 条の 4 第 1 項に規定する場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、市町村長は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第 2 号に該当すると認められるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。</p> <p>(1) 第 19 条の 4 第 1 項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた処分者等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。</p> <p>(2) 第 19 条の 4 第 1 項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく当該支障の除去等の措置を命ずべき処分者等を確知することができないとき。</p> <p>(3) 第 19 条の 4 の 2 第 1 項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた認定業者が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。</p> <p>(4) 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合において、第 19 条の 4 第 1 項又は第 19 条の 4 の 2 第 1 項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。</p> <p>2 市町村長は、前項 (第 3 号に係る部分を除く。) の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該処分者等に負担させることができる。</p> <p>3 市町村長は、第 1 項 (第 3 号に係る部分に限る。) の規定により同項の支障の</p>

	<p>除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該認定業者に負担させることができる。</p> <p>4 市町村長は、第1項（第4号に係る部分に限る。）の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合において、第19条の4の2第1項各号のいずれにも該当すると認められるときは、当該支障の除去等の措置に要した費用の全部又は一部について、環境省令で定めるところにより、当該認定業者に負担させることができる。この場合において、当該認定業者に負担させる費用の額は、当該一般廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。</p> <p>5 前3項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条の規定を準用する。</p> <p>6 第1項の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合において、当該支障の除去等の措置が特定一般廃棄物最終処分場の維持管理に係るものであるときは、市町村長は、当該特定一般廃棄物最終処分場に係る第8条の5第6項に規定する者（以下この項において「設置者等」という。）及び機構にあらかじめ通知した上で、当該支障の除去等の措置に要した費用に充てるため、その費用の額の範囲内で、当該特定一般廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を当該設置者等に代わって取り戻すことができる。</p> <p>【基準】 上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	
備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	社会福祉課
適用日 (掲載日)	平成 31 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	保護を受けた者からの費用徴収
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	生活保護法第 77 条の 2 第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	生活保護法第 77 条の 2 生活保護法施行規則第 22 条の 3
処 分 基 準	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定
	未設定理由: 事案ごとの裁量が大きく、処分基準を設定することは困難であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	令和 2 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	社会福祉課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	措置命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	社会福祉法第 56 条第 6 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	社会福祉法第 56 条第 4 項・第 6 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(監督)</p> <p>第 56 条 所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、社会福祉法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又は当該職員に、社会福祉法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。</p> <p>3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>4 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置 (役員 の解職を除く。) をとるべき旨を勧告することができる。</p> <p>5 所轄庁は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた社会福祉法人が同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。</p> <p>6 所轄庁は、第 4 項の規定による勧告を受けた社会福祉法人が、正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p>7 社会福祉法人が前項の命令に従わないときは、所轄庁は、当該社会福祉法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員 の解職を勧告することができる。</p> <p>8 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに 1 年以上にわたつてその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができる。</p>

	<p>9 所轄庁は、第7項の規定により役員の解職を勧告しようとする場合には、当該社会福祉法人に、所轄庁の指定した職員に対して弁明する機会を与えなければならない。この場合においては、当該社会福祉法人に対し、あらかじめ、書面をもって、弁明をなすべき日時、場所及びその勧告をなすべき理由を通知しなければならない。</p> <p>10 前項の通知を受けた社会福祉法人は、代理人を出頭させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。</p> <p>11 第9項の規定による弁明を聴取した者は、聴取書及び当該勧告をする必要があるかどうかについての意見を付した報告書を作成し、これを所轄庁に提出しなければならない。</p> <p>【基準】 上記の条文による。</p>
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	社会福祉課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	社会福祉法人の業務停止命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	社会福祉法第 56 条第 7 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	社会福祉法第 56 条第 7 項・第 9 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(監督)</p> <p>第 56 条 所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、社会福祉法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又は当該職員に、社会福祉法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。</p> <p>3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>4 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置 (役員 の解職を除く。) をとるべき旨を勧告することができる。</p> <p>5 所轄庁は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた社会福祉法人が同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。</p> <p>6 所轄庁は、第 4 項の規定による勧告を受けた社会福祉法人が、正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p>7 社会福祉法人が前項の命令に従わないときは、所轄庁は、当該社会福祉法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員 の解職を勧告することができる。</p> <p>8 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに 1 年以上にわたつてその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができる。</p>

	<p>9 所轄庁は、第7項の規定により役員の解職を勧告しようとする場合には、当該社会福祉法人に、所轄庁の指定した職員に対して弁明する機会を与えなければならない。この場合においては、当該社会福祉法人に対し、あらかじめ、書面をもって、弁明をなすべき日時、場所及びその勧告をなすべき理由を通知しなければならない。</p> <p>10 前項の通知を受けた社会福祉法人は、代理人を出頭させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。</p> <p>11 第9項の規定による弁明を聴取した者は、聴取書及び当該勧告をする必要があるかどうかについての意見を付した報告書を作成し、これを所轄庁に提出しなければならない。</p> <p>【基準】 上記の条文による。</p>
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	弁明の機会の付与（社会福祉法第56条第9項）
備 考	
設 定 日	平成31年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	社会福祉課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	社会福祉法人の解散命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	社会福祉法第 56 条第 8 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	社会福祉法第 56 条第 8 項
処 分 基 準	<p>■設定 <input type="checkbox"/>未設定</p> <p>(監督)</p> <p>第 56 条 所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、社会福祉法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又は当該職員に、社会福祉法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。</p> <p>3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>4 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置（役員の解職を除く。）をとるべき旨を勧告することができる。</p> <p>5 所轄庁は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた社会福祉法人が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>6 所轄庁は、第 4 項の規定による勧告を受けた社会福祉法人が、正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p>7 社会福祉法人が前項の命令に従わないときは、所轄庁は、当該社会福祉法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員の解職を勧告することができる。</p> <p>8 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに 1 年以上にわたつてその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができる。</p>

	<p>9 所轄庁は、第7項の規定により役員の解職を勧告しようとする場合には、当該社会福祉法人に、所轄庁の指定した職員に対して弁明する機会を与えなければならない。この場合においては、当該社会福祉法人に対し、あらかじめ、書面をもって、弁明をなすべき日時、場所及びその勧告をなすべき理由を通知しなければならない。</p> <p>10 前項の通知を受けた社会福祉法人は、代理人を出頭させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。</p> <p>11 第9項の規定による弁明を聴取した者は、聴取書及び当該勧告をする必要があるかどうかについての意見を付した報告書を作成し、これを所轄庁に提出しなければならない。</p> <p>【基準】 上記の条文による。</p>
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	聴聞の付与
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	社会福祉課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	公益事業及び収益事業の停止命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	社会福祉法第 57 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	社会福祉法第 57 条
処 分 基 準	<p>■設定 <input type="checkbox"/>未設定</p> <p>（公益事業又は収益事業の停止）</p> <p>第 57 条 所轄庁は、第 26 条第 1 項の規定により公益事業又は収益事業を行う社会福祉法人につき、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該社会福祉法人に対して、その事業の停止を命ずることができる。</p> <p>（1） 当該社会福祉法人が定款で定められた事業以外の事業を行うこと。</p> <p>（2） 当該社会福祉法人が当該収益事業から生じた収益を当該社会福祉法人の行う社会福祉事業及び公益事業以外の目的に使用すること。</p> <p>（3） 当該公益事業又は収益事業の継続が当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に支障があること。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文による。</p>
	参 考 資 料
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	

設 定 日

平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	社会福祉課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	補助金等の返還命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	社会福祉法第 58 条第 3 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	社会福祉法第 58 条第 2 項・第 3 項 ○紀の川市社会福祉協議会の助成に関する条例第 4 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>（助成等）</p> <p>第 58 条 国又は地方公共団体は、必要があると認めるときは、厚生労働省令又は当該地方公共団体の条例で定める手続に従い、社会福祉法人に対し、補助金を支出し、又は通常の場合よりも当該社会福祉法人に有利な条件で、貸付金を支出し、若しくはその他の財産を譲り渡し、若しくは貸し付けることができる。ただし、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）及び地方自治法第 237 条第 2 項の規定の適用を妨げない。</p> <p>2 前項の規定により、社会福祉法人に対する助成がなされたときは、厚生労働大臣又は地方公共団体の長は、その助成の目的が有効に達せられることを確保するため、当該社会福祉法人に対して、次に掲げる権限を有する。</p> <p>（1） 事業又は会計の状況に関し報告を徴すること。</p> <p>（2） 助成の目的に照らして、社会福祉法人の予算が不相当であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。</p> <p>（3） 社会福祉法人の役員が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反した場合において、その役員を解職すべき旨を勧告すること。</p> <p>3 国又は地方公共団体は、社会福祉法人が前項の規定による措置に従わなかったときは、交付した補助金若しくは貸付金又は譲渡し、若しくは貸し付けたその他の財産の全部又は一部の返還を命ずることができる。</p> <p>4 第 56 条第 9 項から第 11 項までの規定は、第 2 項第 3 号の規定により解職を勧告し、又は前項の規定により補助金若しくは貸付金の全部若しくは一部の返還を命令する場合に準用する。</p> <p>○紀の川市社会福祉協議会の助成に関する条例 （使用制限等）</p> <p>第 4 条 助成を受けた社会福祉協議会は、助成に係る補助金、貸付金その他の財産を助成の目的外の用途に使用してはならない。</p>

	<p>2 助成を受けた社会福祉協議会が前項の規定に違反したときは、市長は助成を取り消し、又は補助金、貸付金その他の財産の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。</p>
	<p>【基準】 上記の条文による。</p>
<p>参 考 資 料</p>	
<p>聴 聞 ・ 弁 明 手 続</p>	<p>行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外</p>
<p>備 考</p>	
<p>設 定 日</p>	<p>平成 31 年 3 月 31 日</p>

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	社会福祉課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	共同募金会の解散命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	社会福祉法第 121 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	社会福祉法第 121 条
処 分 基 準	■設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	(共同募金会に対する解散命令) 第 121 条 第 30 条第 1 項の所轄庁は、共同募金会については、第 56 条第 8 項の事由が生じた場合のほか、第 114 条各号に規定する基準に適合しないと認められるに至った場合においても、解散を命ずることができる。ただし、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限る。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞の付与
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	社会福祉課
適用日 (掲載日)	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	措置命令 (第 56 条第 6 項準用)
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	社会福祉法第 144 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	社会福祉法第 56 条第 6 項、第 144 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 (監督等) 第 144 条 第 56 条 (第 8 項を除く。)、第 57 条の 2、第 59 条、第 59 条の 2 (第 2 項を除く。) 及び第 59 条の 3 の規定は、社会福祉連携推進法人について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 表 省略
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	令和 5 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	社会福祉課
適用日 (掲載日)	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	社会福祉連携推進法人の業務停止命令 (第 56 条第 7 項準用)
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	社会福祉法第 144 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	社会福祉法第 56 条第 7 項、第 144 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	(監督等) 第 144 条 第 56 条 (第 8 項を除く。)、第 57 条の 2、第 59 条、第 59 条の 2 (第 2 項を除く。) 及び第 59 条の 3 の規定は、社会福祉連携推進法人について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 表 省略
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	令和 5 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	社会福祉課
適用日 (掲載日)	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	社会福祉連携推進認定の取消し
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	社会福祉法第 145 条第 1 項・第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	社会福祉法第 127 条、第 128 条、第 145 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(社会福祉連携推進認定の取消し)</p> <p>第 145 条 認定所轄庁は、社会福祉連携推進法人が、次の各号のいずれかに該当するときは、社会福祉連携推進認定を取り消さなければならない。</p> <p>(1) 第 128 条第 1 号又は第 3 号に該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正の手段により社会福祉連携推進認定を受けたとき。</p> <p>2 認定所轄庁は、社会福祉連携推進法人が、次の各号のいずれかに該当するときは、社会福祉連携推進認定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第 127 条各号 (第 5 号を除く。) に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。</p> <p>(2) 社会福祉連携推進法人から社会福祉連携推進認定の取消しの申請があつたとき。</p> <p>(3) この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。</p> <p>3 認定所轄庁は、前 2 項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。</p> <p>4 第 1 項又は第 2 項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消された社会福祉連携推進法人は、その名称中の社会福祉連携推進法人という文字を一般社団法人と変更する定款の変更をしたものとみなす。</p> <p>5 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 (平成 18 年法律第 49 号) 第 29 条第 6 項及び第 7 項の規定は、認定所轄庁が第 1 項又は第 2 項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消した場合について準用する。この場合において、同条第 6 項中「行政庁は、第 1 項又は第 2 項の規定による公益認定」とあるのは、「社会福祉法第 139 条第 1 項に規定する認定所轄庁は、同法第 126 条第 1 項に規定する社会福祉連携推進認定」と読み替えるものとする。</p>

	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	
備 考	
設 定 日	令和5年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日 (掲載日)	令和 2 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	社会福祉施設の基準適合命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	社会福祉法第 71 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	社会福祉法第 71 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(改善命令)</p> <p>第 71 条 都道府県知事は、第 62 条第 1 項の規定による届出をし、若しくは同条第 2 項の規定による許可を受けて社会福祉事業を經營する者の施設又は第 68 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定による届出をして社会福祉事業を經營する者の施設が、第 65 条第 1 項又は第 68 条の 5 第 1 項の基準に適合しないと認められるに至つたときは、その事業を經營する者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文による。</p>
参 考 資 料	紀の川市軽費老人ホーム及び老人福祉センター実地指導要綱
聴聞・弁明手続	<p>聴聞又は弁明の機会の付与</p> <p>※行政手続法第 13 条第 2 項各号の規定に該当し、適用除外に該当する場合有り</p>
備 考	和歌山県の事務処理の特例に関する条例第 2 条による権限移譲
設 定 日	令和 3 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	老人居宅生活支援事業等に係る措置の解除
処 分 権 者	福祉事務所長
根 拠 規 定	老人福祉法第 10 条の 4 第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	老人福祉法第 10 条の 4 第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(居宅における介護等)</p> <p>第 10 条の 4 市町村は、必要に応じて、次の措置を採ることができる。</p> <p>(1) 65 歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (厚生労働省令で定める部分に限る。第 20 条の 8 第 4 項において同じ。) 若しくは夜間対応型訪問介護又は第 1 号訪問事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において第 5 条の 2 第 2 項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託すること。</p> <p>(2) 65 歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型通所介護又は第 1 号通所事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者 (養護者を含む。) を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人デイサービスセンター若しくは第 5 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める施設 (以下「老人デイサービスセンター等」という。) に通わせ、同項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者の設置する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該便宜を供与することを委託すること。</p> <p>(3) 65 歳以上の者であつて、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となつたものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人短期入所施設若しくは第 5 条の 2 第 4 項の厚生労働省令で定める施設 (以下「老人短期入所施設等」という。) に</p>

	<p>短期間入所させ、養護を行い、又は当該市町村以外の者の設置する老人短期入所施設等に短期間入所させ、養護することを委託すること。</p> <p>(4) 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において、又は第5条の2第5項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、同項の厚生労働省令で定める便宜及び機能訓練を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜及び機能訓練を供与することを委託すること。</p> <p>(5) 65歳以上の者であつて、認知症（介護保険法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）であるために日常生活を営むのに支障があるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）が、やむを得ない事由により同法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第5条の2第6項に規定する住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行い、又は当該市町村以外の者に当該住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行うことを委託すること。</p> <p>(6) 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する複合型サービス（訪問介護等（定期巡回・随時対応型訪問介護看護にあつては、厚生労働省令で定める部分に限る。）に係る部分に限る。第20条の8第4項において同じ。）を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第5条の2第7項の厚生労働省令で定めるサービスを供与し、又は当該市町村以外の者に当該サービスを供与することを委託すること。</p> <p>2 市町村は、65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものにつき、前項各号の措置を採るほか、その福祉を図るため、必要に応じて、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託する措置を採ることができる。</p> <p>【基準】 上記の条文による。</p>
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	老人福祉法第12条の2により適用除外
備 考	
設 定 日	平成31年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	日常生活用具の給付等の措置の解除
処 分 権 者	福祉事務所長
根 拠 規 定	老人福祉法第 10 条の 4 第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	老人福祉法第 10 条の 4 第 2 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(居宅における介護等)</p> <p>第 10 条の 4 市町村は、必要に応じて、次の措置を採ることができる。</p> <p>(1) 65 歳以上の者であつて、身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (厚生労働省令で定める部分に限る。第 20 条の 8 第 4 項において同じ。) 若しくは夜間対応型訪問介護又は第 1 号訪問事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において第 5 条の 2 第 2 項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託すること。</p> <p>(2) 65 歳以上の者であつて、身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型通所介護又は第 1 号通所事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者 (養護者を含む。) を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人デイサービスセンター若しくは第 5 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める施設 (以下「老人デイサービスセンター等」という。) に通わせ、同項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者の設置する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該便宜を供与することを委託すること。</p> <p>(3) 65 歳以上の者であつて、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となつたものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人短期入所施設若しくは第 5 条の 2 第 4 項の厚生労働省令で定める施設 (以下「老人短期入所施設等」という。) に</p>

	<p>短期間入所させ、養護を行い、又は当該市町村以外の者の設置する老人短期入所施設等に短期間入所させ、養護することを委託すること。</p> <p>(4) 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において、又は第5条の2第5項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、同項の厚生労働省令で定める便宜及び機能訓練を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜及び機能訓練を供与することを委託すること。</p> <p>(5) 65歳以上の者であつて、認知症（介護保険法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）であるために日常生活を営むのに支障があるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）が、やむを得ない事由により同法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第5条の2第6項に規定する住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行い、又は当該市町村以外の者に当該住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行うことを委託すること。</p> <p>(6) 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する複合型サービス（訪問介護等（定期巡回・随時対応型訪問介護看護にあつては、厚生労働省令で定める部分に限る。）に係る部分に限る。第20条の8第4項において同じ。）を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第5条の2第7項の厚生労働省令で定めるサービスを供与し、又は当該市町村以外の者に当該サービスを供与することを委託すること。</p> <p>2 市町村は、65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものにつき、前項各号の措置を採るほか、その福祉を図るため、必要に応じて、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託する措置を採ることができる。</p> <p>【基準】 上記の条文による。</p>
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	老人福祉法第12条の2により適用除外
備 考	
設 定 日	平成31年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	養護老人ホーム等への入所措置等の解除
処 分 権 者	福祉事務所長
根 拠 規 定	老人福祉法第 11 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	老人福祉法第 11 条第 1 項 ○紀の川市老人ホーム入所判定事務取扱要領第 4 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(老人ホームへの入所等)</p> <p>第 11 条 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。</p> <p>(1) 65 歳以上の者であつて、環境上の理由及び経済的理由 (政令で定めるものに限る。)により居宅において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。</p> <p>(2) 65 歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。</p> <p>(3) 65 歳以上の者であつて、養護者がいないか、又は養護者があつてもこれに養護させることが不適當であると認められるものの養護を養護受託者 (老人を自己の下に預つて養護することを希望する者であつて、市町村長が適當と認めるものをいう。以下同じ。)のうち政令で定めるものに委託すること。</p> <p>2 市町村は、前項の規定により養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームに入所させ、若しくは入所を委託し、又はその養護を養護受託者に委託した者が死亡した場合において、その葬祭 (葬祭のために必要な処理を含む。以下同じ。)を行う者がいないときは、その葬祭を行い、又はその者を入所させ、若しくは養護していた養護老人ホーム、特別養護老人ホーム若しくは養護受託者にその葬祭を行うことを委託する措置を採ることができる。</p> <p>○紀の川市老人ホーム入所判定事務取扱要領 (措置変更)</p> <p>第 4 条 入所措置の要否判定に係る措置変更の事務については、次による。</p>

	<p>(1) 福祉事務所長は、原則として毎年4月1日現在の入所者全員の日常生活動作等の状況を把握するため、4月末日までに関係老人福祉施設長に日常生活動作等記録票(様式第3号)の提出を求め、措置基準により入所継続の可否を総合的に見直す。</p> <p>(2) 福祉事務所長は、前号により入所要件に適合しないとみなされる者について、審査票を作成して委員会に判定を依頼する。</p> <p>(3) 委員会の委員長は、判定結果を審査票に記載の上、福祉事務所長に報告する。</p> <p>(4) 福祉事務所長は、前号による委員会の報告を勘案して入所継続の可否を決定する。</p> <p>(5) 福祉事務所長は、入所継続を要しないと決定した者については、要措置変更者台帳(様式第4号)に記載し、措置の廃止又は変更の事務を行う。</p> <p>【基準】 上記の条文による。</p>
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	老人福祉法第12条の2により適用除外
備 考	
設 定 日	平成31年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	入所措置費用の徴収
処 分 権 者	福祉事務所長
根 拠 規 定	老人福祉法第 28 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	<p>老人福祉法第 28 条第 1 項</p> <p>○老人福祉法第 28 条の規定に基づく負担金徴収規則第 3 条、第 7 条、別表第 1、別表第 2</p>
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(費用の徴収)</p> <p>第 28 条 第 10 条の 4 第 1 項及び第 11 条の規定による措置に要する費用については、これを支弁した市町村の長は、当該措置に係る者又はその扶養義務者 (民法 (明治 29 年法律第 89 号) に定める扶養義務者をいう。以下同じ。) から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2 前項の規定による費用の徴収は、徴収されるべき者の居住地又は財産所在地の市町村に嘱託することができる。</p> <p>第 4 章の 2 有料老人ホーム</p> <p>○老人福祉法第 28 条の規定に基づく負担金徴収規則</p> <p>(負担金の月額)</p> <p>第 3 条 被措置者に係る負担金の月額は、その月における被措置者に係る措置費の支弁額を限度として、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 法第 10 条の 4 第 1 項各号又は第 11 条第 1 項第 2 号の規定による被措置者 介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) の規定に基づき訪問介護等に関する給付を受ける者が負担する額に相当する額</p> <p>(2) 法第 11 条第 1 項第 1 号の規定による養護老人ホーム被措置者及び同項第 3 号の規定による養護委託による被措置者 別表第 1 により算定した額</p> <p>2 扶養義務者に係る負担金の月額は、その月における被措置者 (前項第 2 号に掲げる者に限る。以下この項並びに次条第 1 項及び第 2 項において同じ。) に係る措置費の支弁額の 2 分の 1 の額を限度として、別表第 2 により算定した額とする。</p> <p>3 月の途中で老人ホーム等に措置され、又は措置解除された者に係るその措置さ</p>

	<p>れ、又は措置解除された日の属する月の分の負担金の月額は、前 2 項に規定する負担金の月額に当該月の実措置日数を当該月の実日数で除した数を乗じて得た額(1 円未満の端数は切り捨てるものとする。)とする。</p> <p>(負担金の徴収)</p> <p>第 7 条 福祉事務所長は、前月分の負担金について毎月 10 日までに納入通知書を発しなければならない。</p> <p>2 被措置者又はその扶養義務者は、前項の負担金を指定の期日までに納付しなければならない。</p> <p>別表第 1 省略 別表第 2 省略</p> <p>【基準】 上記の条文による。</p>
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	被保険者に対する不正利得の徴収
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法第 22 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	介護保険法第 22 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(不正利得の徴収等)</p> <p>第 22 条 偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者があるときは、市町村は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができるほか、当該偽りその他不正の行為によって受けた保険給付が第 51 条の 3 第 1 項の規定による特定入所者介護サービス費の支給、第 51 条の 4 第 1 項の規定による特例特定入所者介護サービス費の支給、第 61 条の 3 第 1 項の規定による特定入所者介護予防サービス費の支給又は第 61 条の 4 第 1 項の規定による特例特定入所者介護予防サービス費の支給であるときは、市町村は、厚生労働大臣の定める基準により、その者から当該偽りその他不正の行為によって支給を受けた額の 100 分の 200 に相当する額以下の金額を徴収することができる。</p> <p>2 前項に規定する場合において、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護についてその治療の必要の程度につき診断する医師その他居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス、施設サービス又は介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスに従事する医師又は歯科医師が、市町村に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、市町村は、当該医師又は歯科医師に対し、保険給付を受けた者に連帯して同項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。</p> <p>3 市町村は、第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者、第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービス事業者、第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者、第 54 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者又は第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援事業者 (以下この項に</p>

	<p>において「指定居宅サービス事業者等」という。)が、偽りその他不正の行為により第41条第6項、第42条の2第6項、第46条第4項、第48条第4項、第51条の3第4項、第53条第4項、第54条の2第6項、第58条第4項又は第61条の3第4項の規定による支払を受けたときは、当該指定居宅サービス事業者等から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を徴収することができる。</p>
	<p>【基準】 上記の条文による。</p>
<p>参 考 資 料</p>	
<p>聴 聞 ・ 弁 明 手 続</p>	<p>行政手続法第13条第2項第4号に該当し、適用除外</p>
<p>備 考</p>	
<p>設 定 日</p>	<p>平成31年3月31日</p>

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	虚偽診断書による不正利得の徴収命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法第 22 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	介護保険法第 22 条第 2 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(不正利得の徴収等)</p> <p>第 22 条 偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者があるときは、市町村は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができるほか、当該偽りその他不正の行為によって受けた保険給付が第 51 条の 3 第 1 項の規定による特定入所者介護サービス費の支給、第 51 条の 4 第 1 項の規定による特例特定入所者介護サービス費の支給、第 61 条の 3 第 1 項の規定による特定入所者介護予防サービス費の支給又は第 61 条の 4 第 1 項の規定による特例特定入所者介護予防サービス費の支給であるときは、市町村は、厚生労働大臣の定める基準により、その者から当該偽りその他不正の行為によって支給を受けた額の 100 分の 200 に相当する額以下の金額を徴収することができる。</p> <p>2 前項に規定する場合において、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護についてその治療の必要の程度につき診断する医師その他居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス、施設サービス又は介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスに従事する医師又は歯科医師が、市町村に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、市町村は、当該医師又は歯科医師に対し、保険給付を受けた者に連帯して同項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。</p> <p>3 市町村は、第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者、第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービス事業者、第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者、第 54 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者又は第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援事業者 (以下この項に</p>

	<p>において「指定居宅サービス事業者等」という。)が、偽りその他不正の行為により第41条第6項、第42条の2第6項、第46条第4項、第48条第4項、第51条の3第4項、第53条第4項、第54条の2第6項、第58条第4項又は第61条の3第4項の規定による支払を受けたときは、当該指定居宅サービス事業者等から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を徴収することができる。</p> <p>【基準】 上記の条文による。</p>
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	行政手続法第13条第2項第4号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成31年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	指定居宅サービス事業者等の費用返納命令等
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法第 22 条第 3 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	介護保険法第 22 条第 3 項
処 分 基 準	<p>■設定 <input type="checkbox"/>未設定</p> <p>(不正利得の徴収等)</p> <p>第 22 条 偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者があるときは、市町村は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができるほか、当該偽りその他不正の行為によって受けた保険給付が第 51 条の 3 第 1 項の規定による特定入所者介護サービス費の支給、第 51 条の 4 第 1 項の規定による特例特定入所者介護サービス費の支給、第 61 条の 3 第 1 項の規定による特定入所者介護予防サービス費の支給又は第 61 条の 4 第 1 項の規定による特例特定入所者介護予防サービス費の支給であるときは、市町村は、厚生労働大臣の定める基準により、その者から当該偽りその他不正の行為によって支給を受けた額の 100 分の 200 に相当する額以下の金額を徴収することができる。</p> <p>2 前項に規定する場合において、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護についてその治療の必要の程度につき診断する医師その他居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス、施設サービス又は介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスに従事する医師又は歯科医師が、市町村に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、市町村は、当該医師又は歯科医師に対し、保険給付を受けた者に連帯して同項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。</p> <p>3 市町村は、第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者、第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービス事業者、第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者、第 54 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者又は第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援事業者 (以下この項に</p>

	<p>において「指定居宅サービス事業者等」という。)が、偽りその他不正の行為により第41条第6項、第42条の2第6項、第46条第4項、第48条第4項、第51条の3第4項、第53条第4項、第54条の2第6項、第58条第4項又は第61条の3第4項の規定による支払を受けたときは、当該指定居宅サービス事業者等から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を徴収することができる。</p>
	<p>【基準】 上記の条文による。</p>
<p>参 考 資 料</p>	
<p>聴 聞 ・ 弁 明 手 続</p>	<p>行政手続法第13条第2項第4号に該当し、適用除外</p>
<p>備 考</p>	
<p>設 定 日</p>	<p>平成31年3月31日</p>

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	職権による要介護状態区分の変更の認定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法第 30 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	介護保険法第 30 条 介護保険法施行規則第 44 条第 1 項・第 2 項、第 45 条、第 46 条
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 第 30 条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者について、その介護の必要の程度が低下したことにより当該要介護認定に係る要介護状態区分以外の要介護状態区分に該当するに至ったと認めるときは、要介護状態区分の変更の認定をすることができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該変更の認定に係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、これに当該変更の認定に係る要介護状態区分及び次項において準用する第 27 条第 5 項後段の規定による認定審査会の意見 (同項第 2 号に掲げる事項に係るものに限る。) を記載し、これを返付するものとする。 2 第 27 条第 2 項から第 6 項まで及び第 7 項前段並びに第 28 条第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の要介護状態区分の変更の認定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与 ※行政手続法第 13 条第 2 項各号の規定に該当し、適用除外に該当する場合有り

備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	要介護認定の取消し
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法第 31 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	介護保険法第 31 条 介護保険法施行規則第 47 条第 1 項・第 2 項、第 48 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(要介護認定の取消し)</p> <p>第 31 条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該要介護認定を取り消すことができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、第 27 条第 7 項各号に掲げる事項の記載を削除し、これを返付するものとする。</p> <p>(1) 要介護者に該当しなくなったと認めるとき。</p> <p>(2) 正当な理由なしに、前条第 2 項若しくは次項において準用する第 27 条第 2 項の規定による調査(第 24 条の 2 第 1 項第 2 号又は前条第 2 項若しくは次項において準用する第 28 条第 5 項の規定により委託された場合にあつては、当該委託に係る調査を含む。)に於かないとき、又は前条第 2 項若しくは次項において準用する第 27 条第 3 項ただし書の規定による診断命令に従わないとき。</p> <p>2 第 27 条第 2 項から第 4 項まで、第 5 項前段、第 6 項及び第 7 項前段並びに第 28 条第 5 項から第 8 項までの規定は、前項第 1 号の規定による要介護認定の取消しについて準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文による。</p>
	参 考 資 料

聴聞・弁明手続	聴聞の付与 ※行政手続法第13条第2項各号の規定に該当し、適用除外に該当する場合有り
備 考	
設 定 日	平成31年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	職権による要支援状態区分の変更の認定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法第 33 条の 3 第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	介護保険法第 33 条の 3 介護保険法施行規則第 55 条の 4 第 1 項・第 2 項、第 55 条の 5、第 55 条の 6
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 第 33 条の 3 市町村は、要支援認定を受けた被保険者について、その支援の必要の程度が低下したことにより当該要支援認定に係る要支援状態区分以外の要支援状態区分に該当するに至ったと認めるときは、要支援状態区分の変更の認定をすることができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該変更の認定に係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、これに当該変更の認定に係る要支援状態区分及び次項において準用する第 32 条第 4 項後段の規定による認定審査会の意見 (同項第 2 号に掲げる事項に係るものに限る。) を記載し、これを返付するものとする。 2 第 28 条第 5 項から第 8 項まで並びに第 32 条第 2 項から第 5 項まで及び第 6 項前段の規定は、前項の要支援状態区分の変更の認定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与 ※行政手続法第 13 条第 2 項各号の規定に該当し、適用除外に該当する場合有り

備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	要支援認定の取消し
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法第 34 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	介護保険法第 34 条 介護保険法施行規則第 56 条第 1 項・第 2 項、第 57 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(要支援認定の取消し)</p> <p>第 34 条 市町村は、要支援認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該要支援認定を取り消すことができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、第 32 条第 6 項各号に掲げる事項の記載を削除し、これを返付するものとする。</p> <p>(1) 要支援者に該当しなくなったと認めるとき。</p> <p>(2) 正当な理由なしに、前条第 2 項若しくは次項において準用する第 32 条第 2 項の規定により準用される第 27 条第 2 項の規定による調査 (第 24 条の 2 第 1 項第 2 号又は前条第 2 項若しくは次項において準用する第 28 条第 5 項の規定により委託された場合にあつては、当該委託に係る調査を含む。) に応じないとき、又は次項において準用する第 32 条第 2 項の規定により準用される第 27 条第 3 項ただし書の規定による診断命令に従わないとき。</p> <p>2 第 28 条第 5 項から第 8 項まで並びに第 32 条第 2 項、第 3 項、第 4 項前段、第 5 項及び第 6 項前段の規定は、前項第 1 号の規定による要支援認定の取消しについて準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文による。</p>
	参 考 資 料

聴聞・弁明手続	聴聞の付与 ※行政手続法第13条第2項各号の規定に該当し、適用除外に該当する場合有り
備 考	
設 定 日	平成31年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	刑事施設等に拘禁された場合の給付制限
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法第 63 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	介護保険法第 63 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 (保険給付の制限) 第 63 条 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁された者については、その期間に係る介護給付等は、行わない。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	故意の場合の給付制限
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法第 64 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	介護保険法第 64 条
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 第 64 条 市町村は、自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用若しくは居宅介護住宅改修費若しくは介護予防住宅改修費に係る住宅改修の実施に関する指示に従わないことにより、要介護状態等若しくはその原因となった事故を生じさせ、又は要介護状態等の程度を増進させた被保険者の当該要介護状態等については、これを支給事由とする介護給付等は、その全部又は一部を行わないことができる。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	市町村が行う調査に応じなかった場合の給付制限
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法第 65 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	介護保険法第 65 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>第 65 条 市町村は、介護給付等を受ける者が、正当な理由なしに、第 23 条の規定による求め (第 24 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により委託された場合にあつては、当該委託に係る求めを含む。) に応ぜず、又は答弁を拒んだときは、介護給付等の全部又は一部を行わないことができる。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	保険料滞納の場合の支払方法の変更
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法第 66 条第 1 項・第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	<p>介護保険法第 66 条 介護保険法施行令第 30 条、第 31 条 介護保険法施行規則第 98 条、第 99 条、第 100 条、第 101 条、第 102 条</p>
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(保険料滞納者に係る支払方法の変更)</p> <p>第 66 条 市町村は、保険料を滞納している第 1 号被保険者である要介護被保険者等 (原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 (平成 6 年法律第 117 号) による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付を受けることができるものを除く。) が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に、第 41 条第 6 項、第 42 条の 2 第 6 項、第 46 条第 4 項、第 48 条第 4 項、第 51 条の 3 第 4 項、第 53 条第 4 項、第 54 条の 2 第 6 項、第 58 条第 4 項及び第 61 条の 3 第 4 項の規定を適用しない旨の記載 (以下この条及び次条第 3 項において「支払方法変更の記載」という。) をするものとする。</p> <p>2 市町村は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、同項に規定する政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、同項に規定する要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に支払方法変更の記載をすることができる。</p> <p>3 市町村は、前 2 項の規定により支払方法変更の記載を受けた要介護被保険者等が滞納している保険料を完納したとき、又は当該要介護被保険者等に係る滞納額の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、当該支払方法変更の記載を消除するものとする。</p> <p>4 第 1 項又は第 2 項の規定により支払方法変更の記載を受けた要介護被保険者等が、当該支払方法の変更の記載がなされている間に受けた指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス及び指定介護予防支援に係る</p>

	<p>居宅介護サービス費の支給、地域密着型介護サービス費の支給、居宅介護サービス計画費の支給、施設介護サービス費の支給、特定入所者介護サービス費の支給、介護予防サービス費の支給、地域密着型介護予防サービス費の支給、介護予防サービス計画費の支給及び特定入所者介護予防サービス費の支給については、第41条第6項、第42条の2第6項、第46条第4項、第48条第4項、第51条の3第4項、第53条第4項、第54条の2第6項、第58条第4項及び第61条の3第4項の規定は適用しない。</p>
	<p>【基準】 上記の条文による。</p>
<p>参 考 資 料</p>	
<p>聴 聞 ・ 弁 明 手 続</p>	<p>弁明の機会の付与</p>
<p>備 考</p>	
<p>設 定 日</p>	<p>平成31年3月31日</p>

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	保険料滞納の場合の保険給付の支払いの一時差止め
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法第 67 条第 1 項・第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	介護保険法第 67 条第 1 項・第 2 項 介護保険法施行令第 30 条、第 32 条第 1 項 介護保険法施行規則第 100 条、第 103 条、第 104 条、第 105 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	(保険給付の支払の一時差止) 第 67 条 市町村は、保険給付を受けることができる第 1 号被保険者である要介護被保険者等が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。 2 市町村は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、保険給付を受けることができる第 1 号被保険者である要介護被保険者等が保険料を滞納している場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。 3 市町村は、前条第 1 項又は第 2 項の規定により支払方法変更の記載を受けている要介護被保険者等であって、前 2 項の規定による保険給付の全部又は一部の支払の一時差止がなされているものが、なお滞納している保険料を納付しない場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該要介護被保険者等に通知して、当該一時差止に係る保険給付の額から当該要介護被保険者等が滞納している保険料額を控除することができる。
	【基準】 上記の条文による。

参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	保険給付一時差止めに係る保険給付額からの滞納保険料額の控除
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法第 67 条第 3 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	介護保険法第 67 条第 3 項 介護保険法施行規則第 106 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(保険給付の支払の一時差止)</p> <p>第 67 条 市町村は、保険給付を受けることができる第 1 号被保険者である要介護被保険者等が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。</p> <p>2 市町村は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、保険給付を受けることができる第 1 号被保険者である要介護被保険者等が保険料を滞納している場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。</p> <p>3 市町村は、前条第 1 項又は第 2 項の規定により支払方法変更の記載を受けている要介護被保険者等であって、前 2 項の規定による保険給付の全部又は一部の支払の一時差止がなされているものが、なお滞納している保険料を納付しない場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該要介護被保険者等に通知して、当該一時差止に係る保険給付の額から当該要介護被保険者等が滞納している保険料額を控除することができる。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文による。</p>

参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	保険料滞納の場合の第二号被保険者に対する保険給付の支払いの一時差止め
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法第 68 条第 4 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	介護保険法第 7 条第 6 項、第 68 条第 1 項・第 2 項・第 3 項・第 4 項 介護保険法施行令第 30 条、第 32 条 介護保険法施行規則第 100 条、第 107 条、第 108 条、第 109 条
処 分 基 準	<p> <input checked="" type="checkbox"/>設定 <input type="checkbox"/>未設定 </p> <p> (医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険給付の一時差止) </p> <p> 第 68 条 市町村は、保険給付を受けることができる第 2 号被保険者である要介護被保険者等について、医療保険各法の定めるところにより当該要介護被保険者等が納付義務又は払込義務を負う保険料 (地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) の規定による国民健康保険税を含む。) 又は掛金であってその納期限又は払込期限までに納付しなかったもの (以下この項及び次項において「未納医療保険料等」という。) がある場合においては、未納医療保険料等があることにつき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に、第 41 条第 6 項、第 42 条の 2 第 6 項、第 46 条第 4 項、第 48 条第 4 項、第 51 条の 3 第 4 項、第 53 条第 4 項、第 54 条の 2 第 6 項、第 58 条第 4 項及び第 61 条の 3 第 4 項の規定を適用しない旨並びに保険給付の全部又は一部の支払を差し止める旨の記載 (以下この条において「保険給付差止の記載」という。) をすることができる。 </p> <p> 2 市町村は、前項の規定により保険給付差止の記載を受けた要介護被保険者等が、未納医療保険料等を完納したとき、又は当該要介護被保険者等に係る未納医療保険料等の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、当該保険給付差止の記載を消除するものとする。 </p> <p> 3 第 66 条第 4 項の規定は、第 1 項の規定により保険給付差止の記載を受けた要介護被保険者等について準用する。 </p> <p> 4 市町村は、第 1 項の規定により保険給付差止の記載を受けた要介護被保険者等について、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。 </p> <p> 5 市町村は、要介護被保険者等についての保険給付差止の記載に関し必要があると認めるときは、当該要介護被保険者等の加入する医療保険者 (当該要介護 </p>

	<p>被保険者等が全国健康保険協会の管掌する健康保険の被保険者（健康保険法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）若しくはその被扶養者又は船員保険の被保険者（船員保険法第2条第2項に規定する疾病任意継続被保険者を除く。）若しくはその被扶養者である場合には、厚生労働大臣とし、当該要介護被保険者等が国民健康保険法の定めるところにより都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険（以下「国民健康保険」という。）の被保険者である場合には、市町村とする。以下この条において同じ。）に対し、当該要介護被保険者等に係る医療保険各法の規定により徴収される保険料（地方税法の規定により徴収される国民健康保険税を含む。）又は掛金の納付状況その他厚生労働省令で定める事項について、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等の加入する医療保険者に対し、情報の提供を求めることができる。</p> <p>【基準】 上記の条文による。</p>
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	行政手続法第13条第2項第4号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成31年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日 (掲載日)	平成 31 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	保険料滞納の場合の保険給付の額の減額等
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法第 69 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	介護保険法第 69 条 介護保険法施行令第 33 条、第 34 条、第 35 条 介護保険法施行規則第 111 条、第 112 条、第 113 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 (保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例) 第 69 条 市町村は、要介護認定、要介護更新認定、第 29 条第 2 項において準用する第 27 条第 7 項若しくは第 30 条第 1 項の規定による要介護状態区分の変更の認定、要支援認定、要支援更新認定、第 33 条の 2 第 2 項において準用する第 32 条第 6 項若しくは第 33 条の 3 第 1 項の規定による要支援状態区分の変更の認定 (以下この項において単に「認定」という。)をした場合において、当該認定に係る第 1 号被保険者である要介護被保険者等について保険料徴収権消滅期間 (当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効によって消滅している期間につき政令で定めるところにより算定された期間をいう。以下この項において同じ。)があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等の被保険者証に、当該認定に係る第 27 条第 7 項後段 (第 28 条第 4 項及び第 29 条第 2 項において準用する場合を含む。)、第 30 条第 1 項後段若しくは第 35 条第 4 項後段又は第 32 条第 6 項後段 (第 33 条第 4 項及び第 33 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)、第 33 条の 3 第 1 項後段若しくは第 35 条第 2 項後段若しくは第 6 項後段の規定による記載に併せて、介護給付等 (居宅介護サービス計画費の支給、特例居宅介護サービス計画費の支給、介護予防サービス計画費の支給及び特例介護予防サービス計画費の支給、高額介護サービス費の支給、高額医療合算介護サービス費の支給、高額介護予防サービス費の支給及び高額医療合算介護予防サービス費の支給並びに特定入所者介護サービス費の支給、特例特定入所者介護サービス費の支給、特定入所者介護予防サービス費の支給及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給を除く。)の額の減額を行う旨並びに高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費並びに特定入所者介護サービス費、特例特定入所者介護サービス費、特定入所者介護予防サービス費及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給を行わない旨並びにこれらの措置がと

られる期間（市町村が、政令で定めるところにより、保険料徴収権消滅期間に応じて定める期間をいう。以下この条において「給付額減額期間」という。）の記載（以下この条において「給付額減額等の記載」という。）をするものとする。ただし、当該要介護被保険者等について、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

2 市町村は、前項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等について、同項ただし書の政令で定める特別の事情があると認めるとき、又は給付額減額期間が経過したときは、当該給付額減額等の記載を削除するものとする。

3 第1項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等が、当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に利用した居宅サービス（これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。）及び地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。）並びに行った住宅改修に係る次の各号に掲げる介護給付等について当該各号に定める規定を適用する場合（第49条の2又は第59条の2の規定により読み替えて適用する場合を除く。）においては、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

(1) 居宅介護サービス費の支給 第41条第4項第1号及び第2号並びに第43条第1項、第4項及び第6項

(2) 特例居宅介護サービス費の支給 第42条第3項並びに第43条第1項、第4項及び第6項

(3) 地域密着型介護サービス費の支給 第42条の2第2項各号並びに第43条第1項、第4項及び第6項

(4) 特例地域密着型介護サービス費の支給 第42条の3第2項並びに第43条第1項、第4項及び第6項

(5) 施設介護サービス費の支給 第48条第2項

(6) 特例施設介護サービス費の支給 第49条第2項

(7) 介護予防サービス費の支給 第53条第2項第1号及び第2号並びに第55条第1項、第4項及び第6項

(8) 特例介護予防サービス費の支給 第54条第3項並びに第55条第1項、第4項及び第6項

(9) 地域密着型介護予防サービス費の支給 第54条の2第2項第1号及び第2号並びに第55条第1項、第4項及び第6項

(10) 特例地域密着型介護予防サービス費の支給 第54条の3第2項並びに第55条第1項、第4項及び第6項

(11) 居宅介護福祉用具購入費の支給 第44条第3項、第4項及び第7項

(12) 介護予防福祉用具購入費の支給 第56条第3項、第4項及び第7項

(13) 居宅介護住宅改修費の支給 第45条第3項、第4項及び第7項

(14) 介護予防住宅改修費の支給 第57条第3項、第4項及び第7項

4 第1項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等が、当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に利用した居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービス並びに行った住宅改修に係る前項各号に掲げる介護給付等について当該各号に定める規定を適用する場合（第49条の2第1項又は第59条の2第1項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）においては、第49条の2第1項又は第59条の2第1項の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「100分の80」とあるのは、「100分の70」と

	<p>する。</p> <p>5 第1項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等が、当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に利用した居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービス並びに行った住宅改修に係る第3項各号に掲げる介護給付等について当該各号に定める規定を適用する場合（第49条の2第2項又は第59条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）においては、第49条の2第2項又は第59条の2第2項の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「100分の70」とあるのは、「100分の60」とする。</p> <p>6 第1項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等が、当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に受けた居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスに要する費用については、第51条第1項、第51条の2第1項、第51条の3第1項、第51条の4第1項、第61条第1項、第61条の2第1項、第61条の3第1項及び第61条の4第1項の規定は、適用しない。</p> <p>【基準】 上記の条文による。</p>
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	行政手続法第13条第2項第4号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和2年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	指定地域密着型サービス事業者に対する措置命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法第 78 条の 9 第 3 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	介護保険法第 78 条の 9 第 1 項・第 3 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(勧告、命令等)</p> <p>第 78 条の 9 市町村長は、指定地域密着型サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(1) 第 78 条の 2 第 8 項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従わない場合 当該条件に従うこと。</p> <p>(2) 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第 78 条の 4 第 1 項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第 5 項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていない場合 当該市町村の条例で定める基準若しくは当該市町村の条例で定める員数又は当該指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たすこと。</p> <p>(3) 第 78 条の 4 第 2 項又は第 5 項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をしていない場合 当該指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をすること。</p> <p>(4) 第 78 条の 4 第 7 項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定地域密着型サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 市町村長は、第 1 項の規定による勧告を受けた指定地域密着型サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をと</p>

	<p>るべきことを命ずることができる。</p> <p>4 市町村長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。</p>
	<p>【基準】 上記の条文による。</p>
参 考 資 料	紀の川市介護保険サービス事業者等監査要綱
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	<p>弁明の機会の付与</p> <p>※行政手続法第 13 条第 2 項各号の規定に該当し、適用除外に該当する場合有り</p>
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日 (掲載日)	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	指定地域密着型サービス事業者の指定取消し、指定の効力停止
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法第 78 条の 10

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	介護保険法第 78 条の 10 介護保険法施行令第 35 条の 2、第 35 条の 3、第 35 条の 4、第 35 条の 5
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p>第 78 条の 10 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型サービス事業者に係る第 42 条の 2 第 1 項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 指定地域密着型サービス事業者が、第 78 条の 2 第 4 項第 4 号の 2 から第 5 号の 2 まで、第 9 号 (第 5 号の 3 に該当する者のあるものであるときを除く。)、第 10 号 (第 5 号の 3 に該当する者のあるものであるときを除く。)、第 11 号 (第 5 号の 3 に該当する者であるときを除く。) 又は第 12 号 (第 5 号の 3 に該当する者であるときを除く。) のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 指定地域密着型サービス事業者が、第 78 条の 2 第 6 項第 3 号から第 3 号の 4 までのいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(3) 指定地域密着型サービス事業者が、第 78 条の 2 第 8 項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。</p> <p>(4) 指定地域密着型サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第 78 条の 4 第 1 項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第 5 項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業員に関する基準を満たすことができなくなったとき。</p> <p>(5) 指定地域密着型サービス事業者が、第 78 条の 4 第 2 項又は第 5 項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>(6) 指定地域密着型サービス事業者が、第 78 条の 4 第 8 項に規定する義務に違反したと認められるとき。</p> <p>(7) 指定地域密着型サービス事業者 (地域密着型介護老人福祉施設入所者生</p>

	<p>活介護を行うものに限る。)が、第28条第5項(第29条第2項、第30条第2項、第31条第2項、第33条第4項、第33条の2第2項、第33条の3第2項及び第34条第2項において準用する場合を含む。第84条、第92条、第104条及び第114条の6において同じ。)の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(8) 地域密着型介護サービス費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>(9) 指定地域密着型サービス事業者が、第78条の7第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(10) 指定地域密着型サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第78条の7第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>(11) 指定地域密着型サービス事業者が、不正の手段により第42条の2第1項本文の指定を受けたとき。</p> <p>(12) 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>(13) 指定地域密着型サービス事業者に係る老人福祉法第29条第18項の規定による通知を受けたとき。</p> <p>(14) 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>(15) 指定地域密着型サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p> <p>(16) 指定地域密着型サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。</p> <p>【基準】 上記の条文による。</p>
参 考 資 料	紀の川市介護保険サービス事業者等監査要綱
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	聴聞又は弁明の機会の付与 ※行政手続法第13条第2項各号の規定に該当し、適用除外に該当する場合有り
備 考	
設 定 日	令和4年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	指定居宅介護支援事業者に対する措置命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法第 83 条の 2 第 3 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	介護保険法第 83 条の 2 第 3 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(勧告、命令等)</p> <p>第 83 条の 2 市町村長は、指定居宅介護支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定居宅介護支援事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(1) 当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員について第 81 条第 1 項の市町村の条例で定める員数を満たしていない場合 当該市町村の条例で定める員数を満たすこと。</p> <p>(2) 第 81 条第 2 項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をしていない場合 当該指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をすること。</p> <p>(3) 第 81 条第 5 項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定居宅介護支援事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 市町村長は、第 1 項の規定による勧告を受けた指定居宅介護支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定居宅介護支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>4 市町村長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。</p> <p>5 市町村長は、保険給付に係る指定居宅介護支援を行った指定居宅介護支援事業者 (他の市町村長が第 46 条第 1 項の指定をした者に限る。) について、第 1 項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該他の市町村長に通知しなければならない。</p>

	<p>【基準】 上記の条文による。</p>
参 考 資 料	紀の川市介護保険サービス事業者等監査要綱
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	<p>弁明の機会の付与 ※行政手続法第13条第2項各号の規定に該当し、適用除外に該当する場合有り</p>
備 考	
設 定 日	平成31年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	指定居宅介護支援事業者の指定の取消し、指定の効力停止
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法第 84 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	介護保険法第 84 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p>第 84 条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定居宅介護支援事業者に係る第 46 条第 1 項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 指定居宅介護支援事業者が、第 79 条第 2 項第 3 号の 2 から第 4 号の 2 まで、第 8 号 (同項第 4 号の 3 に該当する者のあるものであるときを除く。) 又は第 9 号 (同項第 4 号の 3 に該当する者であるときを除く。) のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 指定居宅介護支援事業者が、当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員について、第 81 条第 1 項の市町村の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。</p> <p>(3) 指定居宅介護支援事業者が、第 81 条第 2 項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>(4) 指定居宅介護支援事業者が、第 81 条第 6 項に規定する義務に違反したと認められるとき。</p> <p>(5) 第 28 条第 5 項の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(6) 居宅介護サービス計画費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>(7) 指定居宅介護支援事業者が、第 83 条第 1 項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(8) 指定居宅介護支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第 83 条第 1 項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業</p>

	<p>者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅介護支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>(9) 指定居宅介護支援事業者が、不正の手段により第46条第1項の指定を受けたとき。</p> <p>(10) 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅介護支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>(11) 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅介護支援事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>(12) 指定居宅介護支援事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p> <p>2 市町村長は、保険給付に係る指定居宅介護支援又は第28条第5項の規定により委託した調査を行った指定居宅介護支援事業者(他の市町村長が第46条第1項の指定をした者に限る。)について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該他の市町村長に通知しなければならない。</p> <p>【基準】 上記の条文による。</p>
参 考 資 料	紀の川市介護保険サービス事業者等監査要綱
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	<p>聴聞又は弁明の機会の付与</p> <p>※行政手続法第13条第2項各号の規定に該当し、適用除外に該当する場合有り</p>
備 考	
設 定 日	平成31年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	指定地域密着型介護予防サービス事業者に対する措置命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法第 115 条の 18 第 3 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	介護保険法第 115 条の 18 第 1 項・第 3 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(勧告、命令等)</p> <p>第 115 条の 18 市町村長は、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(1) 第 115 条の 12 第 6 項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従わない場合 当該条件に従うこと。</p> <p>(2) 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第 115 条の 14 第 1 項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第 5 項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていない場合 当該市町村の条例で定める基準若しくは当該市町村の条例で定める員数又は当該指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たすこと。</p> <p>(3) 第 115 条の 14 第 2 項又は第 5 項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をしていない場合 当該指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をすること。</p> <p>(4) 第 115 条の 14 第 7 項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定地域密着型介護予防サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p>

	<p>3 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた指定地域密着型介護予防サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>4 市町村長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。</p> <p>【基準】 上記の条文による。</p>
参 考 資 料	紀の川市介護保険サービス事業者等監査要綱
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	<p>弁明の機会の付与</p> <p>※行政手続法第13条第2項各号の規定に該当し、適用除外に該当する場合有り</p>
備 考	
設 定 日	平成31年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定取消し、指定の効力停止
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法第 115 条の 19

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	介護保険法第 115 条の 19 介護保険法施行令第 35 条の 2、第 35 条の 3、第 35 条の 4、第 35 条の 5
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p>第 115 条の 19 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る第 54 条の 2 第 1 項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第 115 条の 12 第 2 項第 4 号の 2 から第 5 号の 2 まで、第 9 号 (第 5 号の 3 に該当する者のあるものであるときを除く。)、第 10 号 (第 5 号の 3 に該当する者のあるものであるときを除く。)、第 11 号 (第 5 号の 3 に該当する者であるときを除く。) 又は第 12 号 (第 5 号の 3 に該当する者であるときを除く。) のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第 115 条の 12 第 4 項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(3) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第 115 条の 12 第 6 項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。</p> <p>(4) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第 115 条の 14 第 1 項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第 5 項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業員に関する基準を満たすことができなくなったとき。</p> <p>(5) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第 115 条の 14 第 2 項又は第 5 項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。</p>

	<p>(6) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第 115 条の 14 第 8 項に規定する義務に違反したと認められるとき。</p> <p>(7) 地域密着型介護予防サービス費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>(8) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第 115 条の 17 第 1 項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(9) 指定地域密着型介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第 115 条の 17 第 1 項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>(10) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、不正の手段により第 54 条の 2 第 1 項本文の指定を受けたとき。</p> <p>(11) 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>(12) 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>(13) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前 5 年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p> <p>(14) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前 5 年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。</p>
	<p>【基準】 上記の条文による。</p>
<p>参 考 資 料</p>	<p>紀の川市介護保険サービス事業者等監査要綱</p>
<p>聴聞・弁明手続</p>	<p>聴聞又は弁明の機会の付与 ※行政手続法第 13 条第 2 項各号の規定に該当し、適用除外に該当する場合有り</p>
<p>備 考</p>	
<p>設 定 日</p>	<p>平成 31 年 3 月 31 日</p>

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	指定介護予防支援事業者に対する措置命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法第 115 条の 28 第 3 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	介護保険法第 115 条の 28 第 1 項・第 3 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(勧告、命令等)</p> <p>第 115 条の 28 市町村長は、指定介護予防支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定介護予防支援事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(1) 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第 115 条の 24 第 1 項の市町村の条例で定める基準又は同項の市町村の条例で定める員数を満たしていない場合 当該市町村の条例で定める基準又は当該市町村の条例で定める員数を満たすこと。</p> <p>(2) 第 115 条の 24 第 2 項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をしていない場合 当該指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をすること。</p> <p>(3) 第 115 条の 24 第 5 項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定介護予防支援事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 市町村長は、第 1 項の規定による勧告を受けた指定介護予防支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定介護予防支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>4 市町村長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。</p>

	<p>【基準】 上記の条文による。</p>
参 考 資 料	紀の川市介護保険サービス事業者等監査要綱
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	<p>弁明の機会の付与 ※行政手続法第 13 条第 2 項各号の規定に該当し、適用除外に該当する場合有り</p>
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	指定介護予防支援事業者の指定の取消し、指定の効力停止
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法第 115 条の 29

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	介護保険法第 115 条の 29 介護保険法施行令第 35 条の 2、第 35 条の 3、第 35 条の 4、第 35 条の 5
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p>第 115 条の 29 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定介護予防支援事業者に係る第 58 条第 1 項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 指定介護予防支援事業者が、第 115 条の 22 第 2 項第 3 号の 2 から第 4 号の 2 まで、第 8 号 (同項第 4 号の 3 に該当する者のあるものであるときを除く。) 又は第 9 号 (同項第 4 号の 3 に該当する者であるときを除く。) のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 指定介護予防支援事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第 115 条の 24 第 1 項の市町村の条例で定める基準又は同項の市町村の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。</p> <p>(3) 指定介護予防支援事業者が、第 115 条の 24 第 2 項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>(4) 指定介護予防支援事業者が、第 115 条の 24 第 6 項に規定する義務に違反したと認められるとき。</p> <p>(5) 介護予防サービス計画費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>(6) 指定介護予防支援事業者が、第 115 条の 27 第 1 項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(7) 指定介護予防支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第 115 条の 27 第 1 項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所</p>

	<p>の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護予防支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>(8) 指定介護予防支援事業者が、不正の手段により第 58 条第 1 項の指定を受けたとき。</p> <p>(9) 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>(10) 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防支援事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>(11) 指定介護予防支援事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前 5 年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p> <p>【基準】 上記の条文による。</p>
参 考 資 料	紀の川市介護保険サービス事業者等監査要綱
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	<p>聴聞又は弁明の機会の付与</p> <p>※行政手続法第 13 条第 2 項各号の規定に該当し、適用除外に該当する場合有り</p>
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	介護サービス事業者に対する業務管理体制の整備に係る措置命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法第 115 条の 34 第 3 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	介護保険法第 115 条の 34 第 1 項・第 3 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(勧告、命令等)</p> <p>第 115 条の 34 第 115 条の 32 第 2 項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出を行った介護サービス事業者 (同条第 4 項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出を行った介護サービス事業者を除く。) が、同条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該介護サービス事業者に対し、期限を定めて、当該厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 厚生労働大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた介護サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 厚生労働大臣等は、第 1 項の規定による勧告を受けた介護サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該介護サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>4 厚生労働大臣等は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。</p> <p>5 介護サービス事業者が第 3 項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は第 115 条の 32 第 2 項第 2 号に定める都道府県知事は関係都道府県知事又は関係市町村長に対し、同項第 1 号に定める都道府県知事は関係市町村長に対し当該違反の内容を通知しなければならない。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文による。</p>

参 考 資 料	紀の川市介護保険サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与 ※行政手続法第13条第2項各号の規定に該当し、適用除外に該当する場合有り
備 考	
設 定 日	平成31年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	第一号事業を行う指定事業者に対する措置命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法第 115 条の 45 の 8 第 3 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	介護保険法第 115 条の 45 の 8 第 3 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(勧告、命令等)</p> <p>第 115 条の 45 の 8 市町村長は、指定事業者が、第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イからニまで又は第 115 条の 45 の 5 第 2 項の厚生労働省令で定める基準に従って第 1 号事業を行っていないと認めるときは、当該指定事業者に対し、期限を定めて、これらの厚生労働省令で定める基準に従って第 1 号事業を行うことを勧告することができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 市町村長は、第 1 項の規定による勧告を受けた指定事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>4 市町村長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。</p> <p>【基準】 上記の条文による。</p>
参 考 資 料	紀の川市介護保険サービス事業者等監査要綱
聴聞・弁明手続	<p>弁明の機会の付与</p> <p>※行政手続法第 13 条第 2 項各号の規定に該当し、適用除外に該当する場合有り</p>

備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	第一号事業を行う指定事業者の指定の取消し、指定の効力停止
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法第 115 条の 45 の 9

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	介護保険法第 115 条の 45 の 9
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(指定事業者の指定の取消し等)</p> <p>第 115 条の 45 の 9 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定事業者に係る指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 指定事業者が、第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イからニまで又は第 115 条の 45 の 5 第 2 項の厚生労働省令で定める基準に従って第 1 号事業を行うことができなくなったとき。</p> <p>(2) 第 1 号事業支給費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>(3) 指定事業者が、第 115 条の 45 の 7 第 1 項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(4) 指定事業者又は当該指定事業者の指定に係る事業所の従業者が、第 115 条の 45 の 7 第 1 項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定事業者の指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>(5) 指定事業者が、不正の手段により指定事業者の指定を受けたとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げる場合のほか、指定事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>(7) 前各号に掲げる場合のほか、指定事業者が、地域支援事業又は居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文による。</p>

参 考 資 料	紀の川市介護保険サービス事業者等監査要綱
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与 ※行政手続法第13条第2項各号の規定に該当し、適用除外に該当する場合有り
備 考	
設 定 日	平成31年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日 (掲載日)	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	第一号被保険者に係る保険料の賦課
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法第 129 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	介護保険法第 129 条～第 141 条 介護保険法施行令第 38 条、第 39 条、第 40 条、第 41 条 介護保険法施行規則第 141 条～第 158 条の 3 ○紀の川市介護保険条例第 6 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 (保険料) 第 129 条 市町村は、介護保険事業に要する費用 (財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。) に充てるため、保険料を徴収しなければならない。 2 前項の保険料は、第 1 号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。 3 前項の保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、第 147 条第 1 項第 2 号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額並びに地域支援事業及び保健福祉事業に要する費用の予定額、第 1 号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね 3 年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。 4 市町村は、第 1 項の規定にかかわらず、第 2 号被保険者からは保険料を徴収しない。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	

聴聞・弁明手続	行政手続法第13条第2項第4号に該当し、適用除外
備考	
設定日	令和5年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	障害児通所給付費等の給付決定 (通所給付決定) の取消し
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	児童福祉法第 21 条の 5 の 9 第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	児童福祉法第 21 条の 5 の 9 第 1 項 児童福祉法施行令第 25 条の 4
処 分 基 準	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定
	未設定理由: 法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	放課後等デイサービスに係る障害児通所給付費等の給付決定 (通所給付決定) の取消し (第 21 条の 5 の 9 第 1 項準用)
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	児童福祉法第 21 条の 5 の 13 第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	児童福祉法第 21 条の 5 の 9 第 1 項 児童福祉法施行令第 25 条の 4
処 分 基 準	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定 未設定理由: 法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	障害児に対する障害福祉サービスの提供に係る措置解除
処 分 権 者	福祉事務所長
根 拠 規 定	児童福祉法第 21 条の 6

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	児童福祉法第 21 条の 6
処 分 基 準	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定 未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	児童福祉法第 33 条の 5 により適用除外
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日（掲載日）	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	指定障害児相談支援事業者に対する措置命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	児童福祉法第 24 条の 35 第 3 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	児童福祉法第 24 条の 35 第 1 項・第 3 項
処 分 基 準	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定 未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	紀の川市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者指導監査要綱（平成 31 年 4 月 1 日施行予定）第 17 条第 18 条記載で、行政手続法第 13 条第 2 項第 3 号に該当し、適用除外。
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日 (掲載日)	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	指定障害児相談支援事業者の指定の取消し等
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	児童福祉法第 24 条の 36

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	児童福祉法第 24 条の 36
処 分 基 準	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定 未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与 紀の川市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者指導監査要綱 (平成 31 年 4 月 1 日施行予定) 第 19 条第 20 条。
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日 (掲載日)	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	指定障害児相談支援事業者の業務管理体制に対する措置命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	児童福祉法第 24 条の 40 第 3 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	児童福祉法第 24 条の 40 第 1 項・第 3 項 児童福祉法施行規則第 25 条の 26 の 8
処 分 基 準	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定 未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	紀の川市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者指導監査要綱 (平成 31 年 4 月 1 日施行予定) 第 17 条第 18 条記載で、行政手続法第 13 条第 2 項第 3 号に該当し、適用除外。
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	障害福祉サービスの提供に係る措置解除
処 分 権 者	福祉事務所長
根 拠 規 定	身体障害者福祉法第 18 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	身体障害者福祉法第 18 条第 1 項
処 分 基 準	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定 未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外 (身体障害者福祉法第 19 条)
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日 (掲載日)	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	障害者支援施設等への入所措置の解除
処 分 権 者	福祉事務所長
根 拠 規 定	身体障害者福祉法第 18 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	身体障害者福祉法第 18 条第 2 項
処 分 基 準	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定 未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外 (身体障害者福祉法第 19 条)
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	障害福祉サービスの提供等又は障害者支援施設等への入所等の費用の徴収
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	身体障害者福祉法第 38 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	身体障害者福祉法第 38 条第 1 項 ○紀の川市身体障害者福祉法施行細則第 10 条
処 分 基 準	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定
	未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日 (掲載日)	令和 2 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	過料
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	身体障害者福祉法第 49 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	身体障害者福祉法第 49 条
処 分 基 準	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定 未設定理由：将来的に処分の対象の発生が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ処分基準を設定することは困難であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	令和 3 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日 (掲載日)	令和2年4月1日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	身体障害児に対する障害福祉サービスの提供に係る措置解除
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	身体障害者福祉法附則第2項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	身体障害者福祉法第18条第1項 児童福祉法第63条の2
処 分 基 準	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定 未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外 (身体障害者福祉法第19条)
備 考	
設 定 日	令和3年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日 (掲載日)	令和 2 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	過料
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	知的障害者福祉法第 33 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	知的障害者福祉法第 33 条
処 分 基 準	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定 未設定理由：将来的に処分の対象の発生が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ処分基準を設定することは困難であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	令和 3 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日 (掲載日)	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	障害児福祉手当の受給資格の喪失
処 分 権 者	福祉事務所長
根 拠 規 定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 17 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 2 条第 2 項・第 5 項、第 17 条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第 1 条第 1 項・第 3 項、第 1 条の 2、第 6 条、別表第 1、別表第 3
処 分 基 準	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定 未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準 の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞を付与するが、行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に規定する「金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき」に該当するため手続きを省略する。
備 考	
設 定 日	令和 5 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日 (掲載日)	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	障害児福祉手当の返還
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 22 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 20 条、第 21 条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第 2 条第 2 項、第 4 条、第 5 条、 第 7 条、第 8 条
処 分 基 準	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定 未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準 の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和 4 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	不正利得の徴収
処 分 権 者	福祉事務所長
根 拠 規 定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 24 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 24 条
処 分 基 準	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定 未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	障害児福祉手当の不支給（第 11 条準用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 26 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 11 条、第 36 条第 1 項・第 2 項
処 分 基 準	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定 未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	調査拒否等による手当支払いの一時差止め (第 12 条準用)
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 26 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 12 条、第 35 条第 1 項
処 分 基 準	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定 未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	障害児福祉手当の支払いの調整 (第 16 条で準用する児童扶養手当法第 31 条準用)
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 26 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 16 条 児童扶養手当法第 31 条
処 分 基 準	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定 未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日 (掲載日)	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	特別障害者手当の受給資格の喪失
処 分 権 者	福祉事務所長
根 拠 規 定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 26 条の 2

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 2 条第 3 項、第 26 条の 2 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第 1 条第 2 項、別表第 1、別表第 2 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第 14 条
処 分 基 準	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定 未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準 の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞を付与するが、行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に規定する「金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき」に該当するため手続を省略する。
備 考	
設 定 日	令和 5 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	特別障害者手当の支給の調整
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 26 条の 4

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 26 条の 4 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第 10 条 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 31 条
処 分 基 準	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定 未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	特別障害者手当の不支給 (第 11 条準用)
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 26 条の 5

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 11 条、第 36 条第 1 項・第 2 項
処 分 基 準	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定 未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	調査拒否等による手当支払いの一時差止め (第 12 条準用)
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 26 条の 5

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 12 条、第 35 条第 1 項
処 分 基 準	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定 未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	特別障害者手当の支払いの調整 (第 16 条で準用する児童扶養手当法第 31 条準用)
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 26 条の 5

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 16 条 児童扶養手当法第 31 条
処 分 基 準	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定 未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日 (掲載日)	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	特別障害者手当の返還 (第 22 条第 2 項準用)
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 26 条の 5

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 20 条、第 21 条、第 22 条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第 2 条第 2 項、第 4 条、第 5 条、 第 7 条、第 8 条
処 分 基 準	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定 未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準 の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和 4 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	不正利得の徴収 (第 24 条準用)
処 分 権 者	福祉事務所長
根 拠 規 定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 26 条の 5

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 24 条
処 分 基 準	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定 未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	自立支援給付の不正利得に対する徴収
処 分 権 者	福祉事務所長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第8条第1項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第8条第1項
処 分 基 準	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定 未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第13条第2項第4号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	介護給付費等の不正支給を受けた場合の返還命令
処 分 権 者	福祉事務所長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第8条第2項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第8条第2項
処 分 基 準	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定 未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第13条第2項第4号に該当し、適用除外。
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日 (掲載日)	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	職権による支給決定の変更
処 分 権 者	福祉事務所長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 24 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 24 条第 1 項・第 2 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 12 条、第 16 条 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令 (平成 26 年厚生労働省令第 5 号)
処 分 基 準	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定 未設定理由: 法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日 (掲載日)	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	支給決定の取消し
処 分 権 者	福祉事務所長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 25 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 25 条第 1 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 14 条
処 分 基 準	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定 未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日 (掲載日)	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	地域相談支援給付費又は特例地域相談支援給付費の支給決定の取消し
処 分 権 者	福祉事務所長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 10 第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 26 条の 6
処 分 基 準	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定
	未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日 (掲載日)	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	指定特定相談支援事業者に対する措置命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 28 第 4 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 24、第 51 条の 28 第 2 項・第 4 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成 24 年厚生労働省令第 28 号)
処 分 基 準	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定 未設定理由: 法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	紀の川市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者指導監査要綱 (平成 31 年 4 月 1 日施行予定) 第 17 条第 18 条記載で、行政手続法第 13 条第 2 項第 3 号に該当し、適用除外。
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日（掲載日）	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	指定特定相談支援事業者の指定の取消し等
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 29 第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 36 条第 3 項、第 51 条の 20 第 2 項、第 51 条の 22 第 3 項、第 51 条の 24 第 1 項・第 2 項、第 51 条の 29 第 2 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 22 条、第 22 条の 2、第 26 条、第 26 条の 10、第 26 条の 11、第 26 条の 14、第 26 条の 16、第 26 条の 17 第 2 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 34 条の 20 の 2 第 1 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）
処 分 基 準	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定 未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。
参 考 資 料	【基準】
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与 紀の川市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者指導監査要綱（平成 31 年 4 月 1 日施行予定）第 19 条第 20 条。
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日 (掲載日)	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	指定相談支援事業者に対する措置命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 33 第 3 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 33 第 1 項・第 3 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 34 条の 61
処 分 基 準	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定 未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	紀の川市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者指導監査要綱 (平成 31 年 4 月 1 日施行予定) 第 17 条第 18 条記載で、行政手続法第 13 条第 2 項第 3 号に該当し、適用除外。
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日 (掲載日)	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	自立支援医療費の支給認定の取消し
処 分 権 者	福祉事務所長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 57 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 57 条第 1 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 34 条
処 分 基 準	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定 未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	特定障害者特別給付費等の支給の取消し
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 34 条の 6 第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 34 条の 6 第 1 項
処 分 基 準	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定
	未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	計画相談支援給付費の支給の取消し
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 34 条の 55 第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 34 条の 55 第 1 項
処 分 基 準	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定
	未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日 (掲載日)	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	特別児童扶養手当の減額改定 (児童扶養手当法第 8 条第 3 項準用)
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 16 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 16 条 児童扶養手当法第 8 条第 3 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(児童扶養手当法の準用)</p> <p>第 16 条 児童扶養手当法第 5 条の 2 第 1 項及び第 3 項、第 8 条、第 22 条から第 25 条まで並びに第 31 条の規定は、手当について準用する。この場合において、同法第 5 条の 2 第 1 項中「基本額」とあるのは「特別児童扶養手当の額」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「第 1 項」と、同法第 8 条第 1 項中「監護等児童があるに至つた場合」とあるのは「監護し若しくは養育する障害児があるに至つた場合又はその監護し若しくは養育する障害児の障害の程度が増進した場合」と、同条第 3 項中「監護等児童の数が減じ」とあるのは「その監護し若しくは養育する障害児の数が減じ、又はその障害児の障害の程度が低下し」と、「その減じ」とあるのは「その減じ、又は低下し」と、同法第 23 条第 1 項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、同法第 31 条中「第 12 条第 2 項」とあるのは「特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 9 条第 2 項」と、「金額の全部又は一部」とあるのは「金額」と読み替えるものとする。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日 (掲載日)	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	特別児童扶養手当の支払の調整 (児童扶養手当法第 31 条準用)
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 16 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 16 条 児童扶養手当法第 31 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(児童扶養手当法の準用)</p> <p>第 16 条 児童扶養手当法第 5 条の 2 第 1 項及び第 3 項、第 8 条、第 22 条から第 25 条まで並びに第 31 条の規定は、手当について準用する。この場合において、同法第 5 条の 2 第 1 項中「基本額」とあるのは「特別児童扶養手当の額」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「第 1 項」と、同法第 8 条第 1 項中「監護等児童があるに至つた場合」とあるのは「監護し若しくは養育する障害児があるに至つた場合又はその監護し若しくは養育する障害児の障害の程度が増進した場合」と、同条第 3 項中「監護等児童の数が減じ」とあるのは「その監護し若しくは養育する障害児の数が減じ、又はその障害児の障害の程度が低下し」と、「その減じ」とあるのは「その減じ、又は低下し」と、同法第 23 条第 1 項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、同法第 31 条中「第 12 条第 2 項」とあるのは「特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 9 条第 2 項」と、「金額の全部又は一部」とあるのは「金額」と読み替えるものとする。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	こども課
適用日 (掲載日)	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	事務の適正な実施のための監督上の命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	児童福祉法第 21 条の 13

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	児童福祉法第 21 条の 13
処 分 基 準	■設定 □未設定
	〔監督上必要な命令〕 第 21 条の 13 市町村長は、第 21 条の 11 第 3 項の規定により行われる調整等の事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その事務を受託した者に対し、当該事務に関し監督上必要な命令をすることができる。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	令和 4 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	こども課
適用日 (掲載日)	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	助産施設への入所の解除
処 分 権 者	福祉事務所長
根 拠 規 定	児童福祉法第 22 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	児童福祉法第 22 条第 1 項	
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>〔助産施設への入所〕</p> <p>第 22 条 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村 (以下「都道府県等」という。) は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申込みがあつたときは、その妊産婦に対し助産施設において助産を行わなければならない。ただし、付近に助産施設がない等やむを得ない事由があるときは、この限りでない。</p> <p>② 前項に規定する妊産婦であつて助産施設における助産の実施 (以下「助産の実施」という。) を希望する者は、内閣府令の定めるところにより、入所を希望する助産施設その他内閣府令の定める事項を記載した申込書を都道府県等に提出しなければならない。この場合において、助産施設は、内閣府令の定めるところにより、当該妊産婦の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。</p> <p>③ 都道府県等は、第 25 条の 7 第 2 項第 3 号、第 25 条の 8 第 3 号又は第 26 条第 1 項第 5 号の規定による報告又は通知を受けた妊産婦について、必要があると認めるときは、当該妊産婦に対し、助産の実施の申込みを勧奨しなければならない。</p> <p>④ 都道府県等は、第 1 項に規定する妊産婦の助産施設の選択及び助産施設の適正な運営の確保に資するため、内閣府令の定めるところにより、当該都道府県等の設置する福祉事務所の所管区域内における助産施設の設置者、設備及び運営の状況その他の内閣府令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。</p>	
	【基準】	上記の条文及び基準規定による。

参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	児童福祉法第 33 条の 5 により適用除外
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	こども課
適用日 (掲載日)	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	母子生活支援施設への入所の解除
処 分 権 者	福祉事務所長
根 拠 規 定	児童福祉法第 23 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	児童福祉法第 23 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>〔母子生活支援施設への入所〕</p> <p>第 23 条 都道府県等は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であつて、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあつたときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、適当な施設への入所のあつせん、生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) の適用等適切な保護を行わなければならない。</p> <p>② 前項に規定する保護者であつて母子生活支援施設における保護の実施 (以下「母子保護の実施」という。) を希望するものは、内閣府令の定めるところにより、入所を希望する母子生活支援施設その他内閣府令の定める事項を記載した申込書を都道府県等に提出しなければならない。この場合において、母子生活支援施設は、内閣府令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。</p> <p>③ 都道府県等は、前項に規定する保護者が特別な事情により当該都道府県等の設置する福祉事務所の所管区域外の母子生活支援施設への入所を希望するときは、当該施設への入所について必要な連絡及び調整を図らなければならない。</p> <p>④ 都道府県等は、第 25 条の 7 第 2 項第 3 号、第 25 条の 8 第 3 号若しくは第 26 条第 1 項第 5 号又は売春防止法 (昭和 31 年法律第 118 号) 第 36 条の 2 の規定による報告又は通知を受けた保護者及び児童について、必要があると認めるときは、その保護者に対し、母子保護の実施の申込みを勧奨しなければならない。</p> <p>⑤ 都道府県等は、第 1 項に規定する保護者の母子生活支援施設の選択及び母子生活支援施設の適正な運営の確保に資するため、内閣府令の定めるところにより、母子生活支援施設の設置者、設備及び運営の状況その他の内閣府令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。</p>

	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	児童福祉法第 33 条の 5 により適用除外
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	こども課
適用日 (掲載日)	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	児童等を社会福祉主事等に指導させる措置の解除
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	児童福祉法第 25 条の 7 第 1 項第 2 号

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	児童福祉法第 25 条の 7 第 1 項第 2 号
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>〔要保護児童等に対する措置〕</p> <p>第 25 条の 7 市町村 (次項に規定する町村を除く。) は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦 (次項において「要保護児童等」という。) に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、第 25 条第 1 項の規定による通告を受けた児童及び相談に応じた児童又はその保護者 (以下「通告児童等」という。) について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。</p> <p>(1) 第 27 条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。</p> <p>(2) 通告児童等を当該市町村の設置する福祉事務所の知的障害者福祉法 (昭和 35 年法律第 37 号) 第 9 条第 6 項に規定する知的障害者福祉司 (以下「知的障害者福祉司」という。) 又は社会福祉主事に指導させること。</p> <p>(3) 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。</p> <p>(4) 児童虐待の防止等に関する法律第 8 条の 2 第 1 項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第 29 条若しくは同法第 9 条第 1 項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は第 33 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による一時保護の実施が適当であると認める者は、これを都道府県知事又は児童相談所長に通知すること。</p> <p>② 福祉事務所を設置していない町村は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、通告児童等又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。</p> <p>(1) 第 27 条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。</p>

	<p>(2) 次条第2号の措置が適当であると認める者は、これを当該町村の属する都道府県の設置する福祉事務所に送致すること。</p> <p>(3) 助産の実施又は母子保護の実施が適当であると認める者は、これをそれぞれその実施に係る都道府県知事に報告すること。</p> <p>(4) 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。</p> <p>(5) 児童虐待の防止等に関する法律第8条の2第1項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第29条若しくは同法第9条第1項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護の実施が適当であると認める者は、これを都道府県知事又は児童相談所長に通知すること。</p>
	<p>【基準】 上記の条文による。</p>
<p>参 考 資 料</p>	
<p>聴 聞 ・ 弁 明 手 続</p>	
<p>備 考</p>	
<p>設 定 日</p>	<p>令和4年3月31日</p>

不利益処分 / 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	子ども課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	受給資格の喪失
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	児童扶養手当法第4条第1項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	児童扶養手当法第3条第1項、第4条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>（支給要件）</p> <p>第4条 都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する町村長（以下「都道府県知事等」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対し、児童扶養手当（以下「手当」という。）を支給する。</p> <p>（1） 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護する場合 当該母</p> <p>イ 父母が婚姻を解消した児童</p> <p>ロ 父が死亡した児童</p> <p>ハ 父が政令で定める程度の障害の状態にある児童</p> <p>ニ 父の生死が明らかでない児童</p> <p>ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの</p> <p>（2） 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の父が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合 当該父</p> <p>イ 父母が婚姻を解消した児童</p> <p>ロ 母が死亡した児童</p> <p>ハ 母が前号ハの政令で定める程度の障害の状態にある児童</p> <p>ニ 母の生死が明らかでない児童</p> <p>ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの</p> <p>（3） 第1号イからホまでのいずれかに該当する児童を母が監護しない場合若しくは同号イからホまでのいずれかに該当する児童（同号ロに該当するものを除く。）の母がない場合であつて、当該母以外の者が当該児童を養育する（児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）とき、前号イからホまでのいずれかに該当する児童を父が監護しないか、若しくはこれと生計を同じくしない場合（父がない場合を除く。）若しく</p>

	<p>は同号イからホまでのいずれかに該当する児童（同号ロに該当するものを除く。）の父がない場合であつて、当該父以外の者が当該児童を養育するとき、又は父母がない場合であつて、当該父母以外の者が当該児童を養育するとき当該養育者</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、手当は、母又は養育者に対する手当にあつては児童が第1号から第4号までのいずれかに該当するとき、父に対する手当にあつては児童が第1号、第2号、第5号又は第6号のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。</p> <p>(1) 日本国内に住所を有しないとき。</p> <p>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親に委託されているとき。</p> <p>(3) 父と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。</p> <p>(4) 母の配偶者（前項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある父を除く。）に養育されているとき。</p> <p>(5) 母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。</p> <p>(6) 父の配偶者（前項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある母を除く。）に養育されているとき。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、手当は、母に対する手当にあつては当該母が、父に対する手当にあつては当該父が、養育者に対する手当にあつては当該養育者が、日本国内に住所を有しないときは、支給しない。</p> <p>【基準】 上記の条文による。</p>
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	行政手続法第13条第2項第2号により適用除外
備 考	
設 定 日	平成31年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	こども課
適用日 (掲載日)	令和3年4月1日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	児童扶養手当の支給の調整
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	児童扶養手当法第4条の2

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	児童扶養手当法第4条の2
処 分 基 準	■設定 □未設定
	(支給の調整) 第4条の2 同一の児童について、父及び母のいずれもが手当の支給要件に該当するとき、又は父及び養育者のいずれもが手当の支給要件に該当するときは、当該父に対する手当は、当該児童については、支給しない。 2 同一の児童について、母及び養育者のいずれもが手当の支給要件に該当するときは、当該養育者に対する手当は、当該児童については、支給しない。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第13条第2項第4号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和4年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	こども課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	児童扶養手当の減額改定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	児童扶養手当法第 8 条第 3 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	児童扶養手当法第 8 条第 3 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(手当の額の改定時期)</p> <p>第 8 条 手当の支給を受けている者につき、新たに監護等児童があるに至った場合における手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。</p> <p>2 前条第 2 項の規定は、前項の改定について準用する。</p> <p>3 手当の支給を受けている者につき、監護等児童の数が減じた場合における手当の額の改定は、その減じた日の属する月の翌月から行う。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号により適用除外
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	こども課
適用日 (掲載日)	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	児童扶養手当の支給の制限 (所得限度超過)
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	児童扶養手当法第 9 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	児童扶養手当法第 9 条 児童扶養手当法施行令第 2 条の 3、第 2 条の 4、第 3 条、第 4 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(支給の制限)</p> <p>第 9 条 手当は、受給資格者 (第 4 条第 1 項第 1 号ロ又はニに該当し、かつ、母がない児童、同項第 2 号ロ又はニに該当し、かつ、父がない児童その他政令で定める児童の養育者を除く。以下この項において同じ。) の前年の所得が、その者の所得税法 (昭和 40 年法律第 33 号) に規定する同一生計配偶者及び扶養親族 (以下「扶養親族等」という。) 並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の 12 月 31 日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の 11 月から翌年の 10 月までは、政令の定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。</p> <p>2 受給資格者が母である場合であつてその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたとき、又は受給資格者が父である場合であつてその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、政令で定めるところにより、受給資格者が当該費用の支払を受けたものとみなして、前項の所得の額を計算するものとする。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文及び基準規定による。</p>
	参 考 資 料
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外

備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	こども課
適用日（掲載日）	令和5年4月1日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	児童扶養手当の支給の制限（所得限度超過）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	児童扶養手当法第9条の2

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	児童扶養手当法第9条の2 児童扶養手当法施行令第2条の4、第3条、第4条
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 第9条の2 手当は、受給資格者（前条第1項に規定する養育者に限る。以下この条において同じ。）の前年の所得が、その者の扶養親族等及び当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までは、支給しない。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第13条第2項第4号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	こども課
適用日 (掲載日)	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	児童扶養手当の支給の制限 (父又は母に対する支給制限)
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	児童扶養手当法第 10 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	児童扶養手当法第 10 条 児童扶養手当法施行令第 2 条の 4 第 8 項、第 3 条、第 4 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 第 10 条 父又は母に対する手当は、その父若しくは母の配偶者の前年の所得又はその父若しくは母の民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 877 条第 1 項に定める扶養義務者でその父若しくは母と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の 11 月から翌年の 10 月までは、支給しない。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和 4 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	こども課
適用日 (掲載日)	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	児童扶養手当の支給の制限 (養育者に対する支給制限)
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	児童扶養手当法第 11 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	児童扶養手当法第 11 条 児童扶養手当法施行令第 2 条の 4 第 8 項、第 3 条、第 4 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	第 11 条 養育者に対する手当は、その養育者の配偶者の前年の所得又はその養育者の民法第 877 条第 1 項に定める扶養義務者でその養育者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であるときは、その年の 11 月から翌年の 10 月までは、支給しない。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和 4 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	こども課
適用日 (掲載日)	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	児童扶養手当の返還
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	児童扶養手当法第 12 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	児童扶養手当法第 12 条第 2 項 児童扶養手当法施行令第 2 条の 4 第 1 項・第 7 項・第 8 項、第 5 条
処 分 基 準	<p>■設定 <input type="checkbox"/>未設定</p> <p>第 12 条 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね 2 分の 1 以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の 10 月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得に関しては、第 9 条から前条までの規定を適用しない。</p> <p>2 前項の規定の適用により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、政令の定めるところにより、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額の全部又は一部を都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）に返還しなければならない。</p> <p>(1) 当該被災者（第 9 条第 1 項に規定する養育者を除く。以下この号において同じ。）の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の 12 月 31 日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、第 9 条第 1 項に規定する政令で定める額以上であること。 当該被災者に支給された手当</p> <p>(2) 当該被災者（第 9 条第 1 項に規定する養育者に限る。以下この号において同じ。）の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の 12 月 31 日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、第 9 条の 2 に規定する政令で定める額以上であること。 当該被災者に支給された手当</p> <p>(3) 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第 10 条に規定する政令で定める額以上であること。 当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当</p>

	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	こども課
適用日（掲載日）	令和5年4月1日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	児童扶養手当の支給の制限（父又は母の死亡に係る公的年金給付を受けることができるとき等）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	児童扶養手当法第13条の2第1項・第2項・第3項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	児童扶養手当法第13条の2 児童扶養手当法施行令第6条の2、第6条の3、第6条の4、第6条の5、第6条の6、第6条の7
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>第13条の2 手当は、母又は養育者に対する手当にあつては児童が第1号、第2号又は第4号のいずれかに該当するとき、父に対する手当にあつては児童が第1号、第3号又は第4号のいずれかに該当するときは、当該児童については、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。</p> <p>(1) 父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。</p> <p>(2) 父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつているとき。</p> <p>(3) 母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつているとき。</p> <p>(4) 父又は母の死亡について労働基準法（昭和22年法律第49号）の規定による遺族補償その他政令で定める法令によるこれに相当する給付（以下この条において「遺族補償等」という。）を受けることができる場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から6年を経過していないとき。</p> <p>2 手当は、受給資格者が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。</p> <p>(1) 国民年金法の規定に基づく障害基礎年金その他障害を支給事由とする政令で定める給付（次項において「障害基礎年金等」という。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。</p> <p>(2) 遺族補償等（父又は母の死亡について支給されるものに限る。）を受けることができる場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から6年を経過していないとき。</p> <p>3 手当は、受給資格者が障害基礎年金等の給付を受けることができるとき（その全額につきその支給が停止されているときを除く。）は、政令で定めるところ</p>

	<p>により、当該障害基礎年金等の給付（子を有する者に係る加算に係る部分に限る。）の額に相当する額を支給しない。</p> <p>4 第1項各号列記以外の部分及び前項の政令を定めるに当たっては、監護等児童が2人以上である受給資格者に支給される手当の額が監護等児童が一人である受給資格者に支給される手当の額を下回ることのないようにするものとする。</p> <p>【基準】 上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	行政手続法第13条第2項第4号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	こども課
適用日（掲載日）	令和5年4月1日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	児童扶養手当の支給の制限（5年経過時等）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	児童扶養手当法第13条の3第1項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	児童扶養手当法第13条の3第1項 児童扶養手当法施行令第7条、第8条 児童扶養手当法施行規則第24条の5
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>第13条の3 受給資格者（養育者を除く。以下この条において同じ。）に対する手当は、支給開始月の初日から起算して5年又は手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して7年を経過したとき（第6条第1項の規定による認定の請求をした日において3歳未満の児童を監護する受給資格者にあつては、当該児童が3歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過したとき）は、政令で定めるところにより、その一部を支給しない。ただし、当該支給しない額は、その経過した日の属する月の翌月に当該受給資格者に支払うべき手当の額の2分の1に相当する額を超えることができない。</p> <p>2 受給資格者が、前項に規定する期間を経過した後において、身体上の障害がある場合その他の政令で定める事由に該当する場合には、当該受給資格者については、内閣府令で定めるところにより、その該当している期間は、同項の規定を適用しない。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文及び基準規定による。</p>
	参 考 資 料
聴聞・弁明手続	行政手続法第13条第2項第4号に該当し、適用除外

備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	こども課
適用日 (掲載日)	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	児童扶養手当の不支給
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	児童扶養手当法第 14 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	児童扶養手当法第 14 条、第 29 条第 1 項・第 2 項 児童扶養手当法施行規則第 24 条の 3
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>第 14 条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その額の全部又は一部を支給しないことができる。</p> <p>(1) 受給資格者が、正当な理由がなくて、第 29 条第 1 項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき。</p> <p>(2) 受給資格者が、正当な理由がなくて、第 29 条第 2 項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。</p> <p>(3) 受給資格者が、当該児童の監護又は養育を著しく怠っているとき。</p> <p>(4) 受給資格者 (養育者を除く。) が、正当な理由がなくて、求職活動その他内閣府令で定める自立を図るための活動をしなかつたとき。</p> <p>(5) 受給資格者が、第 6 条第 1 項の規定による認定の請求又は第 28 条第 1 項の規定による届出に関し、虚偽の申請又は届出をしたとき。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文及び基準規定による。</p>
	参 考 資 料
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外

備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	こども課
適用日 (掲載日)	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	調査拒否等による手当差止め
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	児童扶養手当法第 15 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	児童扶養手当法第 28 条第 1 項
処 分 基 準	■設定 □未設定
	第 15 条 手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第 28 条第 1 項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、手当の支払を一時差しとめることができる。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	こども課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	児童扶養手当に係る不正受給者の受給額相当額の徴収
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	児童扶養手当法第 23 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	児童扶養手当法第 23 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(不正利得の徴収)</p> <p>第 23 条 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、都道府県知事等は、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。</p> <p>2 国民年金法第 96 条第 1 項から第 5 項まで、第 97 条及び第 98 条の規定は、前項の規定による徴収金の徴収について準用する。この場合において、同法第 97 条第 1 項中「年 14.6 パーセント (当該督促が保険料に係るものであるときは、当該納期限の翌日から 3 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)」とあるのは、「年 14.6 パーセント」と読み替えるものとする。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	

設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日
-------	------------------

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	こども課
適用日 (掲載日)	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	児童扶養手当の支払の調整
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	児童扶養手当法第 31 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	児童扶養手当法第 31 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 (手当の支払の調整) 第 31 条 手当を支給すべきでないにもかかわらず、手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた手当は、その後に支払うべき手当の内払とみなすことができる。第 12 条第 2 項の規定によりすでに支給を受けた手当に相当する金額の全部又は一部を返還すべき場合におけるその返還すべき金額及び手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の手当が支払われた場合における当該手当の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和 5 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	子ども課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	不正利得の徴収
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	母子及び父子並びに寡婦福祉法第 31 条の 2

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	母子及び父子並びに寡婦福祉法第 31 条の 2
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(不正利得の徴収)</p> <p>第 31 条の 2 偽りその他不正の手段により母子家庭自立支援給付金の支給を受けた者があるときは、都道府県知事等は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	子育て課
適用日 (掲載日)	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	父子家庭自立支援給付金の不正利得の徴収 (第 31 条の 2 準用)
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	母子及び父子並びに寡婦福祉法第 31 条の 10

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	母子及び父子並びに寡婦福祉法第 31 条の 2
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(父子家庭自立支援給付金)</p> <p>第 31 条の 10 第 31 条から第 31 条の 4 までの規定は、配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものについて準用する。この場合において、第 31 条中「母子家庭自立支援給付金」とあるのは「父子家庭自立支援給付金」と、同条第 1 号中「母子家庭自立支援教育訓練給付金」とあるのは「父子家庭自立支援教育訓練給付金」と、同条第 2 号中「母子家庭高等職業訓練促進給付金」とあるのは「父子家庭高等職業訓練促進給付金」と、第 31 条の 2 中「母子家庭自立支援給付金」とあるのは「父子家庭自立支援給付金」と、第 31 条の 3 及び第 31 条の 4 中「母子家庭自立支援教育訓練給付金又は母子家庭高等職業訓練促進給付金」とあるのは「父子家庭自立支援教育訓練給付金又は父子家庭高等職業訓練促進給付金」と読み替えるものとする。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	

備 考	
設 定 日	令和4年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	子ども課
適用日 (掲載日)	平成 31 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	養育医療の給付を受けた者又はその扶養義務者に対する費用徴収
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	母子保健法第 21 条の 4 第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	母子保健法第 21 条の 4 第 1 項 ○紀の川市母子保健法に関する規則第 6 条、別表
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(費用の徴収)</p> <p>第 21 条の 4 第 20 条の規定による養育医療の給付に要する費用を支弁した市町村長は、当該措置を受けた者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2 前項の規定による費用の徴収は、徴収されるべき者の居住地又は財産所在地の市町村に嘱託することができる。</p> <p>3 第 1 項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。</p> <p>○紀の川市母子保健法に関する規則</p> <p>(費用の徴収)</p> <p>第 6 条 市長は、法第 21 条の 4 第 1 項の規定により、給付を受けた者(以下「受給者」という。)又はその扶養義務者からその費用を徴収する。</p> <p>2 前項の規定により徴収する費用(以下「徴収金」という。)の額は、別表に掲げる受給者の属する世帯の階層区分に応じ、それぞれ同表に定める徴収基準月額とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、同一世帯から同時に 2 人以上の者が給付を受けた場合においては、その月の入院日数が最も長期になる受給者に係る徴収金については同項の規定による徴収基準月額とし、その他の者に係る徴収金の額については別表に掲げる世帯の階層区分に応じ、それぞれ同表に定める徴収基準加算月額とする。</p> <p>4 前 2 項の規定にかかわらず、これらの規定による徴収金の額が法第 21 条の規定により市が支弁した額を超えるときは、当該市が支弁した額を徴収金の額とする。</p> <p>別表 省略</p>

	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和 2 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	こども課
適用日（掲載日）	令和2年4月1日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	受給資格の喪失
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	児童手当法第4条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	児童手当法第4条第2項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>（支給要件）</p> <p>第4条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。</p> <p>（1） 次のイ又はロに掲げる児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。）であつて、日本国内に住所（未成年後見人が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。）を有するもの</p> <p>イ 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（施設入所等児童を除く。以下この章及び附則第2条第2項において「中学校修了前の児童」という。）</p> <p>ロ 中学校修了前の児童を含む2人以上の児童（施設入所等児童を除く。）</p> <p>（2） 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者（当該支給要件児童と同居することが困難であると認められる場合にあつては、当該支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。）のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であつて、日本国内に住所を有するもの（当該支給要件児童の父母等を除く。以下「父母指定者」という。）</p> <p>（3） 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、日本国内に住所を有するもの</p> <p>（4） 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある施設入所等児童（以下「中学校修了前の施設入所等児童」という。）が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は中学校修了前の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院等、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支</p>

	<p>援住居施設若しくは婦人保護施設（以下「障害児入所施設等」という。）の設置者</p> <p>2 前項第1号の場合において、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその未成年後見人が数人あるときは、当該児童は、当該未成年後見人のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</p> <p>3 第1項第1号又は第2号の場合において、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか2以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</p> <p>4 前2項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合（当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</p> <p>【基準】 上記の条文による。</p>
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	行政手続法第13条第2項第2号により適用除外
備 考	
設 定 日	令和3年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	ことども課
適用日 (掲載日)	令和5年4月1日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	児童手当の不支給
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	児童手当法第5条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	児童手当法第5条 児童手当法施行令第1条、第2条、第3条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>第5条 児童手当 (施設入所等児童に係る部分を除く。) は、前条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者の前年の所得 (1月から5月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。) が、その者の所得税法 (昭和40年法律第33号) に規定する同一生計配偶者及び扶養親族 (施設入所等児童を除く。以下「扶養親族等」という。) 並びに同項第1号から第3号までのいずれかに該当する者の扶養親族等でない児童で同項第1号から第3号までのいずれかに該当する者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、支給しない。ただし、同項第1号に該当する者が未成年後見人であり、かつ、法人であるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第13条第2項第4号に該当し、適用除外
備 考	

設 定 日

令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	こども課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	調査拒否等による児童手当の支給の制限
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	児童手当法第 10 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	児童手当法第 10 条、第 27 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(支給の制限)</p> <p>第 10 条 児童手当は、受給資格者が、正当な理由がなく、第 27 条第 1 項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	子ども課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	児童手当の支払いの一時差止め
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	児童手当法第 11 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	児童手当法第 11 条、第 26 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>第 11 条 児童手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第 26 条の規定による届出をせず、又は同条の規定による書類を提出しないときは、児童手当の支払を一時差しとめることができる。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	こども課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	支払の調整
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	児童手当法第 13 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	児童手当法第 13 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(支払の調整)</p> <p>第 13 条 児童手当を支給すべきでないにもかかわらず、児童手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた児童手当は、その後に支払うべき児童手当の内払とみなすことができる。児童手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の児童手当が支払われた場合における当該児童手当の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	こども課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	不正利得の徴収
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	児童手当法第 14 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	児童手当法第 14 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(不正利得の徴収)</p> <p>第 14 条 偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、地方税の滞納処分の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。</p> <p>2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	保育課
適用日 (掲載日)	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	保育の利用の解除
処 分 権 者	福祉事務所長
根 拠 規 定	児童福祉法第 24 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	児童福祉法第 24 条第 1 項 ○紀の川市保育の必要性の認定に関する条例第 2 条 ○紀の川市一時保育事業実施規程第 3 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 [保育の実施] 第 24 条 市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（認定こども園法第 3 条第 1 項の認定を受けたもの及び同条第 11 項の規定による公示がされたものを除く。）において保育しなければならない。 ② 市町村は、前項に規定する児童に対し、認定こども園法第 2 条第 6 項に規定する認定こども園（子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ。）により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。 ③ 市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第 46 条の 2 第 2 項において同じ。）又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育所、認定こども園（保育所であるものを含む。）又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、前項に規定する児童の利用の要請を行うものとする。 ④ 市町村は、第 25 条の 8 第 3 号又は第 26 条第 1 項第 5 号の規定による報告又は通知を受けた児童その他の優先的に保育を行う必要があると認められる児童について、その保護者に対し、保育所若しくは幼保連携型認定こども園において保育を受けること又は家庭的保育事業等による保育を受けること（以下「保育の利用」という。）の申込みを勧奨し、及び保育を受けることができるよう支援しなければならない。

	<p>⑤ 市町村は、前項に規定する児童が、同項の規定による勸奨及び支援を行つても、なおやむを得ない事由により子ども・子育て支援法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費（同法第 28 条第 1 項第 2 号に係るものを除く。次項において同じ。）又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費（同法第 30 条第 1 項第 2 号に係るものを除く。次項において同じ。）の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該児童を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行わなければならない。</p> <p>⑥ 市町村は、前項に定めるほか、保育を必要とする乳児・幼児が、子ども・子育て支援法第 42 条第 1 項又は第 54 条第 1 項の規定によるあつせん又は要請その他市町村による支援等を受けたにもかかわらず、なお保育が利用できないなど、やむを得ない事由により同法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、次の措置を採ることができる。</p> <p>(1) 当該保育を必要とする乳児・幼児を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行うこと。</p> <p>(2) 当該保育を必要とする乳児・幼児に対して当該市町村が行う家庭的保育事業等による保育を行い、又は家庭的保育事業等を行う当該市町村以外の者に当該家庭的保育事業等により保育を行うことを委託すること。</p> <p>⑦ 市町村は、第 3 項の規定による調整及び要請並びに第 4 項の規定による勸奨及び支援を適切に実施するとともに、地域の実情に応じたきめ細かな保育が積極的に提供され、児童が、その置かれている環境等に応じて、必要な保育を受けることができるよう、保育を行う事業その他児童の福祉を増進することを目的とする事業を行う者の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備を行うものとする。</p>
	<p>【基準】 上記の条文及び基準規定による。</p>
<p>参 考 資 料</p>	
<p>聴 聞 ・ 弁 明 手 続</p>	<p>児童福祉法第 33 条の 5 により適用除外</p>
<p>備 考</p>	
<p>設 定 日</p>	<p>令和 6 年 3 月 31 日</p>

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	保育課
適用日 (掲載日)	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	条例で定める放課後児童健全育成事業の基準に適合するための措置命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	児童福祉法第 34 条の 8 の 3 第 3 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	児童福祉法第 34 条の 8 の 2 第 1 項、第 34 条の 8 の 3 第 3 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>〔報告等〕</p> <p>第 34 条の 8 の 3 市町村長は、前条第 1 項の基準を維持するため、放課後児童健全育成事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>② 第 18 条の 16 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合について準用する。</p> <p>③ 市町村長は、放課後児童健全育成事業が前条第 1 項の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。</p> <p>④ 市町村長は、放課後児童健全育成事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与

備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	保育課
適用日 (掲載日)	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	放課後児童健全育成事業の制限又は停止
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	児童福祉法第 34 条の 8 の 3 第 4 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	児童福祉法第 34 条の 8 の 3 第 4 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>〔報告等〕</p> <p>第 34 条の 8 の 3 市町村長は、前条第 1 項の基準を維持するため、放課後児童健全育成事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>② 第 18 条の 16 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合について準用する。</p> <p>③ 市町村長は、放課後児童健全育成事業が前条第 1 項の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。</p> <p>④ 市町村長は、放課後児童健全育成事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与

備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	保育課
適用日 (掲載日)	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	保育の実施に係る費用徴収
処 分 権 者	福祉事務所長
根 拠 規 定	児童福祉法第 56 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	児童福祉法第 56 条第 2 項 ○紀の川市保育料徴収条例第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 8 条、別表第 1 ○紀の川市保育料徴収条例施行規則第 3 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 [費用の徴収] 第 56 条 第 49 条の 2 に規定する費用を国庫が支弁した場合においては、内閣総理大臣は、本人又はその扶養義務者（民法に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）から、都道府県知事の認定するその負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。 ② 第 50 条第 5 号、第 6 号、第 6 号の 2 若しくは第 7 号から第 7 号の 3 までに規定する費用を支弁した都道府県又は第 51 条第 2 号から第 5 号までに規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。 ③ 前項の規定による徴収金の収納の事務については、収入の確保及び本人又はその扶養義務者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。 ④ 都道府県知事又は市町村長は、第 1 項の規定による負担能力の認定又は第 2 項の規定による費用の徴収に関し必要があると認めるときは、本人又はその扶養義務者の収入の状況につき、本人若しくはその扶養義務者に対し報告を求め、又は官公署に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。 ⑤ 第 1 項又は第 2 項の規定による費用の徴収は、これを本人又はその扶養義務者の居住地又は財産所在地の都道府県又は市町村に嘱託することができる。 ⑥ 第 1 項又は第 2 項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、第 1 項に規定する費用については国税の、第 2 項に規定する費用については地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。 ⑦ 保育所又は幼保連携型認定こども園の設置者が、次の各号に掲げる乳児又は幼児の保護者から、善良な管理者と同一の注意をもって、当該各号に定める額

のうち当該保護者が当該保育所又は幼保連携型認定こども園に支払うべき金額に相当する金額の支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお当該保護者が当該金額の全部又は一部を支払わない場合において、当該保育所又は幼保連携型認定こども園における保育に支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、市町村が第 24 条第 1 項の規定により当該保育所における保育を行うため必要であると認めるとき又は同条第 2 項の規定により当該幼保連携型認定こども園における保育を確保するため必要であると認めるときは、市町村は、当該設置者の請求に基づき、地方税の滞納処分の例によりこれを処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(1) 子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育を受けた乳児又は幼児 同条第 3 項第 1 号に掲げる額から同条第 5 項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、同号に掲げる額）又は同法第 28 条第 2 項第 1 号の規定による特例施設型給付費の額及び同号に規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）の合計額

(2) 子ども・子育て支援法第 28 条第 1 項第 2 号に規定する特別利用保育を受けた幼児 同条第 2 項第 2 号の規定による特例施設型給付費の額及び同号に規定する市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）の合計額から同条第 4 項において準用する同法第 27 条第 5 項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、当該合計額）

⑧ 家庭的保育事業等を行う者が、次の各号に掲げる乳児又は幼児の保護者から、善良な管理者と同一の注意をもって、当該各号に定める額のうち当該保護者が当該家庭的保育事業等を行う者に支払うべき金額に相当する金額の支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお当該保護者が当該金額の全部又は一部を支払わない場合において、当該家庭的保育事業等による保育に支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、市町村が第 24 条第 2 項の規定により当該家庭的保育事業等による保育を確保するため必要であると認めるときは、市町村は、当該家庭的保育事業等を行う者の請求に基づき、地方税の滞納処分の例によりこれを処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(1) 子ども・子育て支援法第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育（同法第 30 条第 1 項第 2 号に規定する特別利用地域型保育（次号において「特別利用地域型保育」という。）及び同項第 3 号に規定する特定利用地域型保育（第 3 号において「特定利用地域型保育」という。）を除く。）を受けた乳児又は幼児 同法第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる額から同条第 5 項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、同号に掲げる額）又は同法第 30 条第 2 項第 1 号の規定による特例地域型保育給付費の額及び同号に規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）の合計額

(2) 特別利用地域型保育を受けた幼児 子ども・子育て支援法第 30 条第 2 項第 2 号の規定による特例地域型保育給付費の額及び同号に規定する市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）の合計額から同条第 4 項において準用する同法第 29 条第 5 項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、当該

	<p>合計額)</p> <p>(3) 特定利用地域型保育を受けた幼児 子ども・子育て支援法第 30 条第 2 項第 3 号の規定による特例地域型保育給付費の額及び同号に規定する市町村が定める額 (当該市町村が定める額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額) の合計額から同条第 4 項において準用する同法第 29 条第 5 項の規定により支払がなされた額を控除して得た額 (当該支払がなされなかつたときは、当該合計額)</p> <p>【基準】 上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	保育課
適用日 (掲載日)	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	費用の滞納等に対する処分
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	児童福祉法第 56 条第 7 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	児童福祉法第 56 条第 7 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>〔費用の徴収〕</p> <p>第 56 条 第 49 条の 2 に規定する費用を国庫が支弁した場合においては、内閣総理大臣は、本人又はその扶養義務者（民法に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）から、都道府県知事の認定するその負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>② 第 50 条第 5 号、第 6 号、第 6 号の 2 若しくは第 7 号から第 7 号の 3 までに規定する費用を支弁した都道府県又は第 51 条第 2 号から第 5 号までに規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>③ 前項の規定による徴収金の収納の事務については、収入の確保及び本人又はその扶養義務者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。</p> <p>④ 都道府県知事又は市町村長は、第 1 項の規定による負担能力の認定又は第 2 項の規定による費用の徴収に関し必要があると認めるときは、本人又はその扶養義務者の収入の状況につき、本人若しくはその扶養義務者に対し報告を求め、又は官公署に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。</p> <p>⑤ 第 1 項又は第 2 項の規定による費用の徴収は、これを本人又はその扶養義務者の居住地又は財産所在地の都道府県又は市町村に囑託することができる。</p> <p>⑥ 第 1 項又は第 2 項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、第 1 項に規定する費用については国税の、第 2 項に規定する費用については地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。</p> <p>⑦ 保育所又は幼保連携型認定こども園の設置者が、次の各号に掲げる乳児又は幼児の保護者から、善良な管理者と同一の注意をもって、当該各号に定める額のうち当該保護者が当該保育所又は幼保連携型認定こども園に支払うべき金額</p>

に相当する金額の支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお当該保護者が当該金額の全部又は一部を支払わない場合において、当該保育所又は幼保連携型認定こども園における保育に支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、市町村が第 24 条第 1 項の規定により当該保育所における保育を行うため必要であると認めるとき又は同条第 2 項の規定により当該幼保連携型認定こども園における保育を確保するため必要であると認めるときは、市町村は、当該設置者の請求に基づき、地方税の滞納処分の例によりこれを処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(1) 子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育を受けた乳児又は幼児 同条第 3 項第 1 号に掲げる額から同条第 5 項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、同号に掲げる額）又は同法第 28 条第 2 項第 1 号の規定による特例施設型給付費の額及び同号に規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）の合計額

(2) 子ども・子育て支援法第 28 条第 1 項第 2 号に規定する特別利用保育を受けた幼児 同条第 2 項第 2 号の規定による特例施設型給付費の額及び同号に規定する市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）の合計額から同条第 4 項において準用する同法第 27 条第 5 項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、当該合計額）

⑧ 家庭的保育事業等を行う者が、次の各号に掲げる乳児又は幼児の保護者から、善良な管理者と同一の注意をもって、当該各号に定める額のうち当該保護者が当該家庭的保育事業等を行う者に支払うべき金額に相当する金額の支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお当該保護者が当該金額の全部又は一部を支払わない場合において、当該家庭的保育事業等による保育に支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、市町村が第 24 条第 2 項の規定により当該家庭的保育事業等による保育を確保するため必要であると認めるときは、市町村は、当該家庭的保育事業等を行う者の請求に基づき、地方税の滞納処分の例によりこれを処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(1) 子ども・子育て支援法第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育（同法第 30 条第 1 項第 2 号に規定する特別利用地域型保育（次号において「特別利用地域型保育」という。）及び同項第 3 号に規定する特定利用地域型保育（第 3 号において「特定利用地域型保育」という。）を除く。）を受けた乳児又は幼児 同法第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる額から同条第 5 項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、同号に掲げる額）又は同法第 30 条第 2 項第 1 号の規定による特例地域型保育給付費の額及び同号に規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）の合計額

(2) 特別利用地域型保育を受けた幼児 子ども・子育て支援法第 30 条第 2 項第 2 号の規定による特例地域型保育給付費の額及び同号に規定する市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）の合計額から同条第 4 項において準用する同法第 29 条第 5 項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、当該合計額）

	<p>(3) 特定利用地域型保育を受けた幼児 子ども・子育て支援法第 30 条第 2 項第 3 号の規定による特例地域型保育給付費の額及び同号に規定する市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）の合計額から同条第 4 項において準用する同法第 29 条第 5 項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、当該合計額）</p>
	<p>【基準】 上記の条文及び基準規定による。</p>
<p>参 考 資 料</p>	
<p>聴 聞 ・ 弁 明 手 続</p>	
<p>備 考</p>	
<p>設 定 日</p>	<p>令和 6 年 3 月 31 日</p>

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	保育課
適用日 (掲載日)	令和5年4月1日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること等の認定の取消し
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	子ども・子育て支援法第24条第1項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	子ども・子育て支援法第19条第1項第3号、第24条第1項 子ども・子育て支援法施行令第3条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(教育・保育給付認定の取消し)</p> <p>第24条 教育・保育給付認定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該教育・保育給付認定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 当該教育・保育給付認定に係る満3歳未満の小学校就学前子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内に、第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 当該教育・保育給付認定保護者が、教育・保育給付認定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。</p> <p>(3) その他政令で定めるとき。</p> <p>2 前項の規定により教育・保育給付認定の取消しを行った市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該取消しに係る教育・保育給付認定保護者に対し支給認定証の返還を求めるものとする。</p> <p>【基準】 上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞の付与

備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	保育課
適用日 (掲載日)	令和5年4月1日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すること等の認定の取消し
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	子ども・子育て支援法第30条の9第1項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	子ども・子育て支援法第30条の4第3号、第30条の9第1項 子ども・子育て支援法施行令第15条の5
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(施設等利用給付認定の取消し)</p> <p>第30条の9 施設等利用給付認定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該施設等利用給付認定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 当該施設等利用給付認定に係る満3歳未満の小学校就学前子どもが、施設等利用給付認定の有効期間内に、第30条の4第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 当該施設等利用給付認定保護者が、施設等利用給付認定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。</p> <p>(3) その他政令で定めるとき。</p> <p>2 市町村は、前項の規定により施設等利用給付認定の取消しを行ったときは、理由を付して、その旨を当該取消しに係る施設等利用給付認定保護者に通知するものとする。</p> <p>【基準】 上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	

備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	保育課
適用日 (掲載日)	令和2年4月1日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	特定子ども・子育て支援提供者に対する措置命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	子ども・子育て支援法第58条の9第5項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	子ども・子育て支援法第58条の9第1項・第5項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(勧告、命令等)</p> <p>第58条の9 市町村長は、特定子ども・子育て支援提供者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(1) 第7条第10項各号(第1号から第3号まで及び第6号を除く。以下この号において同じ。)に掲げる施設又は事業の区分に応じ、当該各号の内閣府令で定める基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。</p> <p>(2) 第58条の4第2項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。</p> <p>(3) 第58条の6第2項に規定する便宜の提供を施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。</p> <p>2 市町村長は、特定子ども・子育て支援施設等である幼稚園又は特別支援学校の設置者(国及び地方公共団体(公立大学法人を含む。次項及び第6項において同じ。)を除く。)が設置基準(幼稚園又は特別支援学校に係るものに限る。)に従って施設等利用費の支給に係る施設として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をしていないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該幼稚園又は特別支援学校に係る学校教育法第4条第1項の認可を行った都道府県知事に通知しなければならない。</p> <p>3 市町村長(指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。)は、特定子ども・子育て支援施設等である第7条第10項第6号に掲げる事業を行う者(国及び地方公共団体を除く。)が一時預かり事業基準に従って施設等利用費の支給に係る</p>

	<p>事業として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をしていないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該同号に掲げる事業に係る児童福祉法第34条の12第1項の規定による届出を受けた都道府県知事に通知しなければならない。</p> <p>4 市町村長は、第1項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定子ども・子育て支援提供者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>5 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた特定子ども・子育て支援提供者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>6 市町村長（指定都市等所在届出保育施設（指定都市等又は児童相談所設置市の区域内に所在する第7条第10項第4号に掲げる施設をいい、都道府県が設置するものを除く。第2号及び次条第1項第2号において同じ。）については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除き、指定都市等所在認定こども園において行われる第7条第10項第5号に掲げる事業については当該指定都市等の長を除き、指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われる同項第6号又は第7号に掲げる事業については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。）は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示するとともに、遅滞なく、その旨を、次の各号に掲げる子ども・子育て支援施設等（国又は地方公共団体が設置し、又は行うものを除く。）の区分に応じ、当該各号に定める認可若しくは認定を行い、又は届出を受けた都道府県知事に通知しなければならない。</p> <p>(1) 幼稚園又は特別支援学校 当該施設に係る学校教育法第4条第1項の認可</p> <p>(2) 第7条第10項第4号に掲げる施設（指定都市等所在届出保育施設を除く。） 当該施設に係る児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出</p> <p>(3) 第7条第10項第5号に掲げる事業 当該事業が行われる次のイ又はロに掲げる施設の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める認可又は認定</p> <p>イ 認定こども園（指定都市等所在認定こども園を除く。） 当該施設に係る認定こども園法第17条第1項の認可又は認定子ども園法第3条第1項若しくは第3項の認定</p> <p>ロ 幼稚園又は特別支援学校 当該施設に係る学校教育法第4条第1項の認可</p> <p>(4) 第7条第10項第6号に掲げる事業（指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われるものを除く。） 当該事業に係る児童福祉法第34条の12第1項の規定による届出</p> <p>(5) 第7条第10項第7号に掲げる事業（指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われるものを除く。） 当該事業に係る児童福祉法第34条の18第1項の規定による届出</p> <p>【基準】 上記の条文及び基準規定による。</p>
<p>参 考 資 料</p>	
<p>聴 聞 ・ 弁 明 手 続</p>	

備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	保育課
適用日 (掲載日)	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	特定子ども・子育て支援施設等の確認の取消し
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	子ども・子育て支援法第 58 条の 10 第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	子ども・子育て支援法第 58 条の 10 第 1 項 子ども・子育て支援法施行令第 22 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(確認の取消し等)</p> <p>第 58 条の 10 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定子ども・子育て支援施設等に係る第 30 条の 11 第 1 項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 特定子ども・子育て支援提供者が、第 58 条の 3 第 2 項の規定に違反したと認められるとき。</p> <p>(2) 特定子ども・子育て支援提供者 (認定こども園の設置者及び第 7 条第 10 項第 8 号に掲げる事業を行う者を除く。) が、前条第 6 項各号に掲げる子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当該各号に定める認可若しくは認定を受け、又は届出を行った施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなったと当該認可若しくは認定を行い、又は届出を受けた都道府県知事 (指定都市等所在届出保育施設については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とし、指定都市等所在認定こども園において行われる第 7 条第 10 項第 5 号に掲げる事業については当該指定都市等の長とし、指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われる同項第 6 号又は第 7 号に掲げる事業については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。) が認めたとき。</p> <p>(3) 特定子ども・子育て支援提供者 (第 7 条第 10 項第 4 号に掲げる施設の設置者又は同項第 5 号、第 7 号若しくは第 8 号に掲げる事業を行う者に限る。) が、それぞれ同項第 4 号、第 5 号、第 7 号又は第 8 号の内閣府令で定める基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>(4) 特定子ども・子育て支援提供者が、第 58 条の 4 第 2 項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運</p>

	<p>営をすることができなくなったとき。</p> <p>(5) 特定子ども・子育て支援提供者が、第 58 条の 8 第 1 項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(6) 特定子ども・子育て支援提供者又は特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員が、第 58 条の 8 第 1 項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定子ども・子育て支援提供者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>(7) 特定子ども・子育て支援提供者が、不正の手段により第 30 条の 11 第 1 項の確認を受けたとき。</p> <p>(8) 前各号に掲げる場合のほか、特定子ども・子育て支援提供者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>(9) 前各号に掲げる場合のほか、特定子ども・子育て支援提供者が、教育・保育その他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>(10) 特定子ども・子育て支援提供者が法人である場合において、当該法人の役員若しくはその長又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに過去 5 年以内に教育・保育その他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p> <p>(11) 特定子ども・子育て支援提供者が法人でない場合において、その管理者が過去 5 年以内に教育・保育その他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。</p> <p>2 前項の規定により第 30 条の 11 第 1 項の確認を取り消された子ども・子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行う者（政令で定める者を除く。）及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消の日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して 5 年を経過するまでの間は、第 58 条の 2 の申請をすることができない。</p> <p>【基準】 上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	保育課
適用日 (掲載日)	令和3年4月1日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	特定保育所の保育費用の徴収
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	子ども・子育て支援法附則第6条第4項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	子ども・子育て支援法附則第6条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(保育所に係る委託費の支払等)</p> <p>第6条 市町村は、児童福祉法第24条第1項の規定により保育所における保育を行うため、当分の間、保育認定子どもが、特定教育・保育施設(都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所に限る。以下この条において「特定保育所」という。)から特定教育・保育(保育に限る。以下この条において同じ。)を受けた場合については、当該特定教育・保育(保育必要量の範囲内のものに限る。以下この条において「支給認定保育」という。)に要した費用について、1月につき、第27条第3項第1号に規定する特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該支給認定保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定保育に要した費用の額)に相当する額(以下この条において「保育費用」という。)を当該特定保育所に委託費として支払うものとする。この場合において、第27条の規定は適用しない。</p> <p>2 特定保育所における保育認定子どもに係る特定教育・保育については、当分の間、第33条第1項及び第2項並びに第42条、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第28条第2項並びに児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第13条の3第2項の規定は適用しない。</p> <p>3 第1項の場合におけるこの法律及び国有財産特別措置法(昭和27年法律第219号)の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>4 第1項の場合において、保育費用の支払をした市町村の長は、当該保育費用に係る保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額を徴収するものとする。</p> <p>5 前項に規定する額の収納の事務については、収入の確保及び保育費用に係る保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者の便益の増進に寄</p>

	<p>与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。</p> <p>6 第4項の規定による費用の徴収は、これを保育費用に係る保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者の居住地又は財産所在地の都道府県又は市町村に囑託することができる。</p> <p>7 第4項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。</p> <p>8 第4項の規定により市町村が同項に規定する額を徴収する場合における児童福祉法及び児童手当法の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>【基準】 上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	
備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	保育課
適用日 (掲載日)	令和2年4月1日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	保育料の滞納処分
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	子ども・子育て支援法附則第6条第7項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	子ども・子育て支援法附則第6条第7項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(保育所に係る委託費の支払等)</p> <p>第6条 市町村は、児童福祉法第24条第1項の規定により保育所における保育を行うため、当分の間、保育認定子どもが、特定教育・保育施設(都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所に限る。以下この条において「特定保育所」という。)から特定教育・保育(保育に限る。以下この条において同じ。)を受けた場合については、当該特定教育・保育(保育必要量の範囲内のものに限る。以下この条において「支給認定保育」という。)に要した費用について、1月につき、第27条第3項第1号に規定する特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該支給認定保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定保育に要した費用の額)に相当する額(以下この条において「保育費用」という。)を当該特定保育所に委託費として支払うものとする。この場合において、第27条の規定は適用しない。</p> <p>2 特定保育所における保育認定子どもに係る特定教育・保育については、当分の間、第33条第1項及び第2項並びに第42条、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第28条第2項並びに児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第13条の3第2項の規定は適用しない。</p> <p>3 第1項の場合におけるこの法律及び国有財産特別措置法(昭和27年法律第219号)の規定の適用についての必要な技術的読替は、政令で定める。</p> <p>4 第1項の場合において、保育費用の支払をした市町村の長は、当該保育費用に係る保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額を徴収するものとする。</p> <p>5 前項に規定する額の収納の事務については、収入の確保及び保育費用に係る保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者の便益の増進に寄</p>

	<p>与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。</p> <p>6 第4項の規定による費用の徴収は、これを保育費用に係る保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者の居住地又は財産所在地の都道府県又は市町村に囑託することができる。</p> <p>7 第4項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。</p> <p>8 第4項の規定により市町村が同項に規定する額を徴収する場合における児童福祉法及び児童手当法の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>【基準】 上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	行政手続法第13条第2項第4号により適用除外
備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	農業振興課
適用日 (掲載日)	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	有機農業を促進するための栽培管理に関する協定の認可の取消し
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 37 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 37 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(協定の認可の取消し)</p> <p>第 37 条 市町村長は、第 31 条第 1 項又は第 34 条第 1 項の認可をした後において、当該認可に係る協定の内容が第 33 条第 1 項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったときは、当該協定の認可を取り消すものとする。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による認可の取消しを行ったときは、その旨を、当該協定に係る農用地所有者等に通知するとともに、公告しなければならない。</p> <p>【基準】 上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	農地整備課
適用日（掲載日）	令和5年4月1日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	目的外用途使用者等の特別徴収
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	土地改良法第91条の2第6項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	土地改良法第91条の2第6項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>（都道府県営土地改良事業に係る特別徴収金）</p> <p>第91条の2 都道府県又は市町村は、政令の定めるところにより、条例で、都道府県営土地改良事業（都道府県営市町村特別申請事業及び第87条の3第1項、第87条の4第1項又は第87条の5第1項の規定により都道府県が行う土地改良事業を除く。以下この項及び第3項において同じ。）の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者が、当該土地を当該都道府県営土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途（以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、その者から、特別徴収金を徴収することができる。</p> <p>2 前項の場合（市町村が特別徴収金を徴収する場合を除く。）には、第90条第4項の規定を準用する。</p> <p>3 第1項の特別徴収金の額は、都道府県が徴収するものにあつては、都道府県営土地改良事業に要する費用のうちその徴収に係る土地に係る部分の額として条例の定めるところにより算定される額から当該都道府県営土地改良事業につき前条第1項、第2項若しくは第6項又は同条第4項において準用する第90条第4項の規定により都道府県が徴収する分担金又は負担金のうち当該土地に係る部分の額として条例の定めるところにより算定される額を差し引いて得た額を限度とし、市町村が徴収するものにあつては、都道府県営土地改良事業につき前条第6項の規定により市町村が負担する負担金のうちその徴収に係る土地に係る部分の額として条例の定めるところにより算定される額を限度とする。</p> <p>4 都道府県又は市町村は、政令の定めるところにより、条例で、土地改良施設の新設若しくは変更を内容とし、若しくは内容の一部に含む土地改良事業で、都道府県営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が生じ若しくは増大するもの（以下この項において「関連土地改良事業」という。）又は土地改良施設</p>

の管理を内容とする土地改良事業で、都道府県営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が増大するもの（政令で定める要件に適合するものに限る。以下この項において「関連管理事業」という。）の施行に係る地域内にある土地（当該都道府県営市町村特別申請事業の施行に係る地域内にあるものに限る。）につき第3条に規定する資格を有する者が、当該土地を当該関連土地改良事業計画若しくは関連管理事業計画において予定する用途以外の用途（以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、その者から、特別徴収金を徴収することができる。

5 前項の場合（市町村が特別徴収金を徴収する場合を除く。）には第90条第4項の規定を、前項の特別徴収金の額については第3項の規定を準用する。この場合において、同項中「都道府県営土地改良事業」とあるのは「都道府県営市町村特別申請事業」と、「前条第1項、第2項若しくは第6項又は同条第4項において準用する第90条第4項」とあるのは「前条第5項」と読み替えるものとする。

6 都道府県又は市町村は、政令で定めるところにより、条例で、次の各号のいずれかに掲げる者が、当該各号に定める場合に該当するときは、その者から、特別徴収金を徴収することができる。

(1) 事業施行地域内農用地について農地中間管理機構に農地中間管理権を設定し、又は移転した者 次のいずれかに掲げる場合

イ 当該事業施行地域内農用地を第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途（以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合

ロ 当該事業施行地域内農用地を自ら目的外用途に供した場合

ハ 当該事業施行地域内農用地についての農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画の定めるところによつて設定され若しくは移転された農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借又は同条第1項ただし書に規定する場合に該当する場合における農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借の解除をした場合

(2) 事業施行地域内農用地について農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている者 次のいずれかに掲げる場合

イ 当該事業施行地域内農用地を目的外用途に供するため賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転をした場合

ロ 当該事業施行地域内農用地を自ら目的外用途に供した場合

7 前項の特別徴収金の額については、第3項の規定を準用する。

8 第1項、第4項、第6項又は第2項若しくは第5項において準用する第90条第4項の規定による処分についての審査請求については、同条第11項から第13項までの規定を準用する。

【基準】

上記の条文及び基準規定による。

参 考 資 料

聴聞・弁明手続	適用除外
備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	林務課
適用日 (掲載日)	平成 31 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	経営管理権集積計画の取消し
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	森林経営管理法第8条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	森林経営管理法第8条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(経営管理権集積計画の取消し)</p> <p>第8条 市町村は、経営管理権を有する森林の森林所有者が次の各号のいずれかに該当する場合には、経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すことができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により市町村に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合</p> <p>(2) 当該森林に係る権原を有しなくなった場合</p> <p>(3) その他経営管理に支障を生じさせるものとして農林水産省令で定める要件に該当する場合</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	

設 定 日

令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	林務課
適用日 (掲載日)	平成 31 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	経営管理実施権配分計画の取消し
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	森林経営管理法第 40 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	森林経営管理法第 36 条、第 40 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(経営管理実施権配分計画の取消し)</p> <p>第 40 条 市町村は、第 9 条第 2 項、第 15 条第 2 項、第 23 条第 2 項又は第 32 条第 2 項の規定によりこれらの規定に規定する委託が解除されたものとみなされた場合には、経営管理実施権配分計画のうち当該解除に係る経営管理権に基づいて設定された経営管理実施権に係る森林に係る部分を取り消すものとする。</p> <p>2 市町村は、林業経営者が次の各号のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち当該林業経営者に係る部分を取り消すことができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により市町村に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合</p> <p>(2) 第 36 条第 2 項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合</p> <p>(3) 経営管理実施権の設定を受けた森林について経営管理を行っていないと認める場合</p> <p>(4) 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合</p> <p>(5) 正当な理由がなくて前条の報告をしない場合</p> <p>(6) その他経営管理に支障を生じさせるものとして農林水産省令で定める要件に該当する場合</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文及び基準規定による。</p>
	参 考 資 料

聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	林務課
適用日 (掲載日)	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	災害等防止措置命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	森林経営管理法第 42 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	森林経営管理法第 42 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(災害等防止措置命令)</p> <p>第 42 条 市町村の長は、伐採又は保育が実施されておらず、かつ、引き続き伐採又は保育が実施されないことが確実であると見込まれる森林 (森林法第 25 条又は第 25 条の 2 の規定により指定された保安林を除く。以下この章において同じ。) における次に掲げる事態の発生を防止するために必要かつ適当であると認める場合には、その必要の限度において、当該森林の森林所有者に対し、期限を定めて、当該事態の発生を防止のために伐採又は保育の実施その他必要な措置 (以下「災害等防止措置」という。) を講ずべきことを命ずることができる。ただし、当該森林について、経営管理権が設定されている場合又は同法第 10 条の 9 第 3 項若しくは森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法 (平成 20 年法律第 32 号) 第 17 条第 3 項の規定の適用がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させること。</p> <p>(2) 当該森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において水害を発生させること。</p> <p>(3) 当該森林の現に有する水源の涵 (かん) 養の機能に依存する地域において水の確保に著しい支障を及ぼすこと。</p> <p>(4) 当該森林の周辺の地域において環境を著しく悪化させること。</p> <p>2 前項の規定による命令をするときは、農林水産省令で定める事項を記載した命令書を交付するものとする。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文及び基準規定による。</p>

参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	商工労働課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	特定工場の準則不適合点の変更命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	工場立地法第 10 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	工場立地法第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条第 2 項、第 10 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(変更命令)</p> <p>第 10 条 市町村長は、前条第 2 項の勧告を受けた者がその勧告に従わない場合において、特定工場の新設等が行われることにより同項各号に規定する事態が生じ、かつ、これを除去することが極めて困難となると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、その勧告に係る事項の変更を命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定による命令は、当該勧告に係る届出のあつた日から 90 日以内になければならない。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	商工労働課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	商工会の業務停止又は設立認可の取消し
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	商工会法第 51 条第 1 項・第 2 項・第 4 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	商工会法第 23 条第 2 項第 2 号、第 51 条第 1 項・第 2 項・第 3 項・第 4 項	
処 分 基 準	<p>■設定 <input type="checkbox"/>未設定</p> <p>(警告等)</p> <p>第 51 条 経済産業大臣は、商工会の運営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは定款に違反し、又は著しく不当であると認めるときは、その商工会に対して警告を発し、それによつてもなお改善されないと認めるときは、次の各号の一に掲げる処分をすることができる。</p> <p>(1) 業務の一部の停止</p> <p>(2) 設立の認可の取消し</p> <p>2 経済産業大臣は、商工会が第 23 条第 2 項第 2 号に規定する要件を欠くに至つたと認めるときは、その商工会に対して警告を発し、それによつてもなお当該要件をみたすことが困難であると認めるときは、その設立の認可の取消しをすることができる。</p> <p>3 経済産業大臣は、市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする商工会について、商工業の状況に照らして、それをそのまま存置することが不相当であると認めるときは、その商工会に対して、第 7 条第 1 項に適合するようにその地区を変更し、又は解散すべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>4 経済産業大臣は、前項の勧告を受けた商工会がその勧告に従わないときは、その設立の認可の取消しをすることができる。</p> <p>5 経済産業大臣は、第 1 項又は第 2 項に規定する処分をする場合には関係都道府県知事、第 3 項の勧告又は前項に規定する処分をする場合には関係都道府県知事及び関係市町村長の意見をきかなければならない。</p>	
	【基準】	上記の条文による。

参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	聴聞の付与
備 考	和歌山県の事務処理の特例に関する条例第2条による権限移譲
設 定 日	平成31年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	商工労働課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	食品表示に関する指示
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	食品表示法第 6 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	食品表示法第 6 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(指示等)</p> <p>第 6 条 食品表示基準に定められた第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる事項 (以下「表示事項」という。)が表示されていない食品 (酒類を除く。以下この項において同じ。)の販売をし、又は販売の用に供する食品に関して表示事項を表示する際に食品表示基準に定められた同条第 1 項第 2 号に掲げる事項 (以下「遵守事項」という。)を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣 (内閣府令・農林水産省令で定める表示事項が表示されず、又は内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項を遵守しない場合にあつては、内閣総理大臣)は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。</p> <p>2 次の各号に掲げる大臣は、単独で前項の規定による指示 (第 1 号に掲げる大臣にあつては、同項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項が表示されず、又は同項の内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項を遵守しない場合におけるものを除く。)をしようとするときは、あらかじめ、その指示の内容について、それぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。</p> <p>(1) 内閣総理大臣 農林水産大臣</p> <p>(2) 農林水産大臣 内閣総理大臣</p> <p>3 表示事項が表示されていない酒類の販売をし、又は販売の用に供する酒類に関して表示事項を表示する際に遵守事項を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は財務大臣 (内閣府令・財務省令で定める表示事項が表示されず、又は内閣府令・財務省令で定める遵守事項を遵守しない場合にあつては、内閣総理大臣)は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。</p> <p>4 次の各号に掲げる大臣は、単独で前項の規定による指示 (第 1 号に掲げる大臣にあつては、同項の内閣府令・財務省令で定める表示事項が表示されず、又は同項の内閣府令・財務省令で定める遵守事項を遵守しない場合におけるもの</p>

	<p>を除く。)をしようとするときは、あらかじめ、その指示の内容について、それぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。</p> <p>(1) 内閣総理大臣 財務大臣 (2) 財務大臣 内閣総理大臣</p> <p>5 内閣総理大臣は、第1項又は第3項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>6 農林水産大臣は、第1項の規定による指示をした場合において、その指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、内閣総理大臣に対し、前項の規定により、その者に対してその指示に係る措置をとるべきことを命ずることを要請することができる。</p> <p>7 財務大臣は、第3項の規定による指示をした場合において、その指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、内閣総理大臣に対し、第5項の規定により、その者に対してその指示に係る措置をとるべきことを命ずることを要請することができる。</p> <p>8 内閣総理大臣は、食品関連事業者等が、アレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項として内閣府令で定めるものについて食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をし、又は販売をしようとする場合において、消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要があると認めるときは、当該食品関連事業者等に対し、食品の回収その他必要な措置をとるべきことを命じ、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができる。</p> <p>【基準】 上記の条文による。</p>
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	弁明の機会の付与
備 考	和歌山県の事務処理の特例に関する条例第2条による権限移譲
設 定 日	平成31年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	商工労働課
適用日 (掲載日)	令和4年4月1日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	不適正な表示に対する措置命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	食品表示法第6条第5項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	食品表示法第6条第1項、第15条第1項・第4項・第5項 食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令第5条第1項第1号・第2項、第6条第1項第1号・第2号・第2項、第7条第1項第1号・第2号・第2項、
処 分 基 準	■設定 □未設定 (指示等) 第6条 食品表示基準に定められた第4条第1項第1号に掲げる事項 (以下「表示事項」という。)が表示されていない食品 (酒類を除く。以下この項において同じ。)の販売をし、又は販売の用に供する食品に関して表示事項を表示する際に食品表示基準に定められた同条第1項第2号に掲げる事項 (以下「遵守事項」という。)を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣 (内閣府令・農林水産省令で定める表示事項が表示されず、又は内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項を遵守しない場合にあつては、内閣総理大臣)は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。 2 次の各号に掲げる大臣は、単独で前項の規定による指示 (第1号に掲げる大臣にあつては、同項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項が表示されず、又は同項の内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項を遵守しない場合におけるものを除く。)をしようとするときは、あらかじめ、その指示の内容について、それぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。 (1) 内閣総理大臣 農林水産大臣 (2) 農林水産大臣 内閣総理大臣 3 表示事項が表示されていない酒類の販売をし、又は販売の用に供する酒類に関して表示事項を表示する際に遵守事項を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は財務大臣 (内閣府令・財務省令で定める表示事項が表示されず、又は内閣府令・財務省令で定める遵守事項を遵守しない場合にあつては、内閣総理大臣)は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。 4 次の各号に掲げる大臣は、単独で前項の規定による指示 (第1号に掲げる大

	<p>臣にあつては、同項の内閣府令・財務省令で定める表示事項が表示されず、又は同項の内閣府令・財務省令で定める遵守事項を遵守しない場合におけるものを除く。)をしようとするときは、あらかじめ、その指示の内容について、それぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。</p> <p>(1) 内閣総理大臣 財務大臣 (2) 財務大臣 内閣総理大臣</p> <p>5 内閣総理大臣は、第1項又は第3項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>6 農林水産大臣は、第1項の規定による指示をした場合において、その指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、内閣総理大臣に対し、前項の規定により、その者に対してその指示に係る措置をとるべきことを命ずることを要請することができる。</p> <p>7 財務大臣は、第3項の規定による指示をした場合において、その指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、内閣総理大臣に対し、第5項の規定により、その者に対してその指示に係る措置をとるべきことを命ずることを要請することができる。</p> <p>8 内閣総理大臣は、食品関連事業者等が、アレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項として内閣府令で定めるものについて食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をし、又は販売をしようとする場合において、消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要があると認めるときは、当該食品関連事業者等に対し、食品の回収その他必要な措置をとるべきことを命じ、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができる。</p> <p>【基準】 上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	令和5年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	観光振興課
適用日 (掲載日)	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	路外駐車場の構造等の是正命令又は供用停止命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	駐車場法第 19 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	駐車場法第 19 条 駐車場法施行令第 6 条～第 15 条
処 分 基 準	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定 未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	特になし
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	令和 4 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	砂防に関する費用の不均一賦課
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	砂防法第 21 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	砂防法第 21 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 〔不均一賦課〕 第 21 条 公共団体ハ砂防ニ関スル費用ニ付キ利害関係ノ厚薄ヲ標準トシテ其ノ区域内ニ於テ不均一ノ賦課ヲナスコトヲ得
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	他の工作物管理者に対する工事施行命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	道路法第 21 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	道路法第 21 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	(他の工作物の管理者に対する工事施行命令等) 第 21 条 道路と他の工作物とが相互に効用を兼ねる場合において、他の工作物の管理者に当該道路の道路に関する工事を施行させ、又は維持をさせることが適当であると認められるときは、前条及び第 31 条の規定によつて協議をした場合を除く外、道路管理者は、他の工作物の管理者に当該道路に関する工事を施行させ、又は当該道路の維持をさせることができる。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	工事原因者への工事施行命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	道路法第 22 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	道路法第 22 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(工事原因者に対する工事施行命令等)</p> <p>第 22 条 道路管理者は、道路に関する工事以外の工事 (以下「他の工事」という。) により必要を生じた道路に関する工事又は道路を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは道路の補強、拡幅その他道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為 (以下「他の行為」という。) により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を当該工事の執行者又は行為者に施行させることができる。</p> <p>2 前項の場合において、他の工事が河川法 (昭和 39 年法律第 167 号) が適用され、又は準用される河川の河川工事 (以下「河川工事」という。) であるときは、当該道路に関する工事については、同法第 19 条の規定は、適用しない。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文及び基準規定による。</p>
	参 考 資 料
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	

設 定 日

令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日 (掲載日)	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	道路占用料の徴収
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	道路法第 39 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	道路法施行令第 19 条～第 19 条の 3 ○紀の川市道路占用料徴収条例第 2 条、第 4 条、別表
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(占用料の徴収)</p> <p>第 39 条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法 (昭和 23 年法律第 109 号) 第 6 条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例 (指定区間内の国道にあつては、政令) で定める。但し、条例で定める場合においては、第 35 条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。</p> <p>【基準】 上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	

設 定 日

令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日 (掲載日)	平成 31 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	占用物件の維持管理に関する措置命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	道路法第 39 条の 9

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	道路法第 39 条の 8、第 39 条の 9 道路法施行規則第 4 条の 5 の 5
処 分 基 準	■設定 □未設定
	(占用物件の維持管理に関する措置) 第 39 条の 9 道路管理者は、道路占用者が前条の国土交通省令で定める基準に従って占用物件の維持管理をしていないと認めるときは、当該道路占用者に対し、その是正のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	車両の積載物の落下予防等措置命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	道路法第 43 条の 2

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	道路法第 43 条の 2
処 分 基 準	■設定 □未設定 (車両の積載物の落下の予防等の措置) 第 43 条の 2 道路管理者は、道路を通行している車両の積載物が落下するおそれがある場合において、当該積載物の落下により道路が損傷され、又は当該積載物により道路が汚損される等道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該車両を運転している者に対し、当該車両の通行の中止、積載方法の是正その他通行の方法について、道路の構造又は交通に支障が及ぶのを防止するため必要な措置をすることを命ずることができる。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日 (掲載日)	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	工作物管理者の危険防止措置命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	道路法第 44 条第 4 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	道路法第 44 条第 3 項・第 4 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務)</p> <p>第 44 条 道路管理者は、道路の沿道の土地、竹木又は工作物が道路の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は道路の交通に及ぼすべき危険を防止するため、道路に接続する区域を、条例 (指定区間内の国道にあつては、政令) で定める基準に従い、沿道区域として指定することができる。ただし、道路の各一側について幅 20 メートルを超える区域を沿道区域として指定することはできない。</p> <p>2 前項の規定による指定においては、当該指定に係る沿道区域及び次項の規定による措置の対象となる土地、竹木又は工作物を定めるものとし、道路管理者は、当該指定をしたときは、遅滞なくこれらの事項を公示するものとする。</p> <p>3 沿道区域の区域内にある土地、竹木又は工作物 (前項の規定により公示されたものに限る。以下この項及び次項において同じ。) の管理者は、その土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設の設置その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、当該土地、竹木又は工作物の管理者に対して、同項に規定する施設の設置その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>5 道路管理者は、前項の規定による命令により損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。</p> <p>6 前項の規定による損失の補償については、道路管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。</p> <p>7 前項の規定による協議が成立しない場合においては、道路管理者は、自己の見積もった金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金額</p>

	<p>の支払を受けた日から1月以内に収用委員会に土地収用法（昭和26年法律第219号）第94条の規定による裁決を申請することができる。</p>
	<p>【基準】 上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日 (掲載日)	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	違反車両の通行中止等の措置命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	道路法第 47 条の 14 第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	道路法第 47 条 車両制限令第 3 条～第 12 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(車両の通行に関する措置)</p> <p>第 47 条の 14 道路管理者は、第 47 条第 2 項の規定に違反し、若しくは同条第 1 項の政令で定める最高限度を超える車両の通行に関し第 47 条の 2 第 1 項の規定により付した条件に違反し、若しくは第 47 条の 10 第 3 項の回答の内容に従わないで車両を通行させている者又は道路において第 47 条第 4 項の規定による政令で定める基準を超える車両を通行させている者に対し、当該車両の通行の中止、総重量の軽減、徐行その他通行の方法について、道路の構造の保全又は交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。</p> <p>2 道路管理者は、路線を定めて道路を自動車運送事業のために使用しようとする者又は反覆して同一の道路に車両を通行させようとする者に対して、当該車両が第 47 条第 4 項の規定による政令で定める基準に適合しない場合においては、当該基準に適合するように、道路に関して必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与

備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日 (掲載日)	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	道路に関する必要な措置命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	道路法第 47 条の 14 第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	道路法第 47 条 車両制限令第 3 条～第 12 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(車両の通行に関する措置)</p> <p>第 47 条の 14 道路管理者は、第 47 条第 2 項の規定に違反し、若しくは同条第 1 項の政令で定める最高限度を超える車両の通行に関し第 47 条の 2 第 1 項の規定により付した条件に違反し、若しくは第 47 条の 10 第 3 項の回答の内容に従わないで車両を通行させている者又は道路において第 47 条第 4 項の規定による政令で定める基準を超える車両を通行させている者に対し、当該車両の通行の中止、総重量の軽減、徐行その他通行の方法について、道路の構造の保全又は交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。</p> <p>2 道路管理者は、路線を定めて道路を自動車運送事業のために使用しようとする者又は反覆して同一の道路に車両を通行させようとする者に対して、当該車両が第 47 条第 4 項の規定による政令で定める基準に適合しない場合においては、当該基準に適合するように、道路に関して必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>【基準】 上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与

備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日 (掲載日)	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	道路保全立体区域内での措置命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	道路法第 48 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	道路法第 48 条第 1 項・第 2 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(道路保全立体区域内の制限)</p> <p>第 48 条 道路保全立体区域内にある土地、竹木又は建築物その他の工作物の所有者又は占有者は、その土地、竹木又は建築物その他の工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設の設置その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、同項に規定する所有者又は占有者に対して、同項に規定する施設の設置その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>3 第 1 項に規定する所有者又は占有者は、同項に規定するもののほか、高架の道路の橋脚の周囲又は地盤面下の道路の上下における土石の採取その他の道路保全立体区域における行為であつて、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められるものを行つてはならない。</p> <p>4 道路管理者は、前項の規定に違反している者に対し、行為の中止、物件の改築、移転又は除却その他道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するための必要な措置をすることを命ずることができる。</p> <p>【基準】 上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	

聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	行為の中止、物件の除却等の命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	道路法第 48 条第 4 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	道路法第 48 条第 3 項・第 4 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(道路保全立体区域内の制限)</p> <p>第 48 条 道路保全立体区域内にある土地、竹木又は建築物その他の工作物の所有者又は占有者は、その土地、竹木又は建築物その他の工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設の設置その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、同項に規定する所有者又は占有者に対して、同項に規定する施設の設置その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>3 第 1 項に規定する所有者又は占有者は、同項に規定するもののほか、高架の道路の橋脚の周囲又は地盤面下の道路の上下における土石の採取その他の道路保全立体区域における行為であつて、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められるものを行つてはならない。</p> <p>4 道路管理者は、前項の規定に違反している者に対し、行為の中止、物件の改築、移転又は除却その他道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するための必要な措置をすることを命ずることができる。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文及び基準規定による。</p>
	参 考 資 料

聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	連結料の徴収
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	道路法第 48 条の 7 第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	道路法第 48 条の 4 第 2 号・第 3 号・第 4 号、第 48 条の 7 第 1 項
処 分 基 準	■設定 □未設定
	(連結料の徴収) 第 48 条の 7 道路管理者は、第 48 条の 4 第 2 号から第 4 号までに掲げる施設の自動車専用道路との連結につき、連結料を徴収することができる。 2 前項の規定による連結料の額の基準及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例 (指定区間内の国道にあつては、政令) で定める。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	違反行為の中止その他の措置命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	道路法第 48 条の 12

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	道路法第 48 条の 11 第 1 項、第 48 条の 12
処 分 基 準	■設定 □未設定
	(違反行為に対する措置) 第 48 条の 12 道路管理者は、前条第 1 項の規定に違反している者に対し、行為の中止その他交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	通行の中止その他の措置命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	道路法第 48 条の 16

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	道路法第 48 条の 15 第 1 項・第 2 項・第 3 項、第 48 条の 16
処 分 基 準	■設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	(違反行為に対する措置) 第 48 条の 16 道路管理者は、前条第 1 項から第 3 項までの規定に違反している者に対し、通行の中止その他交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日 (掲載日)	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	道路協力団体の運営に関する措置命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	道路法第 48 条の 62 第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	道路法第 48 条の 61、第 48 条の 62 第 2 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(監督等)</p> <p>第 48 条の 62 道路管理者は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、道路協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。</p> <p>2 道路管理者は、道路協力団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、道路協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>3 道路管理者は、道路協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。</p> <p>4 道路管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。</p> <p>【基準】 上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与

備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日 (掲載日)	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	道路協力団体の指定の取消し
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	道路法第 48 条の 62 第 3 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	道路法第 48 条の 62 第 3 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(監督等)</p> <p>第 48 条の 62 道路管理者は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、道路協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。</p> <p>2 道路管理者は、道路協力団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、道路協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>3 道路管理者は、道路協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。</p> <p>4 道路管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。</p> <p>【基準】 上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与

備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	原因者への工事費用負担命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	道路法第 58 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	道路法第 58 条第 1 項
処 分 基 準	■設定 □未設定
	(原因者負担金) 第 58 条 道路管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。 2 前項の場合において、他の工事が河川工事であるときは、道路に関する工事の費用については、河川法第 68 条の規定は、適用しない。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	原因者への工事費用負担命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	道路法第 59 条第 3 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	道路法第 59 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(附帯工事に要する費用)</p> <p>第 59 条 道路に関する工事に因り必要を生じた他の工事又は道路に関する工事を施行するために必要を生じた他の工事に要する費用は、第 32 条第 1 項及び第 3 項の規定による許可に附した条件に特別の定がある場合並びに第 35 条の規定による協議による場合を除く外、その必要を生じた限度において、この法律の規定に基づいて道路に関する工事について費用を負担すべき者がその全部又は一部を負担しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、他の工事が河川工事であるときは、他の工事に要する費用については、同項の規定は、適用しない。</p> <p>3 道路管理者は、第 1 項の道路に関する工事が他の工事又は他の行為のために必要となつたものである場合においては、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部を、その必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為につき費用を負担する者に負担させることができる。</p> <p>【基準】 上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外

備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	工作物管理者への費用負担命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	道路法第 60 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	道路法第 60 条
処 分 基 準	<p>■設定 <input type="checkbox"/>未設定</p> <p>（他の工作物の管理者の行う道路に関する工事に要する費用）</p> <p>第 60 条 第 21 条の規定によつて道路管理者が他の工作物の管理者に施行させた道路に関する工事に要する費用は、この法律の規定に基いて当該道路に関する工事について費用を負担すべき者が負担しなければならない。但し、当該他の工作物の管理者が当該道路に関する工事に因り利益を受けた場合においては、当該他の工作物の管理者に対し、その受けた利益の限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	受益者への工事費用負担命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	道路法第 61 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	道路法第 61 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 (受益者負担金) 第 61 条 道路管理者は、道路に関する工事に因つて著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。 2 前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、道路管理者である地方公共団体の条例 (指定区間内の国道にあつては、政令) で定める。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日 (掲載日)	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	非常災害時の土地の収用、処分
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	道路法第 68 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	道路法第 68 条第 1 項
処 分 基 準	■設定 □未設定 (非常災害時における土地の一時使用等) 第 68 条 道路管理者は、道路に関する非常災害のためやむを得ない必要がある場合においては、災害の現場において、必要な土地を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分することができる。 2 道路管理者は、非常災害に因り道路の構造又は交通に対する危険を防止するためやむを得ないと認められる場合においては、災害の現場に在る者又はその附近に居住する者を防ぎ(、)よ(、)に従事させることができる。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 1 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日 (掲載日)	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	非常災害時の防ぎよ従事命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	道路法第 68 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	道路法第 68 条第 2 項
処 分 基 準	■設定 □未設定 (非常災害時における土地の一時使用等) 第 68 条 道路管理者は、道路に関する非常災害のためやむを得ない必要がある場合においては、災害の現場において、必要な土地を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分することができる。 2 道路管理者は、非常災害に因り道路の構造又は交通に対する危険を防止するためやむを得ないと認められる場合においては、災害の現場に在る者又はその附近に居住する者を防ぎ(、)よ(、)に従事させることができる。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 1 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日 (掲載日)	平成 31 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	許可等の取消し等又は原状回復命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	道路法第 71 条第 1 項・第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	道路法第 71 条第 1 項・第 2 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(道路管理者等の監督処分)</p> <p>第 71 条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可、承認若しくは認定(以下この条及び第 72 条の 2 第 1 項において「許可等」という。)を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路(連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。)に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>(1) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者</p> <p>(2) この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者</p> <p>2 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合</p> <p>(2) 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合</p> <p>(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合</p> <p>3 第 44 条第 4 項又は前 2 項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、道路管理者は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合に</p>

	<p>においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、道路管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。</p> <p>4 道路管理者（第97条の2の規定により権限の委任を受けた北海道開発局長を含む。以下この項及び次項において同じ。）は、その職員のうちから道路監理員を命じ、第24条、第32条第1項若しくは第3項、第37条、第40条、第43条、第44条第3項若しくは第4項、第46条第1項若しくは第3項、第47条第3項、第47条の14第2項若しくは第48条第1項若しくは第2項の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者（第1項又は第2項の規定による道路管理者の処分に違反している者を含む。）に対して第1項の規定によるその違反行為若しくは工事中止を命じ、又は道路に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずる権限を行わせることができる。</p> <p>5 道路管理者は、前項の規定により命じた道路監理員に第43条の2、第47条の14第1項、第48条第4項、第48条の12又は第48条の16の規定による権限を行わせることができる。</p> <p>6 道路監理員は、前2項の規定による権限を行使する場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。</p> <p>7 前項の規定による証票の様式その他必要な事項は、国土交通省令で定める。</p> <p>【基準】 上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	聴聞の付与
備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日 (掲載日)	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	道路予定区域における道路占用料の徴収 (第 39 条第 1 項準用)
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	道路法第 91 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	道路法第 39 条 ○紀の川市道路占用料徴収条例第 2 条、第 4 条、別表
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(道路予定区域)</p> <p>第 91 条 第 18 条第 1 項の規定により道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間は、何人も、道路管理者 (国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第 96 条第 5 項後段において同じ。) が当該区域についての土地に関する権原を取得する前においても、道路管理者の許可を受けなければ、当該区域内において土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を付加増置してはならない。</p> <p>2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの (以下「道路予定区域」という。) については、第 4 条、第 3 章第 3 節、第 43 条、第 44 条から第 44 条の 3 まで、第 47 条の 21、第 48 条、第 48 条の 45 (第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定の適用に係る部分に限る。)、第 71 条、第 72 条、第 72 条の 2 (第 2 項を除く。)、第 73 条、第 75 条、第 87 条及び次条から第 95 条までの規定を準用する。</p> <p>3 第 1 項の規定による制限により損失を受ける者がある場合においては、道路管理者は、その者に対して通常受けるべき損失を補償しなければならない。</p> <p>4 第 44 条第 6 項及び第 7 項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。</p> <p>【基準】 上記の条文及び基準規定による。</p>

参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日 (掲載日)	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	道路予定区域における工作物管理者の危険防止措置命令 (第 44 条第 4 項準用)
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	道路法第 91 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	道路法第 44 条第 3 項・第 4 項	
処 分 基 準	<p>■設定 <input type="checkbox"/>未設定</p> <p>(道路予定区域)</p> <p>第 91 条 第 18 条第 1 項の規定により道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間は、何人も、道路管理者 (国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第 96 条第 5 項後段において同じ。) が当該区域についての土地に関する権原を取得する前においても、道路管理者の許可を受けなければ、当該区域内において土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を付加増置してはならない。</p> <p>2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの (以下「道路予定区域」という。) については、第 4 条、第 3 章第 3 節、第 43 条、第 44 条から第 44 条の 3 まで、第 47 条の 21、第 48 条、第 48 条の 45 (第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定の適用に係る部分に限る。)、第 71 条、第 72 条、第 72 条の 2 (第 2 項を除く。)、第 73 条、第 75 条、第 87 条及び次条から第 95 条までの規定を準用する。</p> <p>3 第 1 項の規定による制限により損失を受ける者がある場合においては、道路管理者は、その者に対して通常受けるべき損失を補償しなければならない。</p> <p>4 第 44 条第 6 項及び第 7 項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。</p>	
	【基準】	上記の条文及び基準規定による。

参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日（掲載日）	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	道路予定区域内での措置命令（第 48 条第 2 項準用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	道路法第 91 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	道路法第 48 条第 1 項・第 2 項	
処 分 基 準	<p>■設定 <input type="checkbox"/>未設定</p> <p>（道路予定区域）</p> <p>第 91 条 第 18 条第 1 項の規定により道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間は、何人も、道路管理者（国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第 96 条第 5 項後段において同じ。）が当該区域についての土地に関する権原を取得する前においても、道路管理者の許可を受けなければ、当該区域内において土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を付加増置してはならない。</p> <p>2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの（以下「道路予定区域」という。）については、第 4 条、第 3 章第 3 節、第 43 条、第 44 条から第 44 条の 3 まで、第 47 条の 21、第 48 条、第 48 条の 45（第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定の適用に係る部分に限る。）、第 71 条、第 72 条、第 72 条の 2（第 2 項を除く。）、第 73 条、第 75 条、第 87 条及び次条から第 95 条までの規定を準用する。</p> <p>3 第 1 項の規定による制限により損失を受ける者がある場合においては、道路管理者は、その者に対して通常受けるべき損失を補償しなければならない。</p> <p>4 第 44 条第 6 項及び第 7 項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。</p>	
	【基準】	上記の条文及び基準規定による。

参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日（掲載日）	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	道路予定区域での行為の中止、物件の除却等の命令（第 48 条第 4 項準用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	道路法第 91 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	道路法第 48 条第 3 項・第 4 項
処 分 基 準	<p>■設定 <input type="checkbox"/>未設定</p> <p>（道路予定区域）</p> <p>第 91 条 第 18 条第 1 項の規定により道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間は、何人も、道路管理者（国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第 96 条第 5 項後段において同じ。）が当該区域についての土地に関する権原を取得する前においても、道路管理者の許可を受けなければ、当該区域内において土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を付加増置してはならない。</p> <p>2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの（以下「道路予定区域」という。）については、第 4 条、第 3 章第 3 節、第 43 条、第 44 条から第 44 条の 3 まで、第 47 条の 21、第 48 条、第 48 条の 45（第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定の適用に係る部分に限る。）、第 71 条、第 72 条、第 72 条の 2（第 2 項を除く。）、第 73 条、第 75 条、第 87 条及び次条から第 95 条までの規定を準用する。</p> <p>3 第 1 項の規定による制限により損失を受ける者がある場合においては、道路管理者は、その者に対して通常受けるべき損失を補償しなければならない。</p> <p>4 第 44 条第 6 項及び第 7 項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。</p> <p>【基準】 上記の条文及び基準規定による。</p>

参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日 (掲載日)	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	道路予定区域における許可等の取消し等又は原状回復命令 (第 71 条第 1 項・第 2 項準用)
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	道路法第 91 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	道路法第 71 条第 1 項・第 2 項	
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(道路予定区域)</p> <p>第 91 条 第 18 条第 1 項の規定により道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間は、何人も、道路管理者 (国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第 96 条第 5 項後段において同じ。) が当該区域についての土地に関する権原を取得する前においても、道路管理者の許可を受けなければ、当該区域内において土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を付加増置してはならない。</p> <p>2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの (以下「道路予定区域」という。) については、第 4 条、第 3 章第 3 節、第 43 条、第 44 条から第 44 条の 3 まで、第 47 条の 21、第 48 条、第 48 条の 45 (第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定の適用に係る部分に限る。)、第 71 条、第 72 条、第 72 条の 2 (第 2 項を除く。)、第 73 条、第 75 条、第 87 条及び次条から第 95 条までの規定を準用する。</p> <p>3 第 1 項の規定による制限により損失を受ける者がある場合においては、道路管理者は、その者に対して通常受けるべき損失を補償しなければならない。</p> <p>4 第 44 条第 6 項及び第 7 項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。</p>	
	【基準】	上記の条文及び基準規定による。

参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞の付与
備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	工事原因者に対する工事施行命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	河川法第 18 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	河川法第 18 条
処 分 基 準	■設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	(工事原因者の工事の施行等) 第 18 条 河川管理者は、河川工事以外の工事 (以下「他の工事」という。) 又は河川を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは河川の現状を変更する必要を生じさせた行為 (以下「他の行為」という。) によつて必要を生じた河川工事又は河川の維持を当該他の工事の施行者又は当該他の行為の行為者に行わせることができる。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	洪水時等における業務従事命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	河川法第 22 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	河川法第 22 条第 1 項・第 2 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(洪水時等における緊急措置)</p> <p>第 22 条 洪水、津波、高潮等による危険が切迫した場合において、水災を防御し、又はこれによる被害を軽減する措置をとるため緊急の必要があるときは、河川管理者は、その現場において、必要な土地を使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬具若しくは器具を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。</p> <p>2 河川管理者は、前項に規定する措置をとるため緊急の必要があるときは、その附近に居住する者又はその現場にある者を当該業務に従事させることができる。</p> <p>3 河川管理者は、第 1 項の規定による収用、使用又は処分により損失を受けた者があるときは、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。</p> <p>4 前項の規定による損失の補償については、河川管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。</p> <p>5 前項の規定による協議が成立しない場合においては、河川管理者は、自己の見積った金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から 30 日以内に、収用委員会に土地収用法第 94 条の規定による裁決を申請することができる。</p> <p>6 第 2 項の規定により業務に従事した者が当該業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は当該業務に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、河川管理者は、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。</p>

	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	工作物用途廃止後の原状回復命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	河川法第 31 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	河川法第 31 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(原状回復命令等)</p> <p>第 31 条 第 26 条第 1 項の許可を受けて工作物を設置している者は、当該工作物の用途を廃止したときは、速やかに、その旨を河川管理者に届け出なければならない。</p> <p>2 河川管理者は、前項の届出があつた場合において、河川管理上必要があると認めるときは、当該許可に係る工作物を除却し、河川を原状に回復し、その他河川管理上必要な措置をとることを命ずることができる。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	流水占用料等の徴収
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	河川法第 32 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	河川法第 32 条第 1 項・第 2 項 河川法施行令第 18 条 ○紀の川市準用河川管理条例第 4 条、別表
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(流水占用料等の徴収等)</p> <p>第 32 条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する河川について第 23 条、第 24 条若しくは第 25 条の許可又は第 23 条の 2 の登録を受けた者から、流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料 (以下「流水占用料等」という。) を徴収することができる。</p> <p>2 流水占用料等の額の基準及びその徴収に関して必要な事項は、政令で定める。</p> <p>3 流水占用料等は、当該都道府県の収入とする。</p> <p>4 国土交通大臣又は指定都市の長は、第 23 条、第 24 条若しくは第 25 条の許可又は第 23 条の 2 の登録をしたときは、速やかに、当該許可又は登録に係る事項を当該許可又は登録に係る河川の存する都道府県を統括する都道府県知事に通知しなければならない。当該許可又は登録について第 75 条の規定による処分をしたときも、同様とする。</p> <p>【基準】 上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外

備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日 (掲載日)	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	河川の従前の機能の維持の指示
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	河川法第 44 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	河川法施行令第 24 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(河川の従前の機能の維持)</p> <p>第 44 条 ダム (河川の流水を貯留し、又は取水するため第 26 条第 1 項の許可を受けて設置するダムで、基礎地盤から堤頂までの高さが 15 メートル以上のものをいう。第 51 条の 2 及び第 51 条の 3 を除き、以下同じ。) で政令で定めるものを設置する者は、当該ダムの設置により河川の状態が変化し、洪水時における従前の当該河川の機能が減殺されることとなる場合においては、河川管理者の指示に従い、当該機能を維持するために必要な施設を設け、又はこれに代わるべき措置をとらなければならない。</p> <p>2 前項の河川管理者の指示の基準は、政令で定める。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	

設 定 日

令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	ダムの操作規程の変更命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	河川法第 47 条第 4 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	河川法第 47 条第 4 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(ダムの操作規程)</p> <p>第 47 条 ダムを設置する者は、当該ダムを流水の貯留又は取水の用に供しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、当該ダムの操作の方法について操作規程を定め、河川管理者の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 河川管理者は、ダムで政令で定めるものについて前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。</p> <p>3 ダムの操作は、第 1 項の承認を受けた操作規程に従って行なわなければならない。</p> <p>4 河川管理者は、当該ダムに関する工事又は河川の状況の変化その他当該河川に関する特別の事情により、当該操作規程によつては河川管理上支障を生ずると認める場合においては、当該操作規程の変更を命ずることができる。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与

備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	洪水調節のための指示
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	河川法第 52 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	河川法第 52 条
処 分 基 準	■設定 □未設定
	(洪水調節のための指示) 第 52 条 河川管理者は、洪水による災害が発生し、又は発生するおそれ大きいと認められる場合において、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するため緊急の必要があると認められるときは、ダムを設置する者に対し、当該ダムの操作について、その水系に係る河川の状況を総合的に考慮して、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置をとるべきことを指示することができる。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	河川協力団体に対する業務改善命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	河川法第 58 条の 11 第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	河川法第 58 条の 9、第 58 条の 11 第 2 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(監督等)</p> <p>第 58 条の 11 河川管理者は、第 58 条の 9 各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、河川協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。</p> <p>2 河川管理者は、河川協力団体が第 58 条の 9 各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、河川協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>3 河川管理者は、河川協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。</p> <p>4 河川管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与

備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	河川協力団体の指定の取消し
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	河川法第 58 条の 11 第 3 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	河川法第 58 条の 11 第 3 項
処 分 基 準	<p>■設定 <input type="checkbox"/>未設定</p> <p>(監督等)</p> <p>第 58 条の 11 河川管理者は、第 58 条の 9 各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、河川協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。</p> <p>2 河川管理者は、河川協力団体が第 58 条の 9 各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、河川協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>3 河川管理者は、河川協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。</p> <p>4 河川管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞の付与

備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	工事費用の原因者への負担命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	河川法第 67 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	河川法第 67 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 (原因者負担金) 第 67 条 河川管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた河川工事又は河川の維持に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	附帯工事費用の原因者負担命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	河川法第 68 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	河川法第 68 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(附帯工事に要する費用)</p> <p>第 68 条 河川工事により必要を生じた他の工事又は河川工事を施行するために必要を生じた他の工事に要する費用は、第 26 条第 1 項の許可に付した条件に特別の定めがある場合並びに第 37 条の 2、第 58 条の 13、第 95 条及び第 99 条第 2 項の規定による協議において特別の定めをした場合を除き、その必要を生じた限度において、第 59 条、第 60 条第 2 項前段及び第 65 条の 2 第 1 項前段の規定に基づいて当該河川工事について費用を負担すべき者がその全部又は一部を負担しなければならない。</p> <p>2 河川管理者は、前項の河川工事が他の工事又は他の行為のために必要を生じたものである場合においては、その必要を生じた限度において、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部をその原因となつた他の工事又は他の行為につき費用を負担する者に負担させることができる。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外

備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	工事費用の受益者への負担命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	河川法第 70 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	河川法第 70 条第 1 項
処 分 基 準	■設定 □未設定
	(受益者負担金) 第 70 条 河川管理者は、河川工事により著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、その者に、当該河川工事に要する費用の一部を負担させることができる。 2 前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、国土交通大臣が負担させるものにあつては政令で、都道府県知事が負担させるものにあつては当該都道府県知事が統轄する都道府県の条例で定める。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	特別水利使用者への費用負担命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	河川法第 70 条の 2 第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	河川法第 70 条の 2 第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(特別水利使用者負担金)</p> <p>第 70 条の 2 河川管理者は、河川の流水の状況を改善するため 2 以上の河川を連絡する河川工事で、流水によつて生ずる公害を除却し、又は軽減することのほか、専用の施設を新設し、又は拡張して流水を占有する者 (以下この条において「特別水利使用者」という。) に対する水の供給を確保することをその目的に含むもの (河川の流水を貯留するための河川管理施設の設置を伴うものを除く。) に要する費用及び当該河川工事により設置する河川管理施設の管理に要する費用については、当該特別水利使用者が受けることとなると認められる利益の限度において、その者に、その一部を負担させることができる。</p> <p>2 河川管理者は、前項の河川工事を施行しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係行政機関の長に協議し、及び 1 級河川に係るものにあつては関係都道府県知事、2 級河川に係るものにあつては関係市町村長の意見をきくとともに、当該工事に要する費用及び当該工事により設置する河川管理施設の管理に要する費用の負担について特別水利使用者の同意を得なければならない。</p> <p>3 第 1 項の場合において、負担金の額の算出方法及び負担金の還付に関する事項については、政令で、負担金の徴収方法については、国土交通大臣が負担させるものにあつては政令で、都道府県知事が負担させるものにあつては当該都道府県知事が統轄する都道府県の条例で定める。</p> <p>4 第 1 項の河川工事は、関係河川における流水の正常な機能の維持に支障のない範囲内において施行するものとする。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文及び基準規定による。</p>

参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	負担金又は流水占用料等の督促
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	河川法第 74 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	河川法第 74 条第 1 項	
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(強制徴収)</p> <p>第 74 条 この法律、この法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定又はこれらの規定に基づく処分により納付すべき負担金又は流水占用料等 (以下これらを「負担金等」という。) をその納期限までに納付しない者がある場合においては、河川管理者 (当該負担金等が、国の収入となる場合にあつては国土交通大臣、都道府県の収入となる場合にあつては当該都道府県を統括する都道府県知事とする。以下この条において同じ。) は、期限を指定して、その納付を督促しなければならない。</p> <p>2 河川管理者は、前項の規定により督促をする場合においては、納付義務者に対し督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して 20 日以上経過した日でなければならない。</p> <p>3 河川管理者は、第 1 項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までにその負担金等及び第 5 項の規定による延滞金を納付しない場合においては、当該負担金等が国の収入となる場合にあつては国税の、都道府県の収入となる場合にあつては地方税の滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。</p> <p>4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。</p> <p>5 河川管理者は、第 1 項の規定により督促をした場合においては、政令で定めるところにより、同項の負担金等の額につき年 14.5 パーセントの割合で、納期限の翌日からその負担金等の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。</p>	
	【基準】	上記の条文及び基準規定による。

参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	延滞金の徴収
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	河川法第 74 条第 5 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	河川法第 74 条 河川法施行令第 39 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>（強制徴収）</p> <p>第 74 条 この法律、この法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定又はこれらの規定に基づく処分により納付すべき負担金又は流水占用料等（以下これらを「負担金等」という。）をその納期限までに納付しない者がある場合においては、河川管理者（当該負担金等が、国の収入となる場合にあつては国土交通大臣、都道府県の収入となる場合にあつては当該都道府県を統括する都道府県知事とする。以下この条において同じ。）は、期限を指定して、その納付を督促しなければならない。</p> <p>2 河川管理者は、前項の規定により督促をする場合においては、納付義務者に対し督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して 20 日以上経過した日でなければならない。</p> <p>3 河川管理者は、第 1 項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までにその負担金等及び第 5 項の規定による延滞金を納付しない場合においては、当該負担金等が国の収入となる場合にあつては国税の、都道府県の収入となる場合にあつては地方税の滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。</p> <p>4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。</p> <p>5 河川管理者は、第 1 項の規定により督促をした場合においては、政令で定めるところにより、同項の負担金等の額につき年 14.5 パーセントの割合で、納期限の翌日からその負担金等の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文及び基準規定による。</p>

参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	許可等の取消し、工事中止命令等
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	河川法第 75 条第 1 項・第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	河川法第 75 条第 1 項・第 2 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(河川管理者の監督処分)</p> <p>第 75 条 河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定によつて与えた許可、登録若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の中止、工作物の改築若しくは除却 (第 24 条の規定に違反する係留施設に係留されている船舶の除却を含む。)、工事その他の行為若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき損害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは河川を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>(1) この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者、その者の一般承継人若しくはその者から当該違反に係る工作物 (除却を命じた船舶を含む。以下この条において同じ。) 若しくは土地を譲り受けた者又は当該違反した者から賃貸借その他により当該違反に係る工作物若しくは土地を使用する権利を取得した者</p> <p>(2) この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 詐欺その他不正な手段により、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認を受けた者</p> <p>2 河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をすることができる。</p> <p>(1) 許可、登録若しくは承認に係る工事その他の行為につき、又はこれらに係る事業を営むことにつき、他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかつたとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を</p>

	<p>失つたとき。</p> <p>(2) 許可、登録若しくは承認に係る工事その他の行為又はこれらに係る事業の全部又は一部の廃止があつたとき。</p> <p>(3) 洪水、津波、高潮その他の天然現象により河川の状況が変化したことにより、許可、登録又は承認に係る工事その他の行為が河川管理上著しい支障を生ずることとなつたとき。</p> <p>(4) 河川工事のためやむを得ない必要があるとき。</p> <p>(5) 前号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要があるとき。</p> <p>3 前2項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく、当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、河川管理者は、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。</p> <p>4 河川管理者は、前項の規定により工作物を除却し、又は除却させたときは、当該工作物を保管しなければならない。</p> <p>5 河川管理者は、前項の規定により工作物を保管したときは、当該工作物の所有者、占有者その他当該工作物について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）に対し当該工作物を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。</p> <p>6 河川管理者は、第4項の規定により保管した工作物が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して3月を経過してもなお当該工作物を返還することができない場合において、政令で定めるところにより評価した当該工作物の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、当該工作物を売却し、その売却した代金を保管することができる。</p> <p>7 河川管理者は、前項の規定による工作物の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する価額が著しく低いときは、当該工作物を廃棄することができる。</p> <p>8 第6項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。</p> <p>9 第3項から第6項までに規定する工作物の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物の返還を受けるべき所有者等その他第3項に規定する当該措置を命ずべき者の負担とする。</p> <p>10 第5項の規定による公示の日から起算して6月を経過してもなお第4項の規定により保管した工作物（第6項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該工作物の所有権は、国土交通大臣が保管する工作物にあつては国、都道府県知事が保管する工作物にあつては当該都道府県知事が統括する都道府県に帰属する。</p> <p>【基準】 上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	

聴聞・弁明手続	聴聞の付与
備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	損失補償額の原因者への負担命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	河川法第 76 条第 3 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	河川法第 76 条第 1 項・第 3 項
処 分 基 準	<p>■設定 <input type="checkbox"/>未設定</p> <p>(監督処分に伴う損失の補償等)</p> <p>第 76 条 河川管理者は、前条第 2 項第 4 号又は第 5 号に該当することにより同項の規定による処分をした場合において、当該処分により損失を受けた者があるときは、その者に対して通常生ずべき損失を補償しなければならない。ただし、水利使用に関し第 23 条若しくは第 26 条第 1 項の許可又は第 23 条の 2 の登録を受けた者が、第 41 条の規定によりその損失を補償する場合は、この限りでない。</p> <p>2 第 22 条第 4 項及び第 5 項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。</p> <p>3 河川管理者は、第 1 項の規定により河川管理者が補償すべき損失が、前条第 2 項第 5 号に該当するものとして同項の規定による処分があつたことによるものである場合においては、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。</p> <p>【基準】 上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外

備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	砂利採取計画の変更命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	砂利採取法第 22 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	砂利採取法第 19 条、第 22 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(認可採取計画の変更命令)</p> <p>第 22 条 都道府県知事又は河川管理者は、認可採取計画に基づいて行なわれている砂利の採取が第 19 条に規定する要件に該当することとなり、又は該当することとなるおそれがあると認めるときは、その認可を受けた砂利採取業者に対し、当該認可採取計画を変更すべきことを命ずることができる。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号に該当し、弁明の機会の付与
備 考	和歌山県の事務処理の特例に関する条例第 2 条による権限移譲
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	砂利採取停止、災害防止措置命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	砂利採取法第 23 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	砂利採取法第 23 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(緊急措置命令等)</p> <p>第 23 条 都道府県知事又は河川管理者は、砂利の採取に伴う災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、採取計画についてその認可を受けた砂利採取業者に対し、砂利の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきこと又は砂利の採取を停止すべきことを命ずることができる。</p> <p>2 都道府県知事又は河川管理者は、政令で定めるところにより、第 3 条の規定に違反して砂利採取業を行なった者又は第 16 条若しくは第 21 条の規定に違反して砂利の採取を行なった者に対し、採取跡の埋めもどしその他砂利の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号により弁明の機会の付与又は同条第 2 項により緊急の必要があるときは適用除外
備 考	和歌山県の事務処理の特例に関する条例第 2 条による権限移譲

設 定 日

令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	採取跡埋戻し等災害防止措置命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	砂利採取法第 23 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	砂利採取法第 23 条第 2 項 砂利採取法施行令第 1 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(緊急措置命令等)</p> <p>第 23 条 都道府県知事又は河川管理者は、砂利の採取に伴う災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、採取計画についてその認可を受けた砂利採取業者に対し、砂利の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきこと又は砂利の採取を停止すべきことを命ずることができる。</p> <p>2 都道府県知事又は河川管理者は、政令で定めるところにより、第 3 条の規定に違反して砂利採取業を行なった者又は第 16 条若しくは第 21 条の規定に違反して砂利の採取を行なった者に対し、採取跡の埋めもどしその他砂利の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号に該当し、弁明の機会の付与
備 考	和歌山県の事務処理の特例に関する条例第 2 条による権限移譲

設 定 日

令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	砂利採取計画の認可取消し等
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	砂利採取法第 26 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	砂利採取法第 26 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(認可の取消し等)</p> <p>第 26 条 都道府県知事又は河川管理者は、第 16 条の認可を受けた砂利採取業者が次の各号の一に該当するときは、その認可を取り消し、又は 6 月以内の期間を定めてその認可に係る砂利採取場における砂利の採取の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 第 21 条の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 第 22 条又は第 23 条第 1 項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>(3) 第 31 条第 1 項の条件に違反したとき。</p> <p>(4) 不正の手段により第 16 条の認可を受けたとき。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	不利益処分の程度に応じて、聴聞又は弁明の機会の付与手続を行う。聴聞を行う場合については、砂利の採取計画等に関する規則第 12 条から第 24 条までの規定にもよる。
備 考	和歌山県の事務処理の特例に関する条例第 2 条による権限移譲

設 定 日

令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	認可採取計画の変更命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	採石法第 33 条の 9

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	採石法第 33 条の 4、第 33 条の 9
処 分 基 準	■設定 □未設定
	(認可採取計画の変更命令) 第 33 条の 9 都道府県知事は、認可採取計画に基づいて行なわれている岩石の採取が第 33 条の 4 に規定する要件に該当することとなると認めるときは、その認可を受けた採石業者に対し、当該認可採取計画を変更すべきことを命ずることができる。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	和歌山県の事務処理の特例に関する条例第 2 条による権限移譲
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	採取計画の認可の取消し等
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	採石法第 33 条の 12

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	採石法第 33 条、第 33 条の 7、第 33 条の 8、第 33 条の 9、第 33 条の 12
処 分 基 準	■設定 □未設定
	(認可の取消し等) 第 33 条の 12 都道府県知事は、第 33 条の認可を受けた採石業者が次の各号の一に該当するときは、その認可を取り消し、又は 6 箇月以内の期間を定めてその認可に係る岩石採取場における岩石の採取の停止を命ずることができる。 (1) 第 33 条の 7 第 1 項の条件に違反したとき。 (2) 第 33 条の 8 の規定に違反したとき。 (3) 第 33 条の 9 又は次条第 1 項の規定による命令に違反したとき。 (4) 不正の手段により第 33 条の認可を受けたとき。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞の付与
備 考	和歌山県の事務処理の特例に関する条例第 2 条による権限移譲
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	緊急措置命令等
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	採石法第 33 条の 13 第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	採石法第 33 条の 13 第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(緊急措置命令等)</p> <p>第 33 条の 13 都道府県知事は、岩石の採取に伴う災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、採取計画についてその認可を受けた採石業者に対し、岩石の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきこと又は岩石の採取を停止すべきことを命ずることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、第 32 条の規定に違反して採石業を行なった者又は第 33 条若しくは第 33 条の 8 の規定に違反して岩石の採取を行なった者に対し、採取跡の崩壊防止施設の設置その他岩石の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	和歌山県の事務処理の特例に関する条例第 2 条による権限移譲

設 定 日

令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	緊急措置命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	採石法第 33 条の 13 第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	採石法第 32 条、第 33 条、第 33 条の 8、第 33 条の 13 第 2 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(緊急措置命令等)</p> <p>第 33 条の 13 都道府県知事は、岩石の採取に伴う災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、採取計画についてその認可を受けた採石業者に対し、岩石の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきこと又は岩石の採取を停止すべきことを命ずることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、第 32 条の規定に違反して採石業を行なった者又は第 33 条若しくは第 33 条の 8 の規定に違反して岩石の採取を行なった者に対し、採取跡の崩壊防止施設の設置その他岩石の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	和歌山県の事務処理の特例に関する条例第 2 条による権限移譲

設 定 日

令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	岩石の採取を廃止した者に対する災害防止命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	採石法第 33 条の 17

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	採石法第 33 条、第 33 条の 17
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(岩石の採取を廃止した者に対する災害防止命令)</p> <p>第 33 条の 17 都道府県知事は、第 33 条の認可を受けた採石業者が当該認可に係る岩石採取場における岩石の採取を廃止したときは、当該廃止した者に対し、当該廃止の日から 2 年間は、その者が当該岩石採取場において岩石の採取を行なったことにより生ずる災害を防止するため必要な設備をすることを命ずることができる。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	和歌山県の事務処理の特例に関する条例第 2 条による権限移譲
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	違反に係る貼紙等の除却命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	屋外広告物法第7条第4項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	屋外広告物法第7条 ○紀の川市都市公園条例第6条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>（違反に対する措置）</p> <p>第7条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、第3条から第5条までの規定に基づく条例に違反した広告物を表示し、若しくは当該条例に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなく確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、条例で定めるところにより、相当の期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、第1項の規定による措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条から第6条までに定めるところに従い、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用を義務者から徴収することができる。</p> <p>4 都道府県知事は、第3条から第5条までの規定に基づく条例（以下この項において「条例」という。）に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等（容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ。）、広告旗（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含</p>

む。)をいう。以下この項において同じ。)又は立看板等(容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件(これらを支える台を含む。)をいう。以下この項において同じ。)であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあつては第1号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあつては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

(1) 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあつては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。

(2) 管理されずに放置されていることが明らかなきとき。

○紀の川市都市公園条例

(行為の禁止)

第6条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第4条第1項若しくは第3項の許可に係るもの及び市長が必要と認めた場合については、この限りでない。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土石、竹木等の物件を堆積すること。
- (4) 土地の形質を変更し、又は土砂、石類を採取すること。
- (5) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。
- (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (8) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は止め置くこと。
- (9) たき火をすること。
- (10) 野営をすること。
- (11) 禁煙区域内で喫煙すること。
- (12) 都市公園をその用途外に使用すること。
- (13) 風紀を乱し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (14) 指定された場所以外の場所へごみを捨てること。
- (15) 危険物を持ち込み、又は公園利用者に危害を与える行為をすること。
- (16) その他公衆の都市公園の利用に支障のある行為をすること。

【基準】

上記の条文による。

参 考 資 料

- ・和歌山県屋外広告物規制図
- ・和歌山県屋外広告物の手引き
- ・魅力ある美しいまちわかやまをめざして 和歌山県屋外広告物ガイドライン
- ・高速道路等の沿道における屋外広告物設置基準の概要
- ・和歌山県屋外広告物の手引き(別冊)高速道路等の沿道における屋外広告物許可基準
- ・和歌山県違反広告物指導マニュアル

聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	清算金の督促
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	土地区画整理法第 110 条第 3 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	土地区画整理法第 110 条第 3 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>（清算金の徴収及び交付）</p> <p>第 110 条 施行者は、第 103 条第 4 項の公告があつた場合においては、第 104 条第 8 項の規定により確定した清算金を徴収し、又は交付しなければならない。この場合において、確定した清算金の額と第 102 条第 1 項の規定により徴収し、又は交付した仮清算金の額との間に差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により徴収し、又は交付すべき清算金は、政令で定めるところにより、利子を付して、分割徴収し、又は分割交付することができる。</p> <p>3 第 3 条第 2 項から第 5 項まで、第 3 条の 2 又は第 3 条の 3 の規定による施行者は、第 1 項の規定により徴収すべき清算金（前項の規定により利子を付した場合においては、その利子を含む。以下同じ。）を滞納する者がある場合においては、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。</p> <p>4 前項の督促をする場合においては、第 3 条第 2 項の規定による施行者は定款で定めるところにより、同条第 3 項の規定による施行者は規準で定めるところにより、同条第 4 項若しくは第 5 項、第 3 条の 2 又は第 3 条の 3 の規定による施行者は施行規程で定めるところにより、督促状の送付に要する費用を勘案して国土交通省令で定める額以下の督促手数料及び年 10.75 パーセントの割合を乗じて計算した額の範囲内の延滞金を徴収することができる。</p> <p>5 第 3 項の規定による督促を受けた者がその督促状において指定した期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、第 3 条第 4 項若しくは第 5 項、第 3 条の 2 又は第 3 条の 3 の規定による施行者は、国税滞納処分の例により、第 3 項に規定する清算金並びに前項に規定する督促手数料及び延滞金を徴収することができる。この場合における清算金並びに督促手数料及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。</p> <p>6 督促手数料及び延滞金は、清算金に先立つものとする。</p> <p>7 第 41 条第 1 項及び第 3 項から第 5 項までの規定は、第 3 条第 2 項又は第 3 項</p>

	<p>の規定による施行者の徴収に係る第3項に規定する清算金並びに第4項に規定する督促手数料及び延滞金を督促状において指定した期限までに納付しない者がある場合について準用する。この場合において、第41条第1項及び第3項中「組合」とあるのは「組合又は区画整理会社」と、同条第4項中「組合の理事」とあるのは「組合の理事又は区画整理会社の代表者」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第42条の規定は、第3条第2項から第5項まで、第3条の2又は第3条の3の規定による施行者が第3項に規定する清算金並びに第4項に規定する督促手数料及び延滞金を徴収する権利について準用する。この場合において、第42条第2項中「前条第1項」とあるのは、「第110条第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>【基準】 上記の条文による。</p>
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	
備 考	
設 定 日	令和4年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	許可の取消し、措置命令等
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	都市公園法第 27 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	都市公園法第 27 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(監督処分)</p> <p>第 27 条 公園管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律の規定によつてした許可若しくは認定を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、都市公園に存する工作物その他の物件若しくは施設 (以下この条において「工作物等」という。) の改築、移転若しくは除却、当該工作物等により生ずべき損害を予防するため必要な施設をすること、若しくは都市公園を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>(1) この法律 (前条を除く。以下この号において同じ。) 若しくはこの法律に基づく政令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反している者</p> <p>(2) この法律の規定による許可に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段によりこの法律の規定による許可又は認定を受けた者</p> <p>2 公園管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律の規定による許可又は認定を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合</p> <p>(2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合</p> <p>(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合</p> <p>3 前条第 2 項若しくは第 4 項又は前 2 項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないときは、公園管理者は、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、公園管理者又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。</p>

	<p>4 公園管理者は、前項の規定により工作物等を除却し、又は除却させたときは、当該工作物等を保管しなければならない。</p> <p>5 公園管理者は、前項の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）に対し当該工作物等を返還するため、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、政令。以下この条において同じ。）で定めるところにより、条例で定める事項を公示しなければならない。</p> <p>6 公園管理者は、第4項の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して2週間（工作物等が特に貴重なものであるときは、3月）を経過してもなお当該工作物等を返還することができない場合において、条例で定めるところにより評価した当該工作物等の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、条例で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。</p> <p>7 公園管理者は、前項に規定する工作物等の価額が著しく低い場合において、同項の規定による工作物等の売却につき買受人がないとき、又は売却しても買受人がないことが明らかであるときは、当該工作物等を廃棄することができる。</p> <p>8 第6項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。</p> <p>9 第3項から第6項までに規定する工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等その他第3項に規定する措置を命ずべき者の負担とする。</p> <p>10 第5項の規定による公示の日から起算して6月を経過してもなお第4項の規定により保管した工作物等（第6項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、当該工作物等を保管する公園管理者（国土交通大臣が公園管理者であるときは、国）に帰属する。</p> <p>【基準】 上記の条文による。</p>
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	聴聞の付与
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	許可の取消し、措置命令等
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	都市公園法第 27 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	都市公園法第 27 条第 2 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(監督処分)</p> <p>第 27 条 公園管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律の規定によつてした許可若しくは認定を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、都市公園に存する工作物その他の物件若しくは施設 (以下この条において「工作物等」という。) の改築、移転若しくは除却、当該工作物等により生ずべき損害を予防するため必要な施設をすること、若しくは都市公園を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>(1) この法律 (前条を除く。以下この号において同じ。) 若しくはこの法律に基づく政令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反している者</p> <p>(2) この法律の規定による許可に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段によりこの法律の規定による許可又は認定を受けた者</p> <p>2 公園管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律の規定による許可又は認定を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合</p> <p>(2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合</p> <p>(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合</p> <p>3 前条第 2 項若しくは第 4 項又は前 2 項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないときは、公園管理者は、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、公園管理者又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。</p>

	<p>4 公園管理者は、前項の規定により工作物等を除却し、又は除却させたときは、当該工作物等を保管しなければならない。</p> <p>5 公園管理者は、前項の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）に対し当該工作物等を返還するため、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、政令。以下この条において同じ。）で定めるところにより、条例で定める事項を公示しなければならない。</p> <p>6 公園管理者は、第4項の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して2週間（工作物等が特に貴重なものであるときは、3月）を経過してもなお当該工作物等を返還することができない場合において、条例で定めるところにより評価した当該工作物等の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、条例で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。</p> <p>7 公園管理者は、前項に規定する工作物等の価額が著しく低い場合において、同項の規定による工作物等の売却につき買受人がないとき、又は売却しても買受人がないことが明らかであるときは、当該工作物等を廃棄することができる。</p> <p>8 第6項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。</p> <p>9 第3項から第6項までに規定する工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等その他第3項に規定する措置を命ずべき者の負担とする。</p> <p>10 第5項の規定による公示の日から起算して6月を経過してもなお第4項の規定により保管した工作物等（第6項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、当該工作物等を保管する公園管理者（国土交通大臣が公園管理者であるときは、国）に帰属する。</p> <p>【基準】 上記の条文による。</p>
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	聴聞の付与
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	公園予定区域等における原因者への費用負担命令（第 13 条の準用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	都市公園法第 33 条第 4 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	都市公園法第 13 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>（公園予定区域等）</p> <p>第 33 条 地方公共団体は、必要があると認めるときは、都市公園を設置すべき区域を定めることができる。</p> <p>2 国土交通大臣は、都市公園を新設しようとするときは、都市公園を設置すべき区域を定めなければならない。</p> <p>3 地方公共団体又は国土交通大臣は、都市公園を設置すべき地域の状況を勘案し、適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため必要があると認めるときは、前 2 項の規定による都市公園を設置すべき区域を、立体的区域とすることができる。</p> <p>4 第 1 項又は第 2 項の規定により都市公園を設置すべき区域が決定され、その旨が公告された後当該区域に都市公園が設置されるまでの間においても、当該都市公園を設置しようとする地方公共団体又は国が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、第 2 条の 3、第 4 条、第 5 条、第 6 条から第 12 条まで、第 13 条、第 14 条、第 19 条、第 25 条から第 28 条まで及び前条の規定は、当該区域（以下「公園予定区域」という。）又は当該公園予定区域内に設けられる施設で公園施設となるべきもの（以下「予定公園施設」という。）について準用する。</p> <p>5 地方公共団体は、第 1 項の規定により都市公園を設置すべき区域を決定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。</p> <p>6 国土交通大臣は、第 2 項の規定により第 2 条第 1 項第 2 号イの都市公園を設置すべき区域を決定しようとするときは、あらかじめ、当該都市公園が存することとなる都道府県と協議しなければならない。</p>

	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	
備 考	
設 定 日	令和4年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適用日 (掲載日)	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	公園予定区域等における付帯工事原因者への費用負担命令 (第 14 条第 2 項の準用)
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	都市公園法第 33 条第 4 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	都市公園法第 14 条第 2 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(公園予定区域等)</p> <p>第 33 条 地方公共団体は、必要があると認めるときは、都市公園を設置すべき区域を定めることができる。</p> <p>2 国土交通大臣は、都市公園を新設しようとするときは、都市公園を設置すべき区域を定めなければならない。</p> <p>3 地方公共団体又は国土交通大臣は、都市公園を設置すべき地域の状況を勘案し、適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため必要があると認めるときは、前 2 項の規定による都市公園を設置すべき区域を、立体的区域とすることができる。</p> <p>4 第 1 項又は第 2 項の規定により都市公園を設置すべき区域が決定され、その旨が公告された後当該区域に都市公園が設置されるまでの間においても、当該都市公園を設置しようとする地方公共団体又は国が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、第 2 条の 3、第 4 条、第 5 条、第 6 条から第 12 条まで、第 13 条、第 14 条、第 19 条、第 25 条から第 28 条まで及び前条の規定は、当該区域 (以下「公園予定区域」という。) 又は当該公園予定区域内に設けられる施設で公園施設となるべきもの (以下「予定公園施設」という。) について準用する。</p> <p>5 地方公共団体は、第 1 項の規定により都市公園を設置すべき区域を決定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。</p> <p>6 国土交通大臣は、第 2 項の規定により第 2 条第 1 項第 2 号イの都市公園を設置すべき区域を決定しようとするときは、あらかじめ、当該都市公園が存することとなる都道府県と協議しなければならない。</p>

	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	
備 考	
設 定 日	令和4年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	公園予定区域等における工作物などによる損害防止等措置命令（第 26 条第 2 項の準用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	都市公園法第 33 条第 4 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	都市公園法第 26 条第 2 項
処 分 基 準	<p>■設定 <input type="checkbox"/>未設定</p> <p>（公園予定区域等）</p> <p>第 33 条 地方公共団体は、必要があると認めるときは、都市公園を設置すべき区域を定めることができる。</p> <p>2 国土交通大臣は、都市公園を新設しようとするときは、都市公園を設置すべき区域を定めなければならない。</p> <p>3 地方公共団体又は国土交通大臣は、都市公園を設置すべき地域の状況を勘案し、適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため必要があると認めるときは、前 2 項の規定による都市公園を設置すべき区域を、立体的区域とすることができる。</p> <p>4 第 1 項又は第 2 項の規定により都市公園を設置すべき区域が決定され、その旨が公告された後当該区域に都市公園が設置されるまでの間においても、当該都市公園を設置しようとする地方公共団体又は国が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、第 2 条の 3、第 4 条、第 5 条、第 6 条から第 12 条まで、第 13 条、第 14 条、第 19 条、第 25 条から第 28 条まで及び前条の規定は、当該区域（以下「公園予定区域」という。）又は当該公園予定区域内に設けられる施設で公園施設となるべきもの（以下「予定公園施設」という。）について準用する。</p> <p>5 地方公共団体は、第 1 項の規定により都市公園を設置すべき区域を決定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。</p> <p>6 国土交通大臣は、第 2 項の規定により第 2 条第 1 項第 2 号イの都市公園を設置すべき区域を決定しようとするときは、あらかじめ、当該都市公園が存することとなる都道府県と協議しなければならない。</p>

	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	
備 考	
設 定 日	令和4年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	公園予定区域等における土石の採取などによる損害防止等措置命令（第 26 条第 4 項の準用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	都市公園法第 33 条第 4 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	都市公園法第 26 条第 3 項・第 4 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>（公園予定区域等）</p> <p>第 33 条 地方公共団体は、必要があると認めるときは、都市公園を設置すべき区域を定めることができる。</p> <p>2 国土交通大臣は、都市公園を新設しようとするときは、都市公園を設置すべき区域を定めなければならない。</p> <p>3 地方公共団体又は国土交通大臣は、都市公園を設置すべき地域の状況を勘案し、適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため必要があると認めるときは、前 2 項の規定による都市公園を設置すべき区域を、立体的区域とすることができる。</p> <p>4 第 1 項又は第 2 項の規定により都市公園を設置すべき区域が決定され、その旨が公告された後当該区域に都市公園が設置されるまでの間においても、当該都市公園を設置しようとする地方公共団体又は国が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、第 2 条の 3、第 4 条、第 5 条、第 6 条から第 12 条まで、第 13 条、第 14 条、第 19 条、第 25 条から第 28 条まで及び前条の規定は、当該区域（以下「公園予定区域」という。）又は当該公園予定区域内に設けられる施設で公園施設となるべきもの（以下「予定公園施設」という。）について準用する。</p> <p>5 地方公共団体は、第 1 項の規定により都市公園を設置すべき区域を決定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。</p> <p>6 国土交通大臣は、第 2 項の規定により第 2 条第 1 項第 2 号イの都市公園を設置すべき区域を決定しようとするときは、あらかじめ、当該都市公園が存することとなる都道府県と協議しなければならない。</p>

	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	
備 考	
設 定 日	令和4年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適用日 (掲載日)	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	公園予定区域等における工作物等の除去などの措置に係る費用負担 (第 27 条第 9 項の準用)
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	都市公園法第 33 条第 4 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	都市公園法第 27 条第 9 項
処 分 基 準	<p>■設定 <input type="checkbox"/>未設定</p> <p>(公園予定区域等)</p> <p>第 33 条 地方公共団体は、必要があると認めるときは、都市公園を設置すべき区域を定めることができる。</p> <p>2 国土交通大臣は、都市公園を新設しようとするときは、都市公園を設置すべき区域を定めなければならない。</p> <p>3 地方公共団体又は国土交通大臣は、都市公園を設置すべき地域の状況を勘案し、適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため必要があると認めるときは、前 2 項の規定による都市公園を設置すべき区域を、立体的区域とすることができる。</p> <p>4 第 1 項又は第 2 項の規定により都市公園を設置すべき区域が決定され、その旨が公告された後当該区域に都市公園が設置されるまでの間においても、当該都市公園を設置しようとする地方公共団体又は国が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、第 2 条の 3、第 4 条、第 5 条、第 6 条から第 12 条まで、第 13 条、第 14 条、第 19 条、第 25 条から第 28 条まで及び前条の規定は、当該区域 (以下「公園予定区域」という。) 又は当該公園予定区域内に設けられる施設で公園施設となるべきもの (以下「予定公園施設」という。) について準用する。</p> <p>5 地方公共団体は、第 1 項の規定により都市公園を設置すべき区域を決定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。</p> <p>6 国土交通大臣は、第 2 項の規定により第 2 条第 1 項第 2 号イの都市公園を設置すべき区域を決定しようとするときは、あらかじめ、当該都市公園が存することとなる都道府県と協議しなければならない。</p>

	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	
備 考	
設 定 日	令和4年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	開発許可等に係る許可等の取消し、建築物除却命令等
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	都市計画法第 81 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	都市計画法第 81 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(監督処分等)</p> <p>第 81 条 国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、都市計画上必要な限度において、この法律の規定によつてした許可、認可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物その他の工作物若しくは物件 (以下この条において「工作物等」という。) の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>(1) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者又は当該違反の事実を知つて、当該違反に係る土地若しくは工作物等を譲り受け、若しくは賃貸借その他により当該違反に係る土地若しくは工作物等を使用する権利を取得した者</p> <p>(2) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人 (請負工事の下請人を含む。) 又は請負契約によらないで自らその工事を行っている者若しくはした者</p> <p>(3) この法律の規定による許可、認可又は承認に付した条件に違反している者</p> <p>(4) 詐欺その他不正な手段により、この法律の規定による許可、認可又は承認を受けた者</p> <p>2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ</p>

	<p>め、公告しなければならない。</p> <p>3 国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、第1項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。</p> <p>4 前項の標識は、第1項の規定による命令に係る土地又は工作物等若しくは工作物等の敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による命令に係る土地又は工作物等若しくは工作物等の敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。</p> <p>【基準】 上記の条文による。</p>
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	聴聞の付与
備 考	
設 定 日	平成31年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適用日 (掲載日)	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	負担金の督促
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	都市再開発法第 56 条の 3 第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	都市再開発法第 56 条の 3 第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(負担金の滞納処分)</p> <p>第 56 条の 3 地方公共団体は、特定事業参加者が前条第 1 項の負担金を滞納したときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促することができる。</p> <p>2 前項の督促をするときは、政令で定めるところにより、年 14.5 パーセントの割合を乗じて計算した額の範囲内の延滞金を徴収することができる。</p> <p>3 第 1 項の督促を受けた特定事業参加者がその督促状において指定した期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、地方公共団体は、国税滞納処分の例により、同項の負担金及び前項の延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。</p> <p>4 延滞金は、負担金に先立つものとする。</p> <p>5 第 42 条の規定は、地方公共団体が第 1 項の負担金及び第 2 項の延滞金を徴収する権利について準用する。この場合において、同条第 2 項中「前条第 1 項」とあるのは、「第 56 条の 3 第 1 項」と読み替えるものとする。</p> <p>【基準】 上記の条文による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外

備 考	
設 定 日	令和4年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適 用 日 (掲 載 日)	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	土地の引渡等に要した費用の納付
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	都市再開発法第 99 条第 3 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	都市再開発法第 99 条第 3 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(費用の徴収)</p> <p>第 99 条 市町村長は、前条第 1 項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転するに要した費用を第 96 条第 3 項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者から徴収するものとする。</p> <p>2 前条第 3 項及び第 4 項の規定は、市町村長が前項の規定によつて費用を徴収する場合に準用する。</p> <p>3 市町村長は、第 1 項に規定する費用を前項において準用する前条第 3 項の規定によつて徴収することができないとき、又は徴収することが適当でないと認めるときは、第 1 項に規定する者に対し、あらかじめ、納付すべき金額、納付の期限及び場所を通知して、これを納付させるものとする。</p> <p>4 市町村長は、前項の規定によつて通知を受けた者が同項の規定によつて通知された期限を経過しても同項の規定により納付すべき金額を完納しないときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。</p> <p>5 前項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに第 3 項の規定により納付すべき金額を納付しないときは、市町村長は、国税滞納処分の例によつて、これを徴収することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。</p> <p>第 4 款の 2 施設建築物の建築等の特例</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文による。</p>
参 考 資 料	

聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和 4 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適 用 日（掲 載 日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	費用の督促
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	都市再開発法第 99 条第 4 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	都市再開発法第 99 条第 4 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>（費用の徴収）</p> <p>第 99 条 市町村長は、前条第 1 項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転するに要した費用を第 96 条第 3 項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者から徴収するものとする。</p> <p>2 前条第 3 項及び第 4 項の規定は、市町村長が前項の規定によつて費用を徴収する場合に準用する。</p> <p>3 市町村長は、第 1 項に規定する費用を前項において準用する前条第 3 項の規定によつて徴収することができないとき、又は徴収することが適当でないと認めるときは、第 1 項に規定する者に対し、あらかじめ、納付すべき金額、納付の期限及び場所を通知して、これを納付させるものとする。</p> <p>4 市町村長は、前項の規定によつて通知を受けた者が同項の規定によつて通知された期限を経過しても同項の規定により納付すべき金額を完納しないときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。</p> <p>5 前項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに第 3 項の規定により納付すべき金額を納付しないときは、市町村長は、国税滞納処分の例によつて、これを徴収することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。</p> <p>第 4 款の 2 施設建築物の建築等の特例</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文による。</p>
参 考 資 料	

聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和 4 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適用日 (掲載日)	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	第一種市街地再開発事業施行地区における土地の引渡等に要した費用を通知により納付させる場合の未納費用の徴収
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	都市再開発法第 99 条第 5 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	都市再開発法第 99 条第 5 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(費用の徴収)</p> <p>第 99 条 市町村長は、前条第 1 項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転するに要した費用を第 96 条第 3 項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者から徴収するものとする。</p> <p>2 前条第 3 項及び第 4 項の規定は、市町村長が前項の規定によつて費用を徴収する場合に準用する。</p> <p>3 市町村長は、第 1 項に規定する費用を前項において準用する前条第 3 項の規定によつて徴収することができないとき、又は徴収することが適当でないとき認めるときは、第 1 項に規定する者に対し、あらかじめ、納付すべき金額、納付の期限及び場所を通知して、これを納付させるものとする。</p> <p>4 市町村長は、前項の規定によつて通知を受けた者が同項の規定によつて通知された期限を経過しても同項の規定により納付すべき金額を完納しないときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。</p> <p>5 前項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに第 3 項の規定により納付すべき金額を納付しないときは、市町村長は、国税滞納処分の例によつて、これを徴収することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	

聴聞・弁明手続	行政手続法第13条第2項第4号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適用日 (掲載日)	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	土地の引渡等に要した費用の納付 (第 99 条第 3 項の準用)
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	都市再開発法第 99 条の 8 第 5 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	都市再開発法第 99 条第 3 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(特定施設建築物が建築計画に従って建築されない場合の措置)</p> <p>第 99 条の 8 施行者は、特定建築者が建築計画に従って特定施設建築物を建築しなかつた場合においては、その者を特定建築者とする決定を取り消すことができる。</p> <p>2 施行者は、前項の規定により同項の決定を取り消した場合においては、特定建築者及び特定施設建築物の敷地又は当該敷地にある物件を占有している者に対し、相当の期限を定めて、当該敷地の明渡しを求めることができる。</p> <p>3 前項の規定により明渡しの請求があつた特定建築者及び特定施設建築物の敷地又は当該敷地にある物件を占有している者は、明渡しの期限までに、施行者に当該敷地を引き渡し、又は物件を移転しなければならない。</p> <p>4 施行者は、第 1 項の規定により同項の決定を取り消した場合においては、新たに特定建築者を決定するときを除き、自ら当該特定施設建築物の建築を行わなければならない。</p> <p>5 第 99 条の 3 第 3 項の規定は第 1 項の規定により同項の決定を取り消す場合について、第 98 条第 1 項及び第 2 項並びに第 99 条 (第 2 項を除く。) の規定は第 3 項の場合について準用する。この場合において、第 98 条第 2 項中「都道府県知事等」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文による。</p>
参 考 資 料	

聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和 4 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	費用の督促（第 99 条第 4 項の準用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	都市再開発法第 99 条の 8 第 5 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	都市再開発法第 99 条第 4 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>（特定施設建築物が建築計画に従って建築されない場合の措置）</p> <p>第 99 条の 8 施行者は、特定建築者が建築計画に従って特定施設建築物を建築しなかつた場合においては、その者を特定建築者とする決定を取り消すことができる。</p> <p>2 施行者は、前項の規定により同項の決定を取り消した場合においては、特定建築者及び特定施設建築物の敷地又は当該敷地にある物件を占有している者に対し、相当の期限を定めて、当該敷地の明渡しを求めることができる。</p> <p>3 前項の規定により明渡しの請求があつた特定建築者及び特定施設建築物の敷地又は当該敷地にある物件を占有している者は、明渡しの期限までに、施行者に当該敷地を引き渡し、又は物件を移転しなければならない。</p> <p>4 施行者は、第 1 項の規定により同項の決定を取り消した場合においては、新たに特定建築者を決定するときを除き、自ら当該特定施設建築物の建築を行わなければならない。</p> <p>5 第 99 条の 3 第 3 項の規定は第 1 項の規定により同項の決定を取り消す場合について、第 98 条第 1 項及び第 2 項並びに第 99 条（第 2 項を除く。）の規定は第 3 項の場合について準用する。この場合において、第 98 条第 2 項中「都道府県知事等」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文による。</p>
参 考 資 料	

聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和 4 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適用日 (掲載日)	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	清算金の督促
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	都市再開発法第 106 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	都市再開発法第 106 条第 2 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(清算金の徴収)</p> <p>第 106 条 第 104 条第 1 項の規定により徴収すべき清算金は、政令で定めるところにより、利子を付して分割して徴収することができる。</p> <p>2 個人施行者以外の施行者は、第 104 条第 1 項の規定により徴収すべき清算金 (前項の規定により利子を付したときは、その利子を含む。以下同じ。) を滞納する者があるときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促することができる。</p> <p>3 前項の督促をするときは、組合にあつては定款で定めるところにより、再開発会社にあつては規準で定めるところにより、地方公共団体又は機構等にあつては政令で定めるところにより、年 14.5 パーセントの割合を乗じて計算した額の範囲内の延滞金を徴収することができる。</p> <p>4 第 2 項の督促を受けた者がその督促状において指定した期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、地方公共団体又は機構等は、国税滞納処分の例により、同項の清算金及び前項の延滞金を徴収することができる。この場合における清算金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。</p> <p>5 延滞金は、清算金に先だつものとする。</p> <p>6 第 41 条の規定は、組合の徴収に係る第 2 項の清算金及び第 3 項の延滞金を督促状において指定した期限までに納付しない者がある場合について準用する。</p> <p>7 第 50 条の 11 第 1 項及び第 2 項の規定は、再開発会社の徴収に係る第 2 項の清算金及び第 3 項の延滞金を督促状において指定した期限までに納付しない者がある場合について準用する。</p> <p>8 第 42 条の規定は、施行者が第 2 項の清算金及び第 3 項の延滞金を徴収する権利について準用する。この場合において、同条第 2 項中「前条第 1 項」とあるのは、「第 106 条第 2 項」と読み替えるものとする。</p>

	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和 4 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	清算金の督促（第 106 条第 2 項の準用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	都市再開発法第 118 条の 24 第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	都市再開発法第 106 条第 2 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>（清算）</p> <p>第 118 条の 24 前条第 1 項の規定により確定した従前の権利の価額と同項の規定により確定した建築施設の部分の価額とに差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。</p> <p>2 第 105 条から第 107 条まで（第 106 条第 6 項を除く。）の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第 105 条第 1 項中「前条第 1 項」とあるのは「第 118 条の 23 第 1 項」と、「同項」とあるのは「第 118 条の 24 第 1 項」と、第 106 条第 1 項及び第 2 項中「第 104 条第 1 項」とあるのは「第 118 条の 24 第 1 項」と、第 107 条第 1 項中「第 104 条第 1 項」とあるのは「第 118 条の 24 第 1 項」と、「施設建築物の一部」とあるのは「建築施設の部分」と、同条第 2 項中「第 101 条第 1 項」とあるのは「第 118 条の 21 第 1 項」と読み替えるものとする。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外

備 考	
設 定 日	令和4年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	清算金の督促（第 118 条の 24 第 2 項・第 106 条第 2 項の準用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	都市再開発法第 118 条の 25 の 3 第 3 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	都市再開発法第 106 条第 2 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>第 118 条の 25 の 3 施行者は、施設建築物の建築並びに施設建築敷地及び施設建築物に関する権利の取得につき、譲受け希望の申出をした者及び賃借り希望の申出をした者（第 118 条の 18 又は次項の規定により建築施設の部分若しくは施設建築物の一部についての借家権又は施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利を取得した者を除く。）並びに特定事業参加者の全ての同意を得たときは、第 118 条の 8、第 118 条の 10 において準用する第 75 条第 1 項及び第 3 項並びに第 77 条第 2 項前段、第 118 条の 25 第 2 項において準用する第 109 条の 2 第 2 項後段、前条第 2 項において準用する第 109 条の 3 第 2 項後段並びに第 118 条の 32 第 3 項において準用する同条第 1 項の規定によらないで、管理処分計画を定めることができる。この場合においては、第 118 条の 22 の規定は、適用しない。</p> <p>2 前項の規定により管理処分計画を定めた場合においては、第 118 条の 18 の規定にかかわらず、当該第 2 種市街地再開発事業に係る施設建築敷地又は施設建築物に関する権利は、第 118 条の 17 の公告の日の翌日において、管理処分計画の定めるところにより、これを取得すべき者が取得する。</p> <p>3 第 1 項の場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用する。</p> <p>表 省略</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文による。</p>
参 考 資 料	

聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和 4 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適 用 日（掲 載 日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	土地の引渡等に要した費用の納付（第 99 条の 8 第 5 項・第 99 条第 3 項の準用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	都市再開発法第 118 条の 28 第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	都市再開発法第 99 条第 3 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>（施行者以外の者による施設建築物の建築）</p> <p>第 118 条の 28 施行者は、施設建築物（管理処分計画においてその全部を譲受け予定者又は特定事業参加者が譲り受けるように定められたものを除く。）の建築を他の者に行わせることができる。</p> <p>2 第 99 条の 2 第 2 項及び第 3 項、第 99 条の 3 から第 99 条の 9 まで並びに第 104 条第 2 項の規定は、前項の規定により施行者以外の者に施設建築物の建築を行わせる場合について準用する。この場合において、第 99 条の 2 第 2 項及び第 3 項、第 99 条の 3 第 2 項並びに第 99 条の 7 中「権利変換計画」とあるのは「管理処分計画」と、第 99 条の 6 第 2 項中「第 99 条の 2 第 3 項」とあるのは「第 118 条の 28 第 2 項において準用する第 99 条の 2 第 3 項」と、「地上権又はその共有持分」とあるのは「施設建築敷地又はその共有持分」と、第 104 条第 2 項中「第 99 条の 2 第 3 項」とあるのは「第 118 条の 28 第 2 項において準用する第 99 条の 2 第 3 項」と、「第 99 条の 6 第 2 項」とあるのは「第 118 条の 28 第 2 項において準用する第 99 条の 6 第 2 項」と読み替えるものとする。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文による。</p>
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	

備 考	
設 定 日	令和4年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適用日 (掲載日)	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	費用の督促 (第 99 条の 8 第 5 項・第 99 条第 4 項の準用)
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	都市再開発法第 118 条の 28 第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	都市再開発法第 99 条第 4 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(施行者以外の者による施設建築物の建築)</p> <p>第 118 条の 28 施行者は、施設建築物 (管理処分計画においてその全部を譲受け予定者又は特定事業参加者が譲り受けるように定められたものを除く。) の建築を他の者に行わせることができる。</p> <p>2 第 99 条の 2 第 2 項及び第 3 項、第 99 条の 3 から第 99 条の 9 まで並びに第 104 条第 2 項の規定は、前項の規定により施行者以外の者に施設建築物の建築を行わせる場合について準用する。この場合において、第 99 条の 2 第 2 項及び第 3 項、第 99 条の 3 第 2 項並びに第 99 条の 7 中「権利変換計画」とあるのは「管理処分計画」と、第 99 条の 6 第 2 項中「第 99 条の 2 第 3 項」とあるのは「第 118 条の 28 第 2 項において準用する第 99 条の 2 第 3 項」と、「地上権又はその共有持分」とあるのは「施設建築敷地又はその共有持分」と、第 104 条第 2 項中「第 99 条の 2 第 3 項」とあるのは「第 118 条の 28 第 2 項において準用する第 99 条の 2 第 3 項」と、「第 99 条の 6 第 2 項」とあるのは「第 118 条の 28 第 2 項において準用する第 99 条の 6 第 2 項」と読み替えるものとする。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外

備 考	
設 定 日	令和4年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適用日 (掲載日)	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	公共施設管理者に対する負担金の請求
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	都市再開発法第 121 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	都市再開発法第 121 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(公共施設管理者の負担金)</p> <p>第 121 条 施行者は、市街地再開発事業の施行により整備されることとなる重要な公共施設で政令で定めるものの管理者又は管理者となるべき者に対し、当該公共施設の整備に要する費用の全部又は一部を負担することを求めることができる。</p> <p>2 前項の規定による費用の負担については、あらかじめ、個人施行者、組合又は再開発会社が施行する市街地再開発事業にあつては当該公共施設の管理者又は管理者となるべき者の承認を得、その他の市街地再開発事業にあつては当該公共施設の管理者又は管理者となるべき者と協議し、その者が負担すべき費用の額を事業計画において定めておかなければならない。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	

設 定 日

令和4年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適用日 (掲載日)	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	推進法人に対する改善命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	都市緑地法第 72 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	都市緑地法第 72 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 (改善命令) 第 72 条 市町村長は、推進法人の業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、推進法人に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	令和 4 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適用日 (掲載日)	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	推進法人の指定の取消し
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	都市緑地法第 73 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	都市緑地法第 73 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 (指定の取消し等) 第 73 条 市町村長は、推進法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。 2 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	令和 4 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	勧告に係る措置命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	都市再生特別措置法第 62 条の 10 第 5 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	都市再生特別措置法第 62 条の 10
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>（出入口制限対象駐車場の自動車の出入口の設置の制限等）</p> <p>第 62 条の 10 都市再生整備計画に記載された駐車場出入口制限道路に面する土地に出入口制限対象駐車場（路外駐車場であって、自動車の駐車のために供する部分の面積が駐車場出入口制限道路の交通の現状及び滞在快適性等向上区域における催しの実施その他の活動の実施の状況を勘案して、駐車場出入口制限道路への自動車の出入りによる歩行者の安全及び滞在の快適性に及ぼす影響が大きいものとして市町村の条例で定める規模以上のものをいう。以下同じ。）を設置し、又は当該土地に設置された出入口制限対象駐車場の自動車の出入口の位置の変更をしようとする者は、当該出入口制限対象駐車場の自動車の出入口を当該駐車場出入口制限道路に接して設けてはならない。ただし、当該駐車場出入口制限道路に接して当該出入口制限対象駐車場の自動車の出入口を設けることがやむを得ないと認められる場合として市町村の条例で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>2 都市再生整備計画に記載された駐車場出入口制限道路に面する土地に出入口制限対象駐車場を設置しようとする者は、当該出入口制限対象駐車場の設置に着手する日の 30 日前までに、国土交通省令で定めるところにより、当該出入口制限対象駐車場の自動車の出入口の位置その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。</p> <p>3 都市再生整備計画に記載された駐車場出入口制限道路に面する土地に設置された出入口制限対象駐車場の自動車の出入口の位置の変更をしようとする者は、当該出入口制限対象駐車場の自動車の出入口の位置の変更に着手する日の 30 日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その変更後の当該出入口制限対象駐車場の自動車の出入口の位置その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。</p> <p>4 市町村長は、前 2 項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る事項が第 1 項の規定に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、期</p>

	<p>限を定めて、当該届出に係る出入口制限対象駐車場の自動車の出入口の位置に関し設計の変更その他の必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>5 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、安全かつ円滑な歩行の確保に特に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該勧告を受けた者に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>【基準】 上記の条文による。</p>
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	
備 考	
設 定 日	令和4年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	住宅政策課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	特定空家等に対する措置命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	空家等対策の推進に関する特別措置法第 14 条第 3 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	空家等対策の推進に関する特別措置法第 14 条第 1 項・第 2 項・第 3 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>（特定空家等に対する措置）</p> <p>第 14 条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。</p> <p>3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。</p> <p>4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。</p> <p>5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から 5 日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。</p> <p>6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第 3 項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。</p>

	<p>7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第3項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。</p> <p>8 第6項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。</p> <p>9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。</p> <p>10 第3項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき(過失がなくて第1項の助言若しくは指導又は第2項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第3項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。)は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。</p> <p>11 市町村長は、第3項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。</p> <p>12 前項の標識は、第3項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。</p> <p>13 第3項の規定による命令については、行政手続法(平成5年法律第88号)第3章(第12条及び第14条を除く。)の規定は、適用しない。</p> <p>14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。</p> <p>15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。</p> <p>【基準】 上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	弁明
備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	住宅政策課
適用日 (掲載日)	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	過料
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	空家等対策の推進に関する特別措置法第 16 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	空家等対策の推進に関する特別措置法第 16 条第 1 項
処 分 基 準	■設定 □未設定
	(過料) 第 16 条 第 14 条第 3 項の規定による市町村長の命令に違反した者は、50 万円以下の過料に処する。 2 第 9 条第 2 項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、20 万円以下の過料に処する。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号に該当し、弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	住宅政策課
適用日 (掲載日)	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	過料
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	空家等対策の推進に関する特別措置法第 16 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	空家等対策の推進に関する特別措置法第 16 条第 2 項
処 分 基 準	■設定 □未設定
	(過料) 第 16 条 第 14 条第 3 項の規定による市町村長の命令に違反した者は、50 万円以下の過料に処する。 2 第 9 条第 2 項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、20 万円以下の過料に処する。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号に該当し、弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	水道工務課
適用日（掲載日）	令和 2 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	指定給水装置工事事業者の指定の取消し
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	水道法第 25 条の 11 第 1 項・第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	水道法第 25 条の 11 第 1 項 ○紀の川市指定給水装置工事事業者規程第 8 条、第 11 条、第 13 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>（指定の取消し）</p> <p>第 25 条の 11 水道事業者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 16 条の 2 第 1 項の指定を取り消すことができる。</p> <p>（1） 第 25 条の 3 第 1 項各号のいずれかに適合しなくなつたとき。</p> <p>（2） 第 25 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定に違反したとき。</p> <p>（3） 第 25 条の 7 の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>（4） 第 25 条の 8 に規定する給水装置工事事業者の事業の運営に関する基準に従つた適正な給水装置工事事業者の事業の運営をすることができないと認められるとき。</p> <p>（5） 第 25 条の 9 の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。</p> <p>（6） 前条の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。</p> <p>（7） その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。</p> <p>（8） 不正の手段により第 16 条の 2 第 1 項の指定を受けたとき。</p> <p>2 第 25 条の 3 第 2 項の規定は、前項の場合に準用する。</p>
	<p>○紀の川市指定給水装置工事事業者規程</p> <p>（指定の取消し）</p> <p>第 8 条 市長は、指定工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 4 条第 1 項の指定を取り消すことができる。</p> <p>（1） 不正な手段により第 4 条第 1 項の指定を受けたとき。</p> <p>（2） 第 5 条各号のいずれかに適合しなくなつたとき。</p> <p>（3） 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>（4） 第 12 条各項の規定に違反したとき。</p>

- (5) 第 13 条に規定する給水装置工事業の事業の運営に関する基準に従った適正な工事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (6) 第 16 条の規定による市長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (7) 第 17 条の規定による市長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (8) その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

(主任技術者の職務等)

第 11 条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が、政令第 5 条に定める基準に適合していることの確認
- (4) 給水装置工事に関し、市長と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。
 - ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
 - イ 第 13 条第 2 号に掲げる工事に係る工法、工期その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整
 - ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡

2 給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(事業の運営に関する基準)

第 13 条 指定工事業者は、次に掲げる給水装置工事業の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。

- (1) 給水装置工事ごとに前条第 1 項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して第 11 条第 1 項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
- (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。
- (3) 前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ市長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
- (4) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- (5) 次に掲げる行為を行わないこと。
 - ア 政令第 5 条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- (6) 施行した給水装置工事ごとに、第 1 号の規定により指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から 3 年間保存すること。
 - ア 施主の氏名又は名称
 - イ 施行の場所
 - ウ 施行完了年月日
 - エ 主任技術者の氏名
 - オ 竣工図及び写真

	カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項 キ 第 11 条第 1 項第 3 号の確認の方法及びその結果
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	聴聞の付与
備 考	
設 定 日	令和 3 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	水道工務課
適用日 (掲載日)	令和 2 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	専用水道及び簡易専用水道設置者に対する改善指示
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	水道法第 36 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	水道法第 5 条、第 36 条第 1 項 水道施設の技術的基準を定める省令 (平成 12 年厚生省令第 15 号)
処 分 基 準	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定 未設定理由: 法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 3 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和 3 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	水道工務課
適用日 (掲載日)	令和 2 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	簡易専用水道の清掃等の指示
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	水道法第 36 条第 3 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	水道法第 34 条の 2 第 1 項、第 36 条第 3 項 水道法施行規則第 55 条
処 分 基 準	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定 未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 3 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和 3 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	水道工務課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	専用水道及び簡易専用水道の給水停止命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	水道法第 37 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	水道法第 36 条、第 37 条
処 分 基 準	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定
	未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 3 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	下水道課
適用日（掲載日）	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	特定施設の設置計画の廃止命令等
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	下水道法第 12 条の 5

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	下水道法第 12 条の 5 下水道法施行令第 9 条の 4、第 9 条の 5 ○紀の川市公共下水道条例第 11 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>（計画変更命令）</p> <p>第 12 条の 5 公共下水道管理者は、第 12 条の 3 第 1 項又は前条の規定による届出があつた場合において、当該特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質が公共下水道への排出口において第 12 条の 2 第 1 項の政令で定める基準又は同条第 3 項の規定による条例で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 60 日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第 12 条の 3 第 1 項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞の付与
備 考	

設 定 日

令和5年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	下水道課
適用日（掲載日）	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	特定事業場に対する事故時の応急措置命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	下水道法第 12 条の 9 第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	下水道法第 12 条の 9 第 1 項・第 2 項 下水道法施行令第 9 条の 8、第 9 条の 9
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>（事故時の措置）</p> <p>第 12 条の 9 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質又は油として政令で定めるものを含む下水が当該特定事業場から排出され、公共下水道に流入する事故が発生したときは、政令で定める場合を除き、直ちに、引き続き当該下水の排出を防止するための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、その事故の状況及び講じた措置の概要を公共下水道管理者に届け出なければならない。</p> <p>2 公共下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与

備 考	
設 定 日	令和5年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	下水道課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	施設損傷者への工事費用負担命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	下水道法第 18 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	下水道法第 18 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(損傷負担金)</p> <p>第 18 条 公共下水道管理者は、公共下水道の施設を損傷した行為により必要を生じた公共下水道の施設に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、その行為をした者にその全部又は一部を負担させることができる。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	下水道課
適用日 (掲載日)	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	汚濁原因者への費用負担命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	下水道法第 18 条の 2

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	下水道法第 18 条の 2 下水道法施行令第 10 条の 2
処 分 基 準	■設定 □未設定 (汚濁原因者負担金) 第 18 条の 2 公共下水道管理者は、公害健康被害の補償等に関する法律 (昭和 48 年法律第 111 号) 第 62 条第 1 項の規定により特定賦課金を徴収された場合においては、政令で定めるところにより、当該特定賦課金に係る同法第 6 条に規定する指定疾病に影響を与える水質の汚濁の原因である物質を当該公共下水道に排除した特定施設の設置者 (過去の設置者を含む。) に当該特定賦課金の納付に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。 【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和 5 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	下水道課
適用日 (掲載日)	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	改善命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	下水道法第 25 条の 20

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	下水道法第 25 条の 20
処 分 基 準	■設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	(改善命令) 第 25 条の 20 公共下水道管理者は、認定事業者が認定計画に従って認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置及び管理を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	令和 5 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	下水道課
適用日 (掲載日)	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	計画の認定の取消し
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	下水道法第 25 条の 21 第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	下水道法第 25 条の 21
処 分 基 準	■設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	(計画の認定の取消し) 第 25 条の 21 公共下水道管理者は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。 2 第 25 条の 12 の規定は、公共下水道管理者が前項の規定による取消しをした場合について準用する。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	令和 5 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	下水道課
適用日（掲載日）	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	下水の排除の停止命令等
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	下水道法第 37 条の 2

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	下水道法第 37 条の 2 下水道法施行令第 9 条の 4 ○紀の川市公共下水道条例第 11 条、第 12 条、第 14 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>（改善命令等）</p> <p>第 37 条の 2 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道又は流域下水道（終末処理場を設置しているものに限る。）を使用する者が、その水質が当該公共下水道又は流域下水道への排出口において第 12 条の 2 第 1 項（第 25 条の 30 第 1 項において準用する場合を含む。）の政令で定める基準又は第 12 条の 2 第 3 項（第 25 条の 30 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による条例で定める基準に適合しない下水を排除するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは当該公共下水道若しくは流域下水道への下水の排除の停止を命ずることができる。ただし、第 12 条の 2 第 6 項本文（第 25 条の 30 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける者に対しては、この限りでない。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与

備 考	
設 定 日	令和5年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	下水道課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	補償金の原因者に対する負担命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	下水道法第 38 条第 6 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	下水道法第 38 条第 6 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者の監督処分等)</p> <p>第 38 条 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この法律の規定によつてした許可若しくは承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) この法律 (第 11 条の 3 第 1 項及び第 12 条の 9 第 1 項 (第 25 条の 18 第 1 項において準用する場合を含む。)) の規定を除く。) 又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反している者</p> <p>(2) この法律の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段により、この法律の規定による許可又は承認を受けた者</p> <p>2 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 公共下水道、流域下水道又は都市下水路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合</p> <p>(2) 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の保全上又は一般の利用上著しい支障が生じた場合</p> <p>(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合</p> <p>3 前 2 項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないときは、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措</p>

	<p>置を行わないときは、公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水路管理者又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公示しなければならない。</p> <p>4 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、第2項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。</p> <p>5 第32条第9項及び第10項の規定は、前項の補償について準用する。</p> <p>6 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、第4項の規定による補償の原因となつた損失が第2項第3号の規定による処分又は命令によるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。</p> <p>【基準】 上記の条文による。</p>
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	行政手続法第13条第2項第4号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成31年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	会計課
適用日 (掲載日)	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	指定納付受託者の指定の取消し
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	地方自治法第 231 条の 2 の 7 第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	地方自治法第 231 条の 2 の 7
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(指定納付受託者の指定の取消し)</p> <p>第 231 条の 2 の 7 普通地方公共団体の長は、指定納付受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定による指定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定する政令で定める者に該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 第 231 条の 2 の 5 第 2 項又は前条第 2 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(3) 前条第 1 項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。</p> <p>(4) 前条第 3 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。</p> <p>2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文及び基準規定による。</p>
	参 考 資 料

聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	令和5年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	会計課
適用日 (掲載日)	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	指定納付受託者からの歳入等の徴収
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	地方自治法第 231 条の 4 第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	地方自治法第 231 条の 4 地方税法第 13 条の 4
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(指定納付受託者からの歳入等の徴収等)</p> <p>第 231 条の 4 指定納付受託者が第 231 条の 2 の 5 第 1 項の歳入等 (分担金等であるものに限る。以下この項において同じ。) を同条第 1 項の指定する日までに納付しない場合における当該歳入等の徴収については、地方税法第 13 条の 4 の規定を準用する。この場合における当該歳入等に係る徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。</p> <p>2 普通地方公共団体の長以外の機関がした前項前段において準用する地方税法第 13 条の 4 第 1 項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。</p> <p>3 第 1 項前段において準用する地方税法第 13 条の 4 第 1 項の規定により普通地方公共団体の長がした処分についての審査請求については、同法第 19 条の 4 の規定を準用する。</p> <p>4 普通地方公共団体の長は、第 1 項前段において準用する地方税法第 13 条の 4 第 1 項の規定による処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。</p> <p>5 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から 20 日以内に意見を述べなければならない。</p> <p>6 普通地方公共団体の長は、第 4 項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。</p> <p>7 第 4 項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、第 1 項前段において準用する地方税法第 13 条の 4 第 1 項の規定による処分については、裁判所に出訴することができない。</p> <p>8 第 1 項前段において準用する地方税法第 13 条の 4 第 1 項の規定による処分中差押物件の公売は、その処分が確定するまで執行を停止する。</p>

	<p>9 第1項前段において準用する地方税法第13条の4第1項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外においても、することができる。</p>
	<p>【基準】 上記の条文及び基準規定による。</p>
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	
備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日 (掲載日)	令和 2 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	公民館の事業又は行為の停止命令
処 分 権 者	教育委員会 (特定公民館にあつては、市長)
根 拠 規 定	社会教育法第 40 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	社会教育法第 23 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 (公民館の事業又は行為の停止) 第 40 条 公民館が第 23 条の規定に違反する行為を行つたときは、市町村の設置する公民館にあつては当該市町村の教育委員会 (特定公民館にあつては、当該市町村の長)、法人の設置する公民館にあつては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。 2 前項の規定による法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることができる。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	令和 3 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日 (掲載日)	平成 31 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	重要文化財の現状変更等の許可の取消し、行為の停止命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	文化財保護法第 43 条第 4 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	文化財保護法第 43 条第 4 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(現状変更等の制限)</p> <p>第 43 条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。</p> <p>3 文化庁長官は、第 1 項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>4 第 1 項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、文化庁長官は、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。</p> <p>5 第 1 項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第 3 項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。</p> <p>6 前項の場合には、第 41 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文による。</p>
参 考 資 料	

聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	令和2年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	重要文化財の公開の停止命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	文化財保護法第 51 条第 5 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	文化財保護法第 51 条第 4 項・第 5 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(所有者等による公開)</p> <p>第 51 条 文化庁長官は、重要文化財の所有者又は管理団体に対し、3 箇月以内の期間を限って、重要文化財の公開を勧告することができる。</p> <p>2 文化庁長官は、国庫が管理、修理又は買取りにつき、その費用の全部若しくは一部を負担し、又は補助金を交付した重要文化財の所有者又は管理団体に対し、3 箇月以内の期間を限って、その公開を命ずることができる。</p> <p>3 前項の場合には、第 48 条第 4 項の規定を準用する。</p> <p>4 文化庁長官は、重要文化財の所有者又は管理団体に対し、前 3 項の規定による公開及び当該公開に係る重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>5 重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体が前項の指示に従わない場合には、文化庁長官は、公開の停止又は中止を命ずることができる。</p> <p>6 第 2 項及び第 3 項の規定による公開のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。</p> <p>7 前項に規定する場合のほか、重要文化財の所有者又は管理団体がその所有又は管理に係る重要文化財を公開するために要する費用は、文部科学省令で定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文による。</p>
	参 考 資 料

聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	重要文化財の所在を変更して行う公開の停止命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	文化財保護法第 51 条の 2

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	文化財保護法第 51 条第 4 項・第 5 項、第 51 条の 2
処 分 基 準	■設定 □未設定 第 51 条の 2 前条の規定による公開の場合を除き、重要文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため第 34 条の規定による届出があつた場合には、前条第 4 項及び第 5 項の規定を準用する。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	重要文化財の公開の許可の取消し、公開の停止命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	文化財保護法第 53 条第 4 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	文化財保護法第 53 条第 1 項・第 4 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(所有者等以外の者による公開)</p> <p>第 53 条 重要文化財の所有者及び管理団体以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて重要文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、文化庁長官以外の国の機関若しくは地方公共団体があらかじめ文化庁長官の承認を受けた博物館その他の施設 (以下この項において「公開承認施設」という。) において展覧会その他の催しを主催する場合又は公開承認施設の設置者が当該公開承認施設においてこれらを主催する場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項ただし書の場合においては、同項に規定する催しを主催した者 (文化庁長官を除く。) は、重要文化財を公衆の観覧に供した期間の最終日の翌日から起算して 20 日以内に、文部科学省令で定める事項を記載した書面をもって、文化庁長官に届け出るものとする。</p> <p>3 文化庁長官は、第 1 項の許可を与える場合において、その許可の条件として、許可に係る公開及び当該公開に係る重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>4 第 1 項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、文化庁長官は、許可に係る公開の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。</p> <p>【基準】 上記の条文による。</p>
参 考 資 料	

聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日 (掲載日)	平成 31 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	重要有形民俗文化財の公開停止命令 (第 51 条第 5 項準用)
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	文化財保護法第 84 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	文化財保護法第 51 条第 4 項・第 5 項、第 84 条第 1 項・第 2 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(重要有形民俗文化財の公開)</p> <p>第 84 条 重要有形民俗文化財の所有者及び管理団体 (第 80 条において準用する第 32 条の 2 第 1 項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人をいう。以下この章 (第 90 条の 2 第 1 項を除く。) 及び第 187 条第 1 項第 2 号において同じ。) 以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて重要有形民俗文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、観覧に供しようとする最初の日の 30 日前までに、文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文化庁長官以外の国の機関若しくは地方公共団体があらかじめ文化庁長官から事前の届出の免除を受けた博物館その他の施設 (以下この項において「公開事前届出免除施設」という。) において展覧会その他の催しを主催する場合又は公開事前届出免除施設の設置者が当該公開事前届出免除施設においてこれらを主催する場合には、重要有形民俗文化財を公衆の観覧に供した期間の最終日の翌日から起算して 20 日以内に、文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。</p> <p>2 前項本文の届出に係る公開には、第 51 条第 4 項及び第 5 項の規定を準用する。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文による。</p>
	参 考 資 料

聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	令和2年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	重要有形民俗文化財の所在を変更して行う公開の停止命令 (第 51 条第 5 項準用)
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	文化財保護法第 85 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	文化財保護法第 51 条第 4 項・第 5 項、第 51 条の 2、第 85 条
処 分 基 準	■設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	第 85 条 重要有形民俗文化財の公開には、第 47 条の 2 から第 52 条までの規定を準用する。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	埋蔵文化財発掘の停止命令等
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	文化財保護法第 92 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	文化財保護法第 92 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)</p> <p>第 92 条 土地に埋蔵されている文化財 (以下「埋蔵文化財」という。) について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の 30 日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。</p> <p>2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。</p>
	<p>【基準】</p> <p>上記の条文による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	

設 定 日

平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日 (掲載日)	平成 31 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の取消し、停止命令 (第 43 条第 4 項準用)
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	文化財保護法第 125 条第 3 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	文化財保護法第 43 条第 4 項、第 125 条第 3 項	
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(現状変更等の制限及び原状回復の命令)</p> <p>第 125 条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。</p> <p>3 第 1 項の規定による許可を与える場合には、第 43 条第 3 項の規定を、第 1 項の規定による許可を受けた者には、同条第 4 項の規定を準用する。</p> <p>4 第 1 項の規定による処分には、第 111 条第 1 項の規定を準用する。</p> <p>5 第 1 項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第 3 項で準用する第 43 条第 3 項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。</p> <p>6 前項の場合には、第 41 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。</p> <p>7 第 1 項の規定による許可を受けず、又は第 3 項で準用する第 43 条第 3 項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。</p>	
	【基準】	上記の条文による。

参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	聴聞又は弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	令和2年3月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	歴史的風致維持向上支援法人に対する改善命令
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第 36 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第 36 条第 2 項
処 分 基 準	<p>■設定 <input type="checkbox"/>未設定</p> <p>(監督等)</p> <p>第 36 条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。</p> <p>2 市町村長は、支援法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>3 市町村長は、支援法人が前項の規定による命令に違反したときは、第 34 条第 1 項の規定による指定を取り消すことができる。</p> <p>4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。</p> <p>【基準】 上記の条文による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与

備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (紀の川市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日 (掲載日)	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	歴史的風致維持向上支援法人の指定の取消し
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第 36 条第 3 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第 36 条第 3 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(監督等)</p> <p>第 36 条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。</p> <p>2 市町村長は、支援法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>3 市町村長は、支援法人が前項の規定による命令に違反したときは、第 34 条第 1 項の規定による指定を取り消すことができる。</p> <p>4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。</p> <p>【基準】 上記の条文による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞の付与

備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	総合行政委員会事務局
適用日（掲載日）	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	手数料の徴収（行政不服審査法第 38 条第 4 項準用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	地方税法第 433 条第 11 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	地方税法第 433 条第 11 項 行政不服審査法第 38 条第 4 項 ○紀の川市手数料条例第 2 条、別表
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>（固定資産評価審査委員会の審査の決定の手続）</p> <p>第 433 条 固定資産評価審査委員会は、前条第 1 項の審査の申出を受けた場合においては、直ちにその必要と認める調査その他事実審査を行い、その申出を受けた日から 30 日以内に審査の決定をしなければならない。</p> <p>2 不服の審理は、書面による。ただし、審査を申し出た者の求めがあつた場合には、固定資産評価審査委員会は、当該審査を申し出た者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>3 固定資産評価審査委員会は、審査のために必要がある場合においては、職権に基づいて、又は関係人の請求によつて審査を申し出た者及びその者の固定資産の評価に必要な資料を所持する者に対し、相当の期間を定めて、審査に関し必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>4 固定資産評価審査委員会は、審査のために必要がある場合においては、固定資産評価員に対し、評価調書に関する事項についての説明を求めすることができる。</p> <p>5 審査を申し出た者は、市町村長に対し、当該申出に係る主張に理由があることを明らかにするために必要な事項について、相当の期間を定めて、書面で回答するよう、書面で照会をすることができる。ただし、その照会が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 具体的又は個別的でない照会 (2) 既にした照会と重複する照会 (3) 意見を求める照会 (4) 回答するために不相当な費用又は時間を要する照会 (5) 当該審査を申し出た者以外の者が所有者である固定資産に関する事項についての照会</p> <p>6 固定資産評価審査委員会は、審査のために必要がある場合においては、第 2</p>

項の規定にかかわらず、審査を申し出た者及び市町村長の出席を求めて、公開による口頭審理を行うことができる。

- 7 前項の口頭審理を行う場合には、固定資産評価審査委員会は、固定資産評価員その他の関係者の出席及び証言を求めることができる。
- 8 第6項の口頭審理の指揮は、審査長が行う。
- 9 固定資産評価審査委員会は、当該市町村の条例の定めるところによつて、審査の議事及び決定に関する記録を作成しなければならない。
- 10 固定資産評価審査委員会は、前項の記録を保存し、その定めるところによつて、これを関係者の閲覧に供しなければならない。
- 11 行政不服審査法第24条、第27条、第29条第1項本文、第2項及び第5項、第30条第1項及び第3項、第32条、第34条から第37条まで、第38条（第6項を除く。）、第39条、第41条第1項及び第2項、同条第3項（審理手続を終結した旨の通知に関する部分に限る。）、第44条、第45条第1項及び第2項、第50条第1項（審理員意見書並びに行政不服審査会等及び審議会等の答申書に関する部分を除く。）、第51条第1項から第3項まで並びに第53条の規定は、第1項の審査の決定について準用する。この場合において、これらの規定（同法第44条の規定を除く。）中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第24条第1項中「審査庁」とあるのは「地方税法第432条第1項の審査の申出を受けた固定資産評価審査委員会（以下「審査庁」という。）」と、「次節に規定する審理手続」とあるのは「同法第433条に規定する審査の決定の手続」と、同法第29条第1項本文中「審査庁から指名されたときは、直ちに」とあるのは「審査の申出がされたときは、第24条の規定により当該審査の申出を却下する場合を除き、速やかに」と、同法第37条第1項及び第3項中「第31条から前条までに定める審理手続」とあるのは「地方税法第433条に規定する審査の決定の手続」と、同法第38条第1項中「第29条第4項各号に掲げる書面又は第32条第1項若しくは第2項若しくは第33条の規定により提出された書類その他の物件」とあるのは「第32条第1項若しくは第2項の規定により提出された書類その他の物件又は地方税法第433条第3項の規定によって提出させた資料」と、「当該書面若しくは当該書類の写し」とあるのは「当該書類若しくは当該資料の写し」と、同条第4項及び第5項中「政令」とあるのは「条例」と、同法第41条第2項第1号ホ中「第33条前段 書類その他の物件」とあるのは「地方税法第433条第3項 資料」と、同項第2号中「口頭意見陳述」とあるのは「地方税法第433条第2項ただし書に規定する口頭で意見を述べる機会」と、同法第44条中「行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき（前条第1項の規定による諮問を要しない場合（同項第2号又は第3号に該当する場合を除く。）にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第2号又は第3号に該当する場合にあっては同項第2号又は第3号に規定する議を経たとき）」とあるのは「審理手続を終結したとき」と、同法第53条中「第33条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件」とあるのは「地方税法第433条第3項の規定によって提出させた資料」と読み替えるものとする。
- 12 固定資産評価審査委員会は、第1項の規定による決定をした場合においては、その決定のあつた日から10日以内に、これを審査を申し出た者及び市町村長に文書をもつて通知しなければならない。この場合において同項の期限までに決定がないときは、その審査の申出を却下する旨の決定があつたものとみなすことができる。

【基準】

上記の条文及び基準規定による。

参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日